

静岡市中心市街地活性化基本計画

【静岡地区】

令和4年4月

(令和4年3月24日認定)

静岡県静岡市



- 目 次 -

第1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

1 静岡市の概況	1
2 市域の現状分析	4
3 中心市街地の位置づけ	14
4 地区の現状	22
5 市民の中心市街地に対する意識	37
6 中心市街地活性化に関する取組の検証	41
7 中心市街地活性化の課題	52
8 中心市街地活性化の方針	56

第2章 中心市街地の位置及び区域

1 位置	59
2 区域	60
3 中心市街地の要件に適合していることの説明	63

第3章 中心市街地の活性化の目標

1 中心市街地活性化の目標	69
2 計画期間の考え方	71
3 目標指標設定の考え方	71
4 フォローアップの方針	77

第4章 市街地の整備改善に向けた取組（土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項）

1 市街地の整備改善の必要性	80
2 具体的事業の内容	81

第5章 都市福利機能の向上に向けた取組（都市福利施設を整備する事業に関する事項）

1 都市福利施設の整備の必要性	94
2 具体的事業の内容	94

第6章 まちなか居住の推進に向けた取組（公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項）

1 まちなか居住の推進の必要性	98
2 具体的事業の内容	98

第7章 経済活力の向上に向けた取組（中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項）	
1 経済活力の向上の必要性	100
2 具体的事業の内容	101
第8章 公共交通の利便性の増進等に向けた取組（4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項）	
1 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	128
2 具体的事業の内容	128
4から8までに掲げる事業及び措置の実施場所	133
第9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
1 市の推進体制（静岡市まちづくり推進本部）	134
2 中心市街地活性化協議会に関する事項	139
3 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等	146
第10章 中心市街地における都市機能の集積を図るための措置に関する事項	
1 都市機能集積の促進の考え方	149
2 都市計画手法の活用	150
3 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	150
4 都市機能の集積のための事業等	150
第11章 その他中心市街地の活性化のために必要な事項	
1 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意点	151
2 都市計画等との調和	151
第12章 認定基準に適合していることの説明	
1 認定基準への適合	153
補足 用語解説集	154

- 基本計画の名称：静岡市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：静岡県静岡市
- 計画期間：令和4年4月から令和9年3月まで（5年間）

第1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

1 静岡市の概況

(1) 市のあらまし

平成15年4月1日に旧静岡市と旧清水市が合併して誕生した「静岡市」は、静岡県の県庁所在地であり、政治・経済・医療・教育・文化・情報など、様々な中枢機能が集積した都市である。駿府城下町として長い歴史を有し、東海道の要衝として栄えてきた。また、国際貿易と遠洋漁業の基地として、国の特定重要港湾・清水港を擁し、世界的な物流機能も備えている。平成17年4月1日には、全国14番目の政令指定都市となり、葵区・駿河区・清水区の3行政区を設け、大都市制度の利点を最大限に活かしつつ、また蒲原町・由比町との合併も経て、さらに大きな発展を遂げようとしている。



市域は、北は長野県や山梨県境の3,000m級の山々が連なる南アルプスから、南は駿河湾までの南北83.10km、東は富士川界隈から西は宇津ノ谷峠界隈までの東西50.62kmを有しており、市域の大部分は山間地で、豊かな自然環境に恵まれている。市南側に集中する平野部は平坦で、居住・移動に適し、コンパクトシティを形成しやすい天然の地形である。気候は温暖で、年平均気温は約17.0℃、年間日照時間は約2,200時間である。日照時間の割に雨量は多いが、雪はほとんど降らない。

産業では、商業・観光業・サービス業などの第3次産業や、物流業などの港湾関連産業も盛んであり、「商都」と「港町」の顔を併せ持っている。江戸時代以来の伝統と技術による伝統工芸品や、家具・木製品・サンダルなどの地場産業、清水港を中心とした造船業、食品関連産業、機械器具製造業など、ものづくり産業が盛んである。農業ではお茶・柑橘類・いちご・バラ・わさび・しょうが・トマトなどが特産品として生産され、特にお茶は全国一の集散地である。水産業では、マグロを主力とした遠洋漁業のほか、駿河湾の特産物であるしらす・桜えびを主とした沿岸漁業が中心である。

観光資源として、北部・山間部に南アルプス国立公園、奥大井県立自然公園や良質な温泉などを有し、南部には世界文化遺産「富士山」の構成資産である三保松原や日本平、山岡鉄舟や清水次郎長にゆかりのある鉄舟寺等の寺院群、久能山東照宮、登呂遺跡などの数多くの史跡・旧跡を有している。そのほか、春の「静岡まつり」「由比桜えびまつり」や、夏の「清水七夕まつり」「清水みなと祭り」「かんばらまつり」、秋の「大道芸ワールドカップ」、冬の「クリスマスイルミネーション」などのイベントも盛んに開催され、まちに活気をもたらしている。

(2) 市制・合併歴

旧静岡市は明治 22 年、旧清水市は大正 13 年に市制を施行した。

旧 2 市はそれぞれ、複数の近隣町村との合併を経た後、平成 15 年 4 月に合併し、現在の静岡市が誕生した。平成 17 年 4 月には、全国 14 番目の政令指定都市に移行した。平成 18 年 3 月には庵原郡蒲原町と、平成 20 年 11 月には庵原郡由比町とそれぞれ合併し、現在の市域となった。

【市制・合併歴】

年度	旧静岡市			旧清水市		
	内容	(人)	(km ²)	内容	(人)	(km ²)
明治 22	市政施行	37,681	4.36			
明治 41	安倍郡豊田村南安東の一部を合併	51,111	5.03			
明治 42	安倍郡南賤機村のうち安東、安西井宮、安西内・外新田を合併	54,404				
大正 12				庵原郡辻町、江尻町、安倍郡入江町、清水町、不二見村、三保村の合併により市政施行	43,295	25.34
昭和 3	安倍郡豊田村を合併	102,773	20.87			
"	安倍郡安東村、大里村を合併	129,039	37.94			
昭和 7	安倍郡賤機村を合併	149,470	73.34			
昭和 9	安倍郡千代田村、麻機村、大谷村、久能村、長田村を合併	191,005	147.88			
昭和 23	庵原郡西奈村を合併	220,284	159.96			
昭和 28				庵原郡飯田村を合併		31.87
昭和 29				庵原郡高部村を合併	111,940	41.75
昭和 30	安倍郡美和村、服織村、中藁科村、南藁科村を合併	293,749	293.89	安倍郡有度村を合併	111,940	41.75
昭和 33	清水市中吉田、平沢、谷田、中之郷の一部を合併	315,642	296.60	清水市中吉田、平沢、谷田、中之郷の一部を静岡市に編入		52.98
昭和 36				庵原郡袖師町、庵原村、興津町、小島村、両河内村を合併	198,567	226.1
昭和 44	安倍郡大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村を合併	410,294	1145.96			
平成 15	旧静岡市・旧清水市合併	706,513	1373.89			

※旧蒲原町、旧由比町の合併履歴は省略

(3) 中心市街地の歴史的・文化的役割

旧静岡市の歴史は古く、市内の登呂遺跡（国指定特別史跡）には、弥生時代の生活の跡が残されている。奈良時代には国府が置かれ、南北朝・室町・戦国時代には今川氏の城下町として栄えた。江戸時代に入り、徳川家康公が駿府城を築城してからは、城下町としてのまちづくりが本格的に進み、当時の日本で最も重要な政治拠点であった。その後は天領となり、東海道の要衝として、交易とともに文化交流の舞台にもなった。幕末には西郷隆盛と山岡鉄舟が江戸開城について会見し、幕府倒壊後は最後の将軍徳川慶喜が移り住むなど、歴史の表舞台にその名を刻んできた。

旧清水市は、清水港とともに発展してきたまちである。清水港が天然の良港であったことから、7世紀には駿河国の豪族が率いる水軍が清水港から白村江の戦いに参戦し、また今川氏や武田氏等には戦略上の要衝として利用されてきた。17世紀には水運・物流の拠点として駿府城築城・補修の資材が巴川を遡り運搬され、江戸時代には富士川水運を利用した年貢の集積拠点となり、清水港から江戸に御廻米が回送された。明治以降、幕府直轄地としての特権が剥奪され一時衰退するが、その後開港場に指定されたことで、茶を扱う外国商社が多く置かれ、茶の主要輸出港として栄えた。

現在の静岡市は、静岡県の県庁所在地であり、政治・経済・医療・教育・文化・情報など、様々な中枢機能が集積した都市となっている。また、清水地区は、国際貿易と遠洋漁業の基地として、国の特定重要港湾・清水港を擁し、世界的な物流機能を備えている。



【静岡地区中心市街地】出典：しづおか観光情報HP

【駿府城下町割絵図】静岡市蔵



【清水港】出典：国土交通省港湾局産業港湾課

2 市域の現状分析

(1) 市全域の面積・人口

市全域の面積は 1,411.83k m² であり、全国で 6 番目に広大な市域を有する。市人口は 693,389 人、世帯数 297,421 世帯である（R2 国勢調査）。

【面積】

全域	1,411.83k m ²
人口集中地区面積	106.75k m ²
都市計画区域面積	234.83k m ² (H31.3.31)
市街化区域面積	104.74k m ² (H31.3.31)

【人口（R2 国勢調査）】

全域	693,389 人
葵区	249,297 人
駿河区	213,026 人
清水区	231,066 人

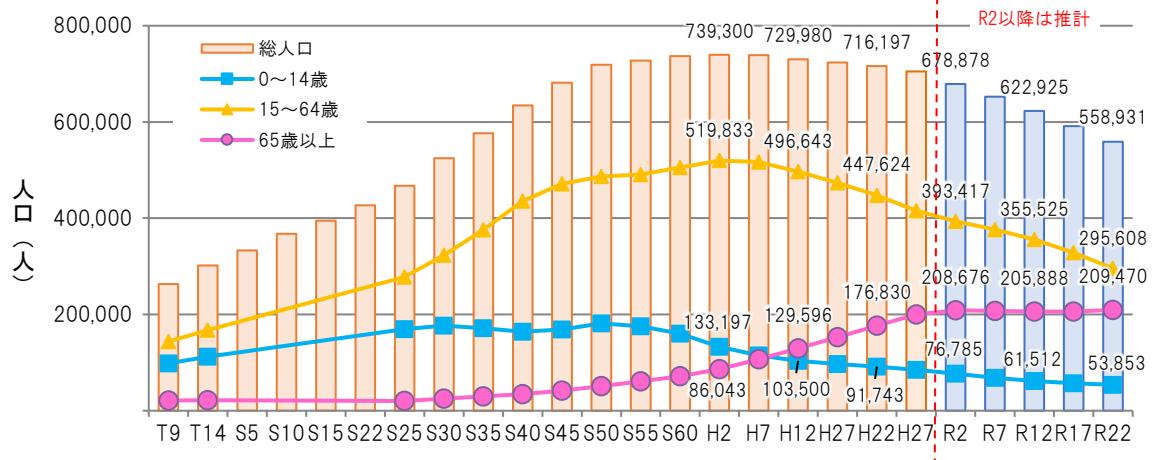
出典：静岡市のあらまし

(2) 中心市街地活性化推進の背景

ア 人口減少・少子高齢化の進行

静岡市の人口は、平成 2 年の約 74 万人をピークに減少へ転じ、本計画終期である令和 9 年には 65 万人を下回る見込みである。特に、少子高齢化と生産年齢人口の減少が急激に進んでおり、静岡市の健全な発展を維持するために必要な人口動態に支障が生じかねない状況にある。

【総人口及び年齢別人口の推移】



	実績値（人）			推計値（人）		
	H2	H12	H22	R2	R12	R22
総人口	739,300	729,980	716,197	678,878	622,925	558,931
0~14歳	133,197	103,500	91,743	76,785	61,512	53,853
15~64歳	519,833	496,643	447,624	393,417	355,525	295,608
65歳以上	86,043	129,596	176,830	208,676	205,888	209,470

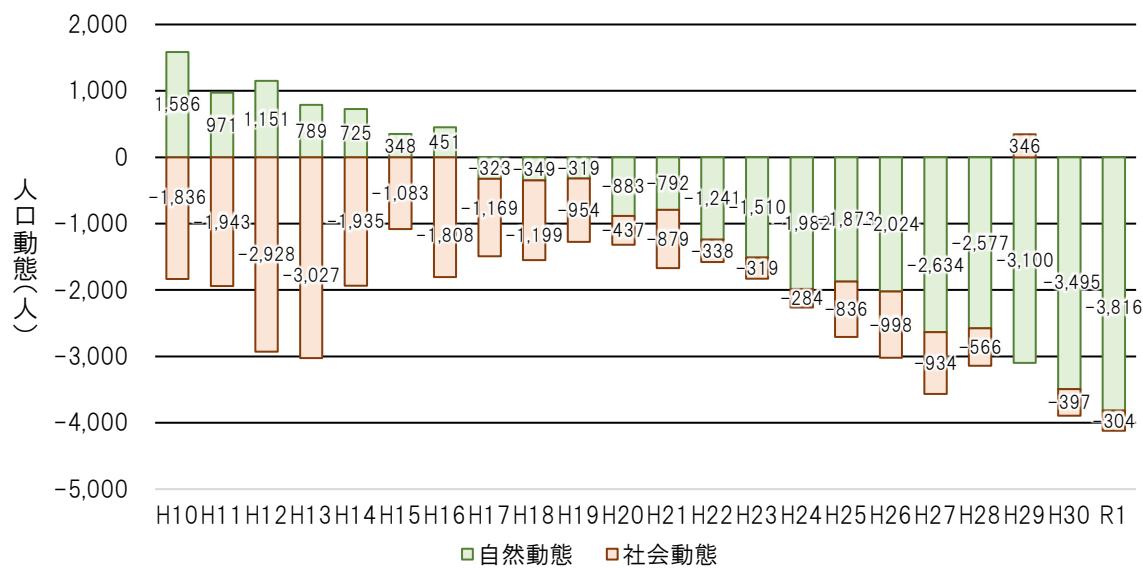
※総人口は不詳を含む。

出典：H27 「静岡市人口ビジョン」

イ 自然減・転出超過で推移

静岡市の自然動態（出生・死亡）は、少子化などの影響もあり、平成17年以降自然減となっており、減少数も増加傾向にある。また、社会動態（転入・転出）も、平成10年以降は転出超過にあることから、自然減、転出超過により、市の人口減少が一層進むことが懸念される。

【静岡市の人団動態の推移】



出典：H10-R2 静岡市統計書

ウ コンパクトな市街地が形成

本市の地形は、山間部・丘陵部・平地部に分かれ、それぞれ森林、農地、宅地が中心的な土地利用となっている。土地利用の状況は、全体の約75%を山林、約9%を宅地が占めており、比較的コンパクトな形で市街地が形成されている。

【地目別地籍（令和2年）】

	宅地	田畠	山林	原野	池沼	雑種地	総数
面積 (万m ²)	6,847	9,861	58,262	941	341	1,141	77,393
割合	8.8%	12.7%	75.3%	1.2%	0.4%	1.5%	100.0%

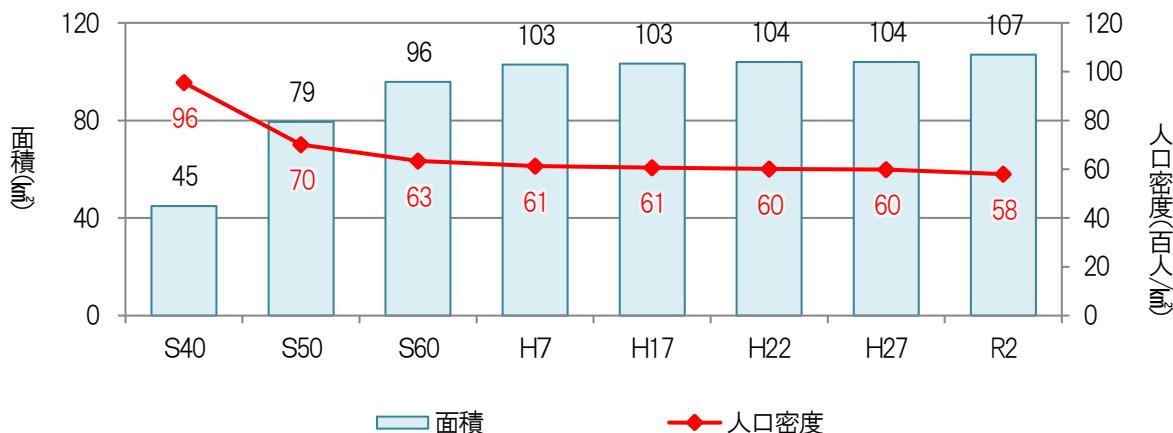
※評価総地積の数字である。雑種地に鉱泉地を含む

出典：R2 静岡市統計書

工 市街地の拡散

静岡市の人口集中地区は、長期的に拡大傾向にある。人口集中地区内の人口は増加傾向にあるが、それ以上に面積が拡大してきたため、人口密度は減少傾向にあるものの、近年では大きな変動はない。

【静岡市内人口集中地区面積・人口密度】



出典：S 40～H 27 「国勢調査」

才 首都圏、中京圏、上信越地域へのアクセス性が向上

本市は、東名高速道路や新東名高速道路が東西方向に横断しており、近年では新たなインターチェンジ（日本平久能山スマートインターチェンジ）の開設や中部横断自動車道が開通した。これらの高規格幹線道路により、首都圏、中京圏や上信越地域などへのアクセス性が向上し、本市の産業・経済活動を大きく変える可能性がある。

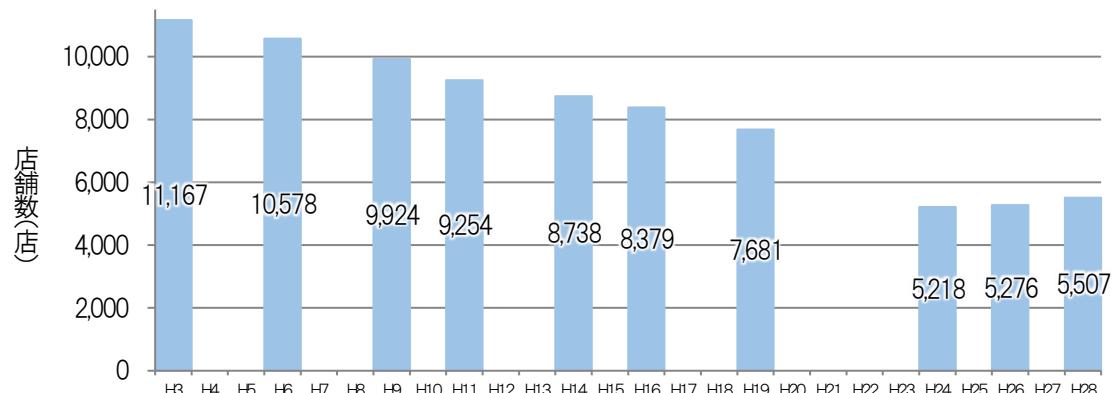
公共交通は、JR東海道新幹線やJR東海道本線、静岡鉄道静岡清水線による鉄道交通と、バス路線などによるバス交通で構成されている。

力 小売商業の減退、郊外大型店の増加

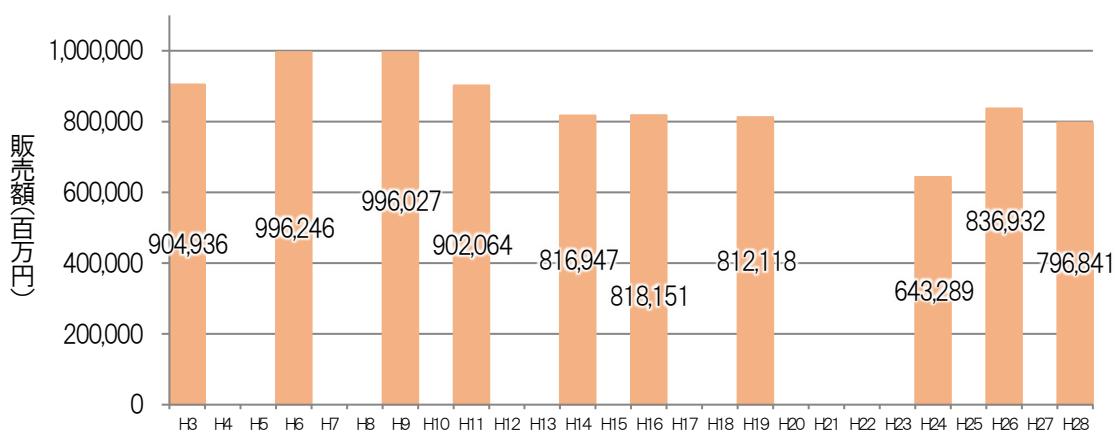
静岡市の小売商業は、総じて減退傾向にある。各項目におけるピーク時との比較において、店舗数は平成3年から平成28年で約6,000件減（対比49%）、年間商品販売額は平成6年から平成28年で約1,990億円減（対比80%）に減少している。これは、人口減少や少子高齢化の進行、所得・消費の伸び悩みなどによる消費購買力の低下等が影響していると推察される。

市内の大型店全111店舗（令和2年現在）のうち、中心市街地内の立地は14店舗（静岡地区12店舗、清水地区2店舗）にとどまり、中心市街地以外における立地が目立つ。この10年間における新規開店は、中心市街地内が2店舗（静岡地区2店舗、清水地区0店舗）であるのに対し、それ以外のエリアは26店舗に及んでいる。

【静岡市全域 小売店舗数】



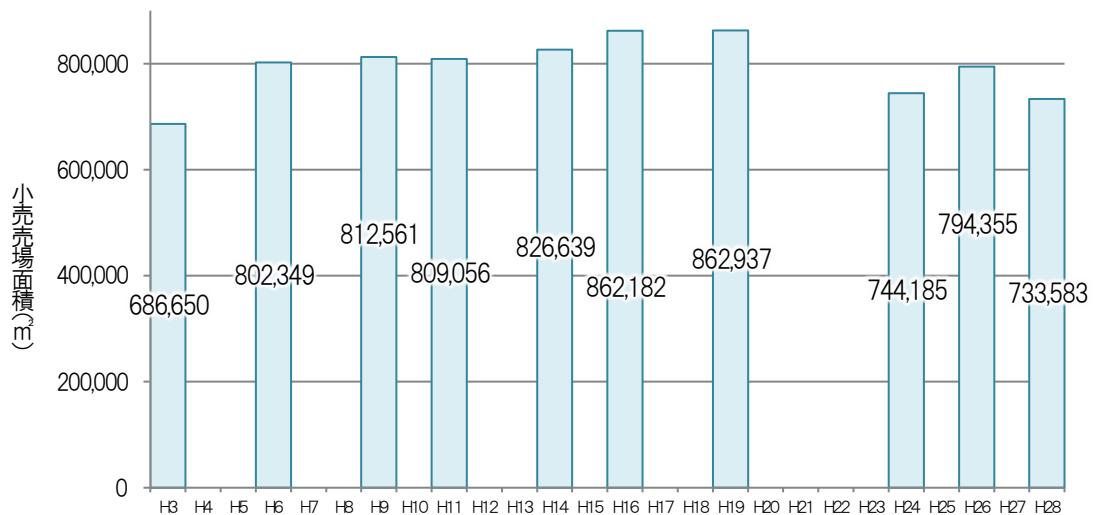
【静岡市全域 小売年間商品販売額】



※H24以降の経済センサスの小売商業関連値は、H19までの「商業統計調査」と集計方法が異なっているため、経年変化の純粋な比較は出来ない。但し、ほぼ同対象を捉えた近似値であると仮定し、H24以降の値も含めた推移を捉えることとする。

出典：H3～21「商業統計調査」、H24・H28「経済センサス活動調査」、H26「経済センサス基礎調査」

【静岡市全域 小売売場面積】



※H24以降の経済センサスの小売商業関連値は、H19までの「商業統計調査」と集計方法が異なっているため、経年変化の純粋な比較は出来ない。但し、ほぼ同対象を捉えた近似値であると仮定し、H24以降の値も含めた推移を捉えることとする。

出典：H3～21「商業統計調査」、H24・H28「経済センサス活動調査」、H26「経済センサス基礎調査」

【過去 10 年間の大規模小売店舗立地法に基づく新設届出件数】

	中心市街地				中心市街地以外	
	静岡地区		清水地区			
	件数	店舗名	件数	店舗名	件数	店舗名
H23	-		-		5	東静岡地区新都市拠点整備事業15街区商業施設
H24	-		-		4	
H25	1	(仮称) 静岡呉服町第一地区再開発ビル	-		5	
H26	-		-		1	
H27	-		-		4	
H28	-		-		1	
H29	-		-		2	
H30	1	札の辻クロス	-		1	
R1	-		-		2	
R2	-		-		1	

出典：静岡市ホームページ

【静岡市内大規模店舗一覧】

NO.	店舗名	所在地	開店日	店舗面積	立地地域
1	田子重下川原店	駿河区下川原五丁目	1994/7/21	1, 872	郊外
2	ファッショングセンターしまむら下川原店	駿河区下川原南	2003/12/17	1, 241	郊外
3	ジャンボエンチョー下川原店	駿河区下川原二丁目	2006/10/11	4, 900	郊外
4	バロー丸子新田店	駿河区丸子新田	2016/1/28	2, 119	郊外
5	静岡メイク	駿河区丸子新田	1975/11/2	1, 404	
6	静岡ショッピングビル	駿河区曲金三丁目	1986/5/28	13, 686	郊外
7	エディオン静岡曲金店	駿河区曲金七丁目	2015/7/3	2, 623	郊外
8	マックスバリュ静岡曲金店	駿河区曲金七丁目	2010/3/18	2, 259	郊外
9	すんぷ夢ひろば	駿河区古宿字前山	2006/11/17	2, 007	郊外
10	コジマ×ビックカメラ静岡店	駿河区国吉田一丁目	1999/12/10	6, 483	郊外
11	ヤマダ電機テックランド静岡国吉田店	駿河区国吉田一丁目	2005/6/17	4, 319	郊外
12	(仮称) 小鹿複合商業施設	駿河区小鹿	2012/10/15	3, 356	郊外
13	ザ・ビッグ静岡新川店	駿河区新川二丁目	2013/9/30	1, 254	郊外
14	田子重 西中原店	駿河区西中原二丁目	2013/7/1	2, 491	郊外
15	セントラルスクエア静岡	駿河区石田一丁目	2005/10/28	25, 250	郊外
16	コーポ石田店	駿河区石田一丁目	1993/4/23	1, 202	郊外
17	バローダ坪店	駿河区大坪町	2009/11/26	1, 473	郊外
18	杏林堂薬局静岡大坪店・セブン－イレブン静岡大坪町店	駿河区大坪町	2018/7/31	1, 284	郊外
19	ジャンボ静岡中央 ☆ジャンボエンチョー静岡店	駿河区大和	1977/6/17	3, 217	
20	ジャンボエンチョー静岡店	駿河区大和二丁目		4, 675	郊外
21	エスポット静岡駅南店	駿河区中村町	1981/3/18	3, 098	郊外
22	(株) 富士屋静岡中田店	駿河区中田	1972/9/1	1, 056	
23	アイアイ家具	駿河区中田三丁目	2015/11/28	2, 235	郊外
24	(仮称) ハードストック静岡	駿河区中田二丁目	2017/5/9	1, 157	郊外
25	和蘭陀館	駿河区津島町	1999/12/3	1, 731	
26	ザ・ビッグ静岡登呂店	駿河区登呂二丁目	2010/4/15	2, 475	郊外
27	サウスポット静岡	駿河区南町	1996/2/24	1, 272	
28	ヤマダ電機テックランド静岡店	駿河区馬渓	1976/3/20	7, 612	郊外
29	静岡鑑定団八幡店	駿河区八幡五丁目	2007/4/24	2, 392	郊外
30	ルピナス富士見台ショッピングセンター	駿河区富士見台一丁目	2013/11/30	6, 728	郊外
31	パウ S B S通り	駿河区富士見台二丁目	1999/10/1	2, 699	郊外
32	ザ・ビッグ静岡豊田店	駿河区豊田 3 丁目	1976/12/1	1, 477	郊外
33	マックスバリュ静岡丸子店	駿河区北丸子	2004/1/24	3, 138	郊外
34	ホームプラザナフコ静岡丸子店	駿河区北丸子一丁目	2012/12/1	8, 053	郊外
35	(仮称) ニトリ静岡草薙店	駿河区弥生町	2018/9/7	5, 180	郊外
36	コジマ N E W静岡有明店	駿河区有明町	2004/6/4	1, 676	郊外
37	ニトリ静岡インター通り店	駿河区緑が丘町	1999/4/16	5, 298	郊外
38	カインズホーム静岡羽鳥店	葵区羽鳥	1996/12/1	3, 500	郊外
39	ふしみやビル	葵区吳服町	1971/10/30	1, 493	
40	すみや本店、文昇堂	葵区吳服町	1968/3/30	1, 123	
41	(株)静岡伊勢丹	葵区吳服町一丁目	1931/12/8	21, 525	静岡市街地

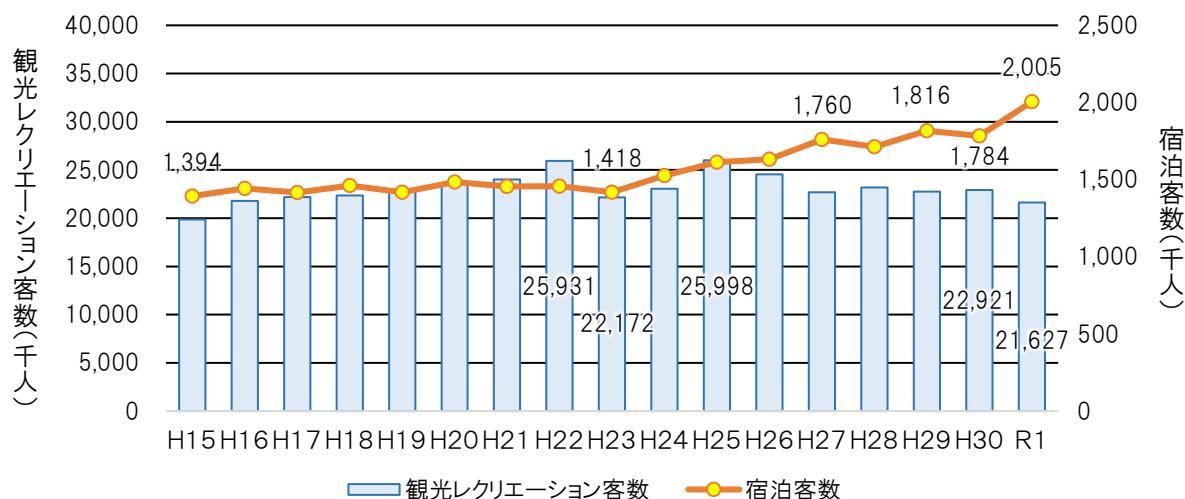
No.	店舗名	所在地	開店日	店舗面積	立地地域
42	札の辻クロス	葵区呉服町一丁目	2018/10/26	2, 331	静岡市街地
43	(仮称) 静岡呉服町第一地区再開発ビル	葵区呉服町一丁目	2014/4/2	2, 083	静岡市街地
44	株式会社谷島屋呉服町本店	葵区呉服町二丁目	1969/11/30	1, 204	静岡市街地
45	(株)大丸松坂屋百貨店 松坂屋静岡店	葵区御幸町	1932/11/20	24, 372	静岡市街地
46	御幸町・伝馬町共同ビル	葵区御幸町	1969/9/21	13, 456	静岡市街地
47	ペガサート	葵区御幸町	2004/9/10	1, 935	静岡市街地
48	静岡ターミナルビル (パルシェ)	葵区黒金町	1981/10/8	12, 796	静岡市街地
49	ホテルアソシア静岡ターミナル	葵区黒金町	1983/9/18	1, 235	
50	田丸屋ビル (静岡パルコ)	葵区紺屋町	1970/6/11	22, 036	静岡市街地
51	葵タワー	葵区紺屋町	2010/4/1	4, 478	静岡市街地
52	(仮称) 杏林堂薬局山崎店	葵区山崎一丁目	2012/1/27	2, 307	郊外
53	(仮称) ドン・キホーテ山崎店	葵区山崎一丁目	2015/12/18	2, 000	郊外
54	フードマーケット・マム若松店	葵区若松町	2010/11/26	2, 246	郊外
55	杏林堂薬局静岡松富店	葵区松富二丁目	2019/3/15	1, 810	郊外
56	ザ・ビッグ静岡新伝馬店	葵区新伝馬三丁目	2008/2/23	1, 958	郊外
57	スーパー田子重セナ店	葵区瀬名字汐出	1993/11/23	1, 048	
58	杏林堂薬局瀬名川店	葵区瀬名川二丁目	2008/4/22	2, 128	郊外
59	富士屋瀬名店・瀬名鑑定団	葵区瀬名中央三丁目	1972/9/1	2, 323	郊外
60	龍南興産ビル (長崎屋瀬名店)	葵区瀬名中央三丁目	1980/9/12	1, 290	
61	しづてつストア千代田店	葵区千代田一丁目	2014/5/28	1, 186	郊外
62	エスピット千代田店	葵区千代田二丁目	1993/11/25	1, 749	郊外
63	(仮称) 五光建設株式会社千代田貸店舗	葵区千代田六丁目	2012/10/31	1, 740	郊外
64	エスピット静岡東店	葵区川合新田	1992/10/31	4, 078	郊外
65	新静岡セノバ	葵区鷹匠一丁目	2011/10/5	27, 765	静岡市街地
66	生活創庫静岡店 ☆F I V E - J	葵区伝馬町	1984/11/21	6, 918	静岡市街地
67	しづてつストア田町店	葵区田町七丁目	2007/9/21	1, 323	郊外
68	株式会社マエダ静岡瀬名店 ☆東瀬名ビル	葵区東瀬名町	2001/1/30	2, 252	
69	ジーンズショッピングオサダ東静岡店	葵区東静岡駅周辺土地区画整理事業	2005/9/28	1, 166	郊外
70	ジャンボスポーツアシラトリ静岡店	葵区東町	1975/7/10	6, 361	郊外
71	ザ・ビッグ静岡城北店	葵区北安東五丁目	1975/5/12	1, 637	郊外
72	DCMカーマ静岡柳町店	葵区柳町	2006/4/4	6, 475	郊外
73	M A R K I S 静岡	葵区柚木	2013/4/12	30, 000	郊外
74	(仮称) バロー竜南店	葵区竜南二丁目	2014/1/3	1, 322	郊外
75	エディオン清水店	清水区永楽町	2013/3/31	2, 916	郊外
76	新清水鑑定団	清水区永楽町	1992/4/23	1, 916	郊外

No.	店舗名	所在地	開店日	店舗面積	立地地域
77	クリエイトエス・ディー清水下野店	清水区下野緑町	2011/8/26	1,089	郊外
78	イオンタウン蒲原	清水区蒲原	1999/11/9	10,195	郊外
79	ベイドリーム清水ショッピングセンター	清水区駒越北町	2011/4/26	22,440	郊外
80	スーパー田子重駒越店	清水区駒越北町	1990/5/30	1,544	
81	エスジーポート	清水区江尻台町	2008/4/25	1,226	郊外
82	エスパルスドリームプラザ新館	清水区港町一丁目	2006/6/23	1,611	清水市街地
83	川口ビル（バロー清水高橋店）	清水区高橋五丁目	1990/10/27	8,700	郊外
84	清水三保貸店舗	清水区三保	2009/10/20	2,201	郊外
85	マックスバリュ清水三保店	清水区三保	2004/11/11	2,178	郊外
86	ケーヨーデイツー清水店	清水区渋川	2011/9/15	2,962	郊外
87	清水狐ヶ崎ショッピングセンター	清水区上原一丁目	1999/4/27	22,010	郊外
88	(仮称)ヤマダ電機テックランド静岡清水店	清水区清開一丁目	2008/2/29	4,131	郊外
89	マックスバリュ清水興津店	清水区清水興津本町	2005/6/11	2,020	郊外
90	インテリアマートマエザワ	清水区船越南町	1994/9/15	2,416	
91	しづてつストア草薙店	清水区草薙	1977/8/20	2,085	郊外
92	ジャンボエンチヨー清水店	清水区袖師町	1990/9/11	2,346	
93	(仮称)カインズ静岡清水店	清水区長崎	2016/7/27	4,999	郊外
94	食鮮館タイヨー長崎店	清水区長崎	2006/3/1	1,470	郊外
95	フィットハウス清水店	清水区長崎南町	2003/4/22	3,260	郊外
96	フレスピ静岡	清水区鳥坂	2003/7/31	8,950	郊外
97	カワチ薬品清水鳥坂店	清水区鳥坂	2007/2/15	2,108	郊外
98	ファッショセンタ－しまむら鳥坂店	清水区鳥坂	2010/5/27	1,263	郊外
99	(株)大和屋商店	清水区辻	1963/10/25	1,104	
100	(仮称)天王南ショッピングセンター	清水区天王南	2011/10/28	9,791	郊外
101	清水魚市場河岸の市	清水区島崎町	2001/1/20	1,552	
102	DCMカーマ清水店	清水区東大曲町	2015/12/3	7,772	郊外
103	しづてつストア清水入江店	清水区入江一丁目	2006/3/1	1,286	郊外
104	エスパルスドリームプラザ	清水区入船町	1999/10/8	7,484	清水市街地
105	(株)静岡婚礼家具総本店 ☆モビリエ21	清水区八坂東1丁目	1974/8/31	4,161	
106	清水鑑定団	清水区八坂東二丁目	2006/7/1	1,506	郊外
107	マックスバリュ清水八坂店	清水区八坂南	2011/3/5	2,524	郊外
108	コープハ千代店	清水区八千代町	1995/7/7	1,077	郊外
109	スポーツショップアラジン	清水区浜田町	1992/9/18	1,014	
110	栗田家具センター清水店	清水区北脇新田	1977/6/22	5,093	
111	ファッショセンタ－しまむら有東坂店	清水区有東坂二丁目	2008/5/15	1,261	郊外

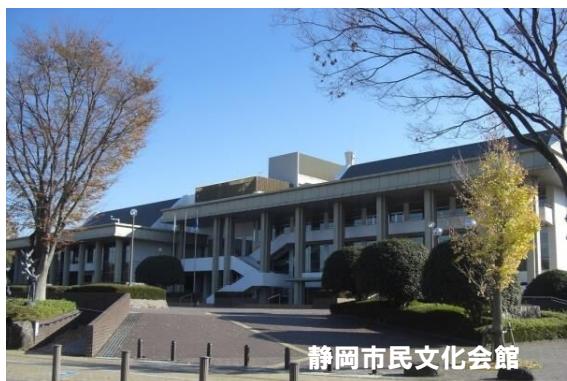
キ 宿泊観光産業の改善

静岡市の観光レクリエーション客数は、平成 25 年の約 2,600 万人をピークに減少し、近年は 2,200 万人前後で推移している。一方で、宿泊客数は、訪日外国人観光客の伸びなどの影響もあり、平成 24 年以降増加傾向にあり、令和元年現在約 200 万人まで増加している。

【静岡市観光レクリエーション客数・宿泊客数】



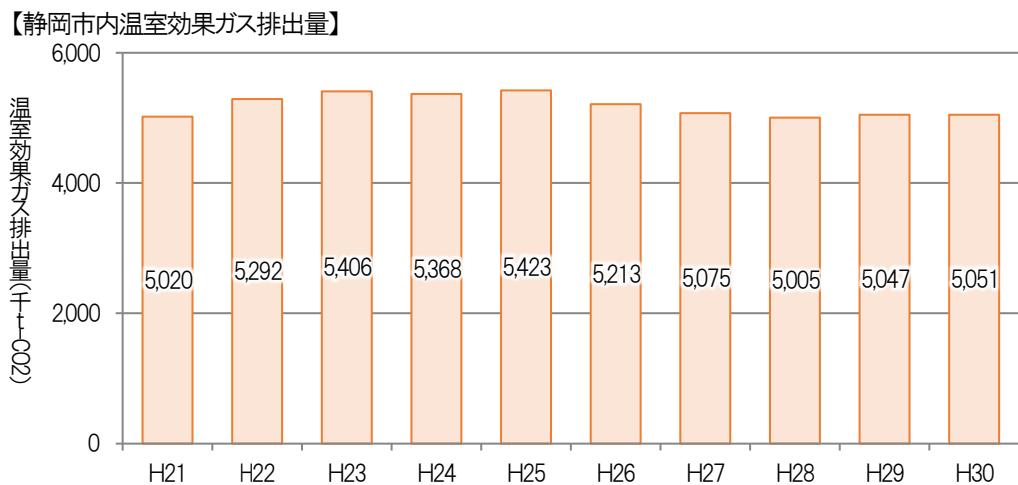
出典：静岡県観光交流の動向長期時系列推移（昭和 63 年度～令和元年度）



出典：しづおか観光情報 HP

ク 温室効果ガス排出量は横ばい傾向

静岡市の温室効果ガス排出量は、減少傾向から横ばい傾向にある。世界的に地球温暖化が進展する中、今後も環境負荷軽減に向けた取組が必要である。



出典：2018（平成 30）年度の静岡市域における温室効果ガス排出量等について

3 中心市街地の位置づけ

3-1 上位関連計画との関係

中心市街地の活性化に向け、静岡市は本計画の上位・関連計画において、次の方向性を示している。

(1) 第3次静岡市総合計画（H27～R4）

静岡市の最上位計画である「第3次静岡市総合計画」においては、静岡地区・清水地区それぞれの魅力・個性を活かした活性化を推進し、連携を図ることで、相乗効果を生み出す、としている。具体的には、静岡地区においては徳川家康公の築いた城下町を基礎に、商業・業務等の多様な機能の強化と回遊性向上を進めるとし、清水地区においては、清水港ウォーターフロント日の出地区でのぎわい創出を図り、清水駅周辺とのつながりを強化する、としている。

【参考】 第3次静岡市総合計画（抜粋）

■観光・交流分野

- 「本市の賑わいと交流の拠点である、静岡・清水両地区中心市街地のそれぞれの魅力・個性を活かした活性化を推進し、連携を図ることで、相乗効果を生み出し、市域全体の活性化を図ります。」
- 「中心市街地を舞台に、訴求力が高く賑わいを生み出すイベントを、官民連携して推進していきます。併せて、まちづくり人材の育成や、活気ある中心市街地づくりを推進する組織への支援を行い、魅力あふれるまちの創出を図っていきます。」
- 「富士山を背景とした我が国屈指の良港である国際拠点港湾・清水港の魅力を活かした客船誘致の推進や、賑わい交流拠点の形成など、清水港ウォーターフロントの活性化に一層取り組んでいきます。」

■商工・物流分野

- 「商業都市としての本市の特性をみがき、個店・商店街等への支援や、都心商業から地域商業まで、地域特性に見合った商業立地を促すことにより、誰もが安心・安全に快適な買物ができる環境の創出を図ります。」
- 「国際拠点港湾・清水港と、歴史・風土に育まれた多様な生産拠点や物流拠点を活かすため、・・・国際物流の拠点である清水港を中心とした広域物流の促進を図ります。」

■都市・交通分野

- 「静岡・清水両都心、東静岡副都心は、商業・業務・医療・情報などの都市機能を持ち、今後も静岡県中部地域の中枢機能を担いつつ、コンパクトシティの核としての役割を果たしていくことが求められています。」
- 「静岡都心では、徳川家康公の築いた城下町を基礎とし、利便性・快適性をさらに高めるため、商業・業務・居住等の多様な機能の強化を図るとともに、回遊性を向上させる取組を進めます。」
- 「清水都心では、JR清水駅と清水港が近接している立地を活かし、物流機能が移転する日の出地区において、工業・物流機能から賑わい・交流機能への転換を図り、「みなと」と「まち」をつなぐ取組を進めます。」

【第3次静岡市総合計画 × 5大構想 × SDGs】

第3次総合計画のなかでも、特に重要で、スピード感を持って取り組んでいく施策群を「5大構想」として掲げている。

静岡都心における「歴史文化の拠点づくり」、清水都心における「海洋文化の拠点づくり」、および草薙・東静岡副都心における「教育文化の拠点づくり」の「世界に存在感を示す3つの拠点づくり」を行うとともに、住み慣れた地域で長く、自分らしく暮らすことができる『健康長寿のまち』の推進」と、文化・クリエイティブ活動への支援などを通じて、わくわく、ドキドキの笑顔あふれるまちにする『まちは劇場』の推進』の「生活の質を高める2つの仕組づくり」を行っていく。

さらに、静岡市は、国連が2030年を目標として定めた「SDGs（持続可能な開発目標）」についても、全国の自治体に先駆けて取り組んでおり、内閣府が選定する「SDGs未来都市」に選定されるとともに、国連が定める「SDGsハブ都市」にも、アジア地域の中で唯一選定されているところであり、この「SDGs」の視点を、優先施策群である「5大構想」へ組み込み、活用することで、「世界に輝く静岡」の実現に向けた取組を加速化させることとしている。



歴史文化の拠点づくり（静岡都心）<SDGs 8, 11, 16>

- ・徳川家康公が晩年暮らした駿府城公園周辺の魅力を高める取組を通じて、来街者の増加による地域経済の活性化を図るとともに、大御所が愛した「平和都市・静岡」を世界に向けてアピールする。

海洋文化の拠点づくり（清水都心）<SDGs 8, 11, 14>

- ・清水港周辺に集積する行政、民間企業、教育機関などと連携し、海洋関連産業の振興を推進することで、交流人口の増加と地域経済の活性化を図り、地球全体の海を取り巻く環境の保全や、海洋人材の育成にも取り組むことで、国内外から人々が訪れる「国際海洋文化都市」の実現を目指す。

教育文化の拠点づくり（草薙・東静岡副都心）<SDGs 3, 4, 11, 12, 17>

- ・JR東静岡・草薙駅周辺地区に、すべての人が質の高い教育を受けることのできる機会を創出し、地域経済の活性化を図るとともに、多くの若者が集まり、交流が生まれるまちを目指す。

「健康長寿のまち」の推進<SDGs 3, 4, 8, 11>

- ・人生100年時代を見据え、あらゆる年齢の人が住み慣れた地域で、いつまでも健康で人生を楽しむことができ、住み慣れた地域で、自分らしく暮らすことができるまちを実現する。

「まちは劇場」の推進<SDGs 8, 11>

- ・本市に根付いた大道芸や演劇、音楽などの芸術文化等の持つ創造性を活かし、誰もが気軽に楽しむことができる仕掛けづくりを通じて、市民の芸術文化等の創造活動への参加や活動を促すことで、市民が主役のまちづくりを進め、シビックプライドの醸成及び交流人口の増加による地域経済の活性化を図る。

(2) 静岡市第2期総合戦略 (R2～R4)

第2期総合戦略においては、国が掲げる「東京圏への一極集中の是正」のもと進める各種施策に呼応した移住・定住策に取り組むことに加え、まちに賑わいをもたらす「交流人口」や、国が新たに提唱する「関係人口」の概念も取り入れながら、人口活力の維持に取り組むとしている。

第2期戦略の目標として「人口活力の維持及び持続可能なまちの実現」を目指すとしている。中心市街地に係る戦略としては、「新しい「ひと」の流れを呼び込む」ため、「国内外からの誘客と交流を推進」することとし、静岡、清水の中心市街地の歩行者通行量や滞在時間をKPI（重要業績評価指標「Key Performance Indicators」の略。政策ごとの達成すべき成果目標）として位置付けている。

【参考】 静岡市第2期総合戦略（抜粋）

■戦略②「新しい「ひと」の流れを呼び込む」

- ・首都圏等からの移住・定住の促進を目指し、雇用・就労の場や住宅の確保、教育・子育て、医療・介護などの充実を図り、「静岡暮らし」の魅力の向上と情報発信を推進します。
- ・また、交流人口拡大や、定住しないものの、兼業・副業など本市に継続的に多様な形で関わる関係人口の概念を事業に取り入れ、市外からの人材を呼び込みます。
 - ア 首都圏等からの移住・定住を促進
 - イ 国内外からの誘客と交流を推進
(KPI)
 - 静岡、清水の中心市街地の歩行者通行量（主要回遊動線上）
 - 現状値：静岡 154,117 人、清水 32,429 人（2017 年）
 - 目標値：静岡・清水現状維持（2022 年）
 - 静岡、清水の中心市街地の滞在時間（2 時間以上の割合）
 - 現状値：静岡 72.8%、清水 55.6%（2017 年）
 - 目標値：静岡 72.8%、清水 62.6%（2022 年）
 - ウ 市外から地域の課題解決に貢献する人材を呼び込む

(3) 静岡市都市計画マスタープラン (H28～R17)

静岡市のまちづくりの方針、都市施設の整備方針等を定める「静岡市都市計画マスタープラン」においては、将来都市構造として「集約連携型都市構造」を掲げ、静岡地区と清水地区は、商業・業務、行政・文化、交流・レクリエーション等の都市機能と人口が集積し、市民の多様な都市生活の活動を支える「都市拠点」として位置づけられている。

具体的には、静岡地区は、商都として魅力とにぎわいのある都市空間の形成及び歴史・文化を含めた観光の玄関口としての機能強化を図るとしている。また、清水地区は、ウォーターフロントのポテンシャルを活かし、魅力とにぎわいのある都市空間の形成と交流人口の増加を図るとしている。

【参考】静岡市都市計画マスターplan（抜粋）

■集約連携型都市構造の形成方針

都市拠点（清水）

- 商業機能の更新と定住人口の誘導
- ウォーターフロントのポテンシャルを活かした、魅力とにぎわいのある都市空間の形成と交流人口の増加

都市拠点（静岡）

- 都市機能の集積と定住人口の誘導による商都として魅力とにぎわいのある都市空間の形成
- 歴史・文化を含めた観光の玄関口としての機能強化による回遊性の向上と交流人口の増加



■重点地区における取組

1. 静岡都心地区

①まちづくりの目標

歴史が息づく、人々を刺激する都心

②まちづくりの方針

1) 高次かつ多様な都市機能の持続的な誘導

- ・広域商業、娯楽、業務、交流等の都市圏の核にふさわしい都市機能の誘導
- ・老朽化が進んだ市街地における、エリアの個性を意識した更新・再生の推進

2) 伝統を活かし、新たな魅力を創る都市空間の整備

- ・駿府城・城下町等の伝統を継承する景観誘導

- ・にぎわいや憩い、コミュニティ活動を支える公共空間づくり

3) 楽しく歩いて自転車にも利用しやすいまちづくりの推進

- ・公共交通網・ターミナルの強化や新たな交通システムの導入検討

- ・エリア間の歩行者回遊性の向上（「JR静岡駅周辺」、「御幸町・伝馬町・鷹匠周辺」、「紺屋町・呉服町・七間町周辺」の3つのゾーンの回遊性の向上。街なか（にぎわい）と駿府城公園（憩い・歴史文化）の動線づくり。）

- ・都心部における歩行者優先エリアの設定と自動車交通の流入の適正化

- ・歩行者優先エリア周辺での駐車場・駐輪場の適正な配置の推進

- ・自転車走行空間ネットワーク整備と自転車利用の促進

4) 街なか居住等の人口集積を誘導する街なか環境整備

- ・防災性向上や都市の低炭素化に資する都心居住への誘導に向けた、生活環境として不足している緑地や公共空間、その他の機能の充実の推進

2. 清水都心地区

①まちづくりの目標

まちと港が融合する都心

②まちづくりの方針

1) 新たに交流を生み出す港を活かした都市機能の誘導

- ・港町・清水の海洋文化拠点の創出

- ・交流、レクリエーション、娯楽、商業機能等の誘導、観光交流空間の整備

- ・国際交流や物流の玄関口としての環境づくり
- ・土地利用の増進と高度利用の促進による居住の誘導
- 2) 災害に強いまちづくりの推進
 - ・津波や浸水被害に備えたまちづくり
- 3) 多彩な手段で回遊できる歩いて楽しいまちづくりの推進
 - ・新たな交通システムの導入等による回遊性の向上
 - ・歩行者環境や自転車道整備による、「まちと港」や「江尻地区から日の出地区」の回遊性の向上
- 4) ウォーターフロントの魅力を活かした都市空間の整備
 - ・港と宿場町の歴史を活かし、富士山を望む港町としての景観誘導

(4) 静岡市立地適正化計画（H31～R17）

都市のコンパクト化を実現していくための計画となる「静岡市立地適正化計画」において、「静岡駅周辺地区」は歴史文化拠点、「清水駅周辺地区」は海洋文化拠点として、誘導施設の立地を推進し、集約化拠点の形成を図る区域に位置づけられている。

【参考】 静岡市立地適正化計画（抜粋）

■集約化拠点形成のための取組

1. 静岡駅周辺地区

歴史文化資源を活かした交流人口の増加に資する機能の強化、行政、商業・業務、文化の中心としての機能の更新・集積、子育て・福祉環境等の向上、高齢人口の増加への対応のため、各種施設の集積促進、中心市街地の活性化、交通ネットワークの形成に関する取組を実施していきます。

《静岡駅周辺地区における取組》

項目	内容
各種施設の集積促進に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化施設整備 ・市民文化会館再整備 ・都市再開発方針に基づく市街地再開発事業 ・都市再開発方針に基づく優良建築物等整備事業 ・生涯活躍のまち静岡（CCRC）構想の推進 ・大学・専修学校誘致の促進 ・都市型産業施設誘致の促進（企業立地促進助成制度等）
中心市街地の活性化に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画に基づく取組 ・歩いて楽しいまちづくりの推進 ・駿府城公園エリアの整備 ・駿府城公園「桜の名所」づくり ・エリアマネジメントの推進
交通ネットワークの形成に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタサイクルの拡充

2. 清水地区

海洋文化資源を活かした交流人口の増加に資する機能の強化、行政、商業・業務、文化機能の更新・集積、子育て環境等の向上、高齢人口の増加への対応のため、各種施設の集積促進、中心市街地の活性化、交通ネットワークの形成に関する取組を実施していきます。

また、津波浸水に対する防災力の向上に関する取組についても併せて実施していきます。

《清水駅周辺地区における取組》

項目	内容
各種施設の集積促進に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・海洋文化拠点施設整備・清水庁舎再整備・大学・専修学校誘致の促進・都市型産業施設誘致の促進（企業立地促進助成制度等）
中心市街地の活性化に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・中心市街地活性化基本計画に基づく取組・清水都心ウォーターフロント活性化の推進・リノベーションまちづくりの推進
交通ネットワークの形成に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・レンタサイクルの拡充・バリアフリー道路特定事業
防災力の向上に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・津波防災地域づくり推進計画に基づく取組（減災、強靭化、体制、自助・共助等の総合的な取組）

(5) 第2次静岡市産業振興プラン（H27～R4）

第2次静岡市産業振興プランでは、第3次静岡市総合計画に掲げる人口70万人の維持に必要な「市内総生産額の増加」と「雇用の創出」を図るため、本市の産業の強みを生かしつつ、時代の要請にこたえる産業へと転換を促す施策を展開するとともに、幅広く中小企業・小規模企業を下支えする各種施策を打ち出していくこととしている。

【参考】 第2次静岡市産業振興プラン（抜粋）

■戦略産業の振興

- 清水港・ロジスティクス産業
- 観光・ブランド産業
 - ・官民連携によるMICE（会議、招待旅行、大会、展示会等）の誘致、推進体制の確立
 - ・インバウンドの誘致推進
 - ・家康公四百年祭による誘客と「家康公を活かした地域ブランド」の確立
- 海洋・エネルギー産業
- 食品・ヘルスケア産業
- 文化・クリエイティブ産業
 - ・パフォーミングアートの産業化検討

(6) 静岡市良好な商業環境の形成に関する条例・指針 (H25.4)

商業施設の建築等について、市民の意見を反映する機会を設けるとともに、良好な商業環境の形成に資するよう誘導する手続を定めることにより、市民にとって安心して豊かな生活を送ることができる、市がを目指すまちの姿にふさわしい良好な商業環境の形成を図るための条例を定めている。

条例に基づく指針では、市の区域を5つのゾーンに区分し、静岡地区と清水地区は、「都心型商業環境形成ゾーン」に位置づけられている。

【参考】 静岡市良好な商業環境の形成に関する指針（抜粋）

■静岡都心

●まちづくりの方向

- ・商業都市静岡の顔として、広域都市圏をけん引する高次都市機能が集積した都心を形成
- ・中心市街地活性化策と連携を図るとともに、地域資源を活用し、賑わい、風格のあるまちを構築

●商業集積の方向

- ・広域都市圏をけん引する商業都市として積極的な集積を図るとともに、魅力の向上に努める。
- ・老舗の風格と高感度な専門店等が合わさった重層的な集積を図る。
- ・新たなライフスタイルを提案する商業、都市文化、娯楽等を育成する。
- ・多様な集積地区相互の回遊性を向上し、集積効果を高める。

■清水都心

●まちづくりの方向

- ・港観光、レクリエーションなど集客、交流を基軸とした賑わいあるまちづくりの展開
- ・中心市街地活性化策と連携を図りつつ、回遊性の向上をはじめとした魅力向上策の展開

●商業集積の方向

- ・港町の風情や歴史文化資源を活用し、広域的な集客、交流に資する商業機能（飲食、サービス等を含む）の集積を図る。
- ・駅前、商店街など近隣居住者の生活必需的な購買活動、サービスに係る集積の維持を目指す。

(7) 静岡市景観計画 (R2.2~)

静岡市の良好な景観形成を推進する「静岡市景観計画」においては、都市機能が集約し、人々が多く集まる地区6ゾーンを「都市景観促進地区」として設定し、景観形成の方針や基準を定めている。6ゾーンのうち静岡駅周辺ゾーンは、「風格と賑わいを感じる歴史文化の拠点にふさわしい景観」、清水駅周辺ゾーンは、「海洋文化拠点の魅力を高めるウォーターフロントの景観」を景観形成の基本テーマとして取り組むこととしている。

【参考】静岡市景観計画（抜粋）

■都市景観促進地区

1) 静岡駅周辺ゾーンの景観形成方針

- 駿府城・城下町等の歴史を継承する景観形成
- 都市の拠点にふさわしい秩序ある JR 静岡駅周辺の景観形成
- 賑わい・憩い・コミュニティ活動を支える空間づくり
- 多くの人が集まり恒常的な賑わいを生む景観形成
- 周辺の景観と調和した外観の維持

2) 清水駅周辺ゾーンの景観形成方針

- 自然と調和し海に向かった都市の顔づくり
- 歴史を活かした港町らしい個性豊かな景観形成
- 明るく落ち着いた海辺の通りの景観形成
- 個性を活かした商店街の景観形成
- 巴川や旧東海道沿いの良好な景観形成
- 多くの人が集まり恒常的な賑わいを生む景観形成
- 周辺の景観と調和した外観の維持

3-2 コンパクトシティの実現に向けた考え方

静岡市全体の人口・経済・都市機能面の諸課題に対し、市を挙げて迅速かつ適切な対応を図ることが求められている。それらの大きな課題解消に向けた一つの手段として、「コンパクトシティの実現」がある。

静岡市では、都市づくりの基本的な方針を示す「静岡市都市計画マスターplan」を平成28年3月に改定し、これまでの「成長・拡大」から「成熟・持続可能」な都市づくりへと舵を切り、「集約連携型都市構造（コンパクトシティ+ネットワーク）」を将来都市像として掲げ、都市のコンパクト化と公共交通網の再編を連携して進めていくことを示した。また、都市のコンパクト化を実現していくための計画として、「静岡市立地適正化計画」を平成31年3月に策定し、中心部などの拠点エリアへ必要な都市機能を誘導し、様々なサービスの充実を図ることで、都市の発展に資する「静岡市の顔」の創造や、地域の個性を活かした魅力ある拠点の形成を目指している。

こうしたコンパクトシティの実現によって、まちなかの多様な都市機能の拡充と経済活力の向上が図られ、つまりは「中心市街地の活性化」を図ることに繋がる。

中心市街地活性化に向けては、各種事業を無作為・無秩序に実施するのでは効果が薄れてしまうため、多様な事業を総合的・一体的に推進することが重要である。「静岡市中心市街地活性化基本計画」は、その『羅針盤』として、中心市街地におけるコンパクトシティの実現に向け、多様な事業推進を図るものとなる。

4 地区の現状

(1) 静岡地区の概要

静岡地区は、JR静岡駅や静岡鉄道新静岡駅、静岡浅間神社や駿府城公園、呉服町通り・七間町通り等を中心に形成されたエリアである。

徳川家康公が築いた駿府城下町を基礎に形成され、駿府城(跡)に向かい格子状に連なる街区等、その骨格は現在も維持されている。家康公によるまちづくりの恩恵と、地区を取り囲む地勢的特徴等によって、コンパクトに集約された市街地が形成されている。

東海地方の中核を担う一大拠点であり、東は富士川から西は大井川までの広大な商圏を背景に、商業を軸とした“商都”として発展している。また、政治・行政・経済・医療・教育・文化等の多様な都市機能が集積する拠点であるとともに、東京～名古屋・大阪を結ぶ国土軸の中央に位置し、新幹線をはじめとした広域交通の結節点でもあり、静岡県民370万人の経済・社会活動を牽引する要衝としての機能を有している。

静岡市民はもとより、周辺の市町から多くの人々が、買物・サービス・通勤・通学等の様々な目的で訪れている広域集客拠点であり、広く“おまち”と称され、市民に親しまれ愛されている地域である。

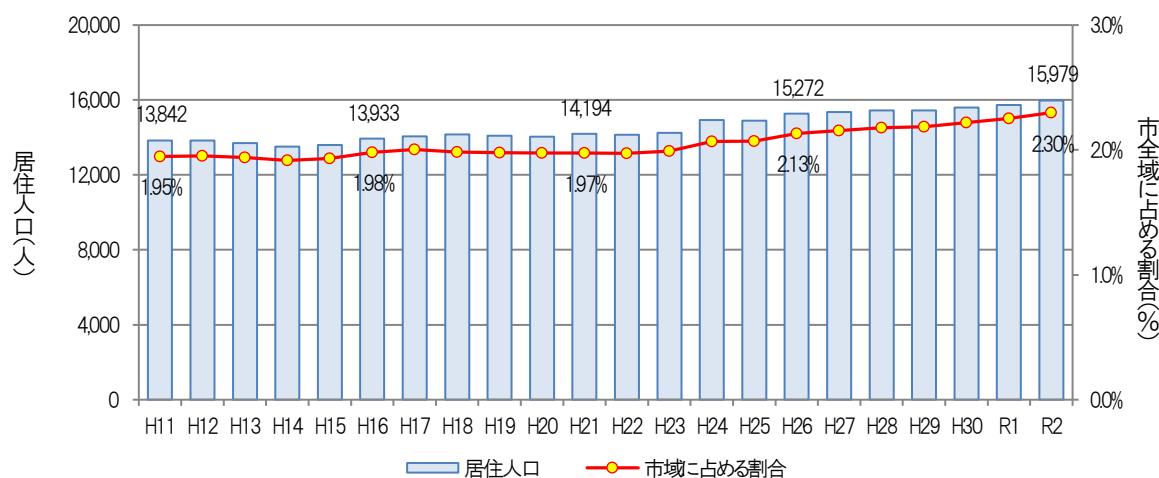
(2) 人口動態

ア 居住人口、市全域に占める人口割合は増加

静岡地区の居住人口は、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業をはじめとした住戸整備等が進んだことから増加傾向にあり、令和2年には15,979人と、平成11年から約2,000人増加している。

また、市全域に占める静岡地区の居住割合（集積率）も増加傾向にあり、令和2年現在約2.3%を占めている。

【静岡地区居住人口、市全域に占める割合】

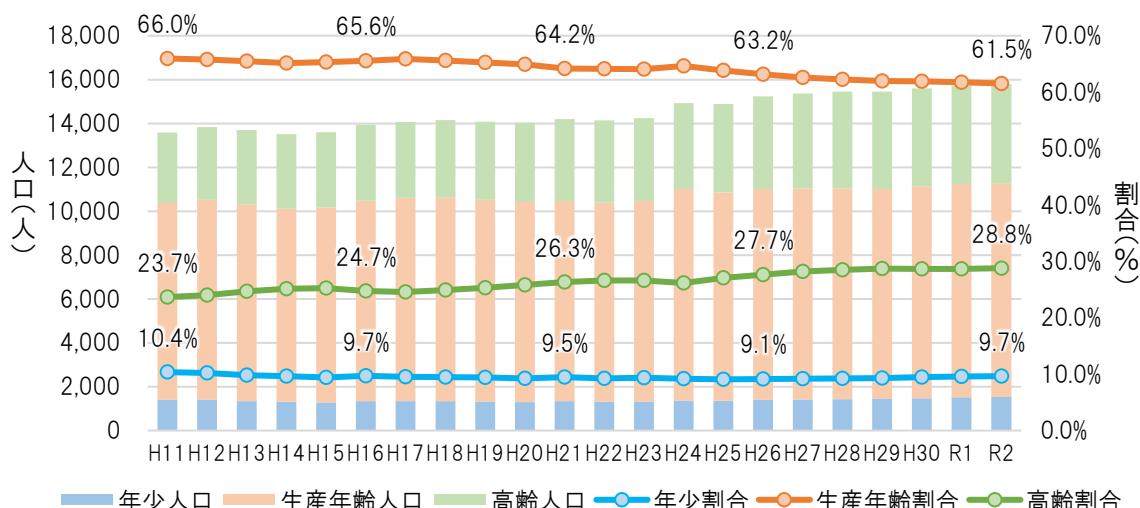


出典：H11-R2 静岡市「住民基本台帳」

イ 高齢化が進むも、年少人口・生産年齢人口も増加傾向

静岡地区の年齢構成別人口をみると、年少人口（～14歳）はほぼ横ばいに推移していたものの、平成23年以降増加に転じている。新規の住戸整備とともに、ファミリー世帯の転入が進んでいると推察される。生産年齢人口（15歳～64歳）は、平成24年に増加した以降は横ばいで推移している。高齢人口（65歳～）は一環して増加傾向にあり、高齢者割合は令和2年現在、28.8%を占めている。

【静岡地区年齢構成別人口】



出典：H11-R2 静岡市「住民基本台帳」

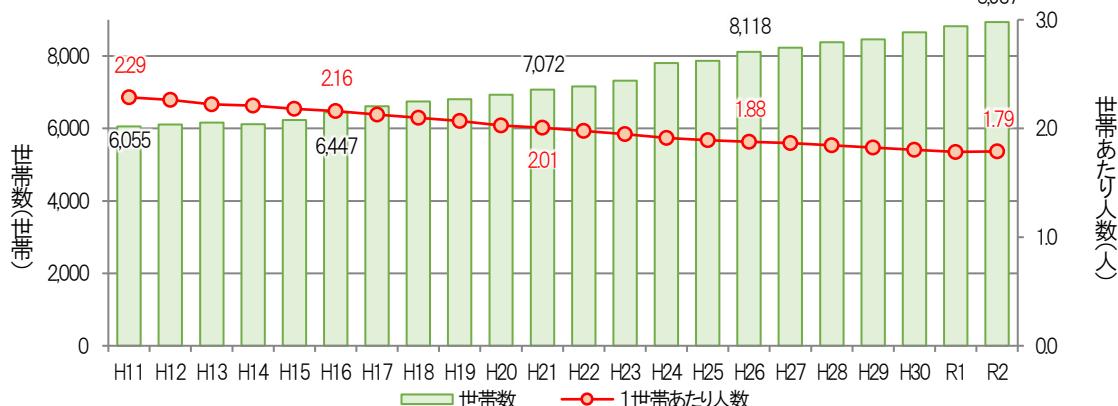
ウ 世帯数は増加傾向にあるものの、1世帯あたり人数は減少

静岡地区の世帯数は増加傾向にあり、平成11年から令和2年にかけて2,882世帯（対比148%）の増加となった。

一方、1世帯あたりの平均人数は減少傾向にあり、平成22年に世帯平均人数が2人を下回り、令和2年現在、1.79人まで減少している。

静岡地区では、年少人口が増加している状況から、ファミリー世帯の居住や単身世帯の居住が進んでいると推察される。

【静岡地区世帯数、1世帯あたり人数】



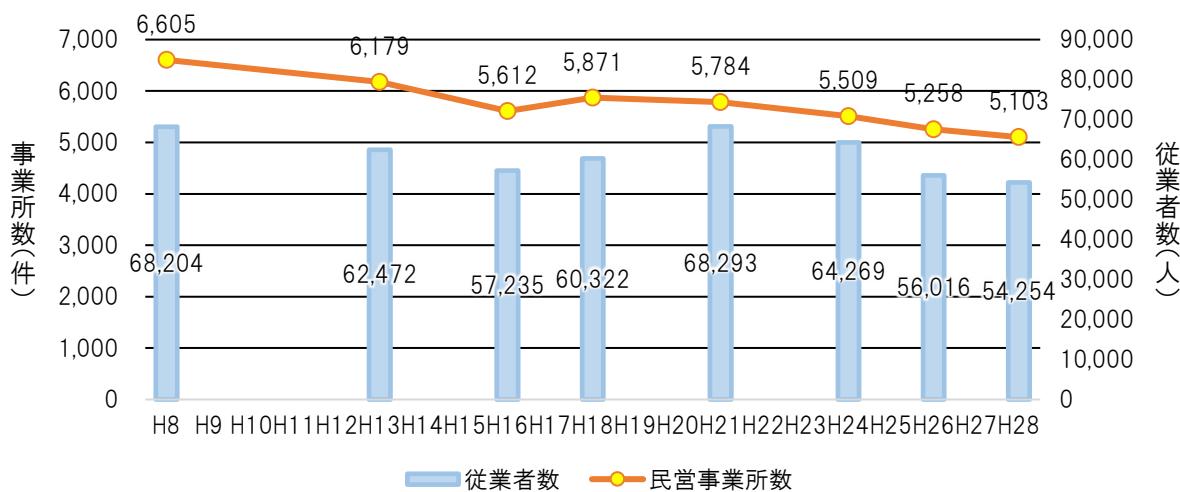
(3) 経済活力

ア 民営事業所数・従業者数は減少傾向

静岡地区の民営事業所数は、長期的に減少傾向にあり、平成8年から平成28年にかけて約1,500件減少し、平成28年は5,103件となっている。

従業者数は、平成21年をピークに減少傾向にあり、平成28年現在、54,254人となっている。静岡地区における経済活動全般の減退傾向が依然として続いていることが伺える。

【静岡地区事業所数・従業者数の推移】



出典：H8・H13・H16・H18 「事業所・企業統計調査」 H21・H26 「経済センサス-基礎調査」
H24・H28 「経済センサス-活動調査」

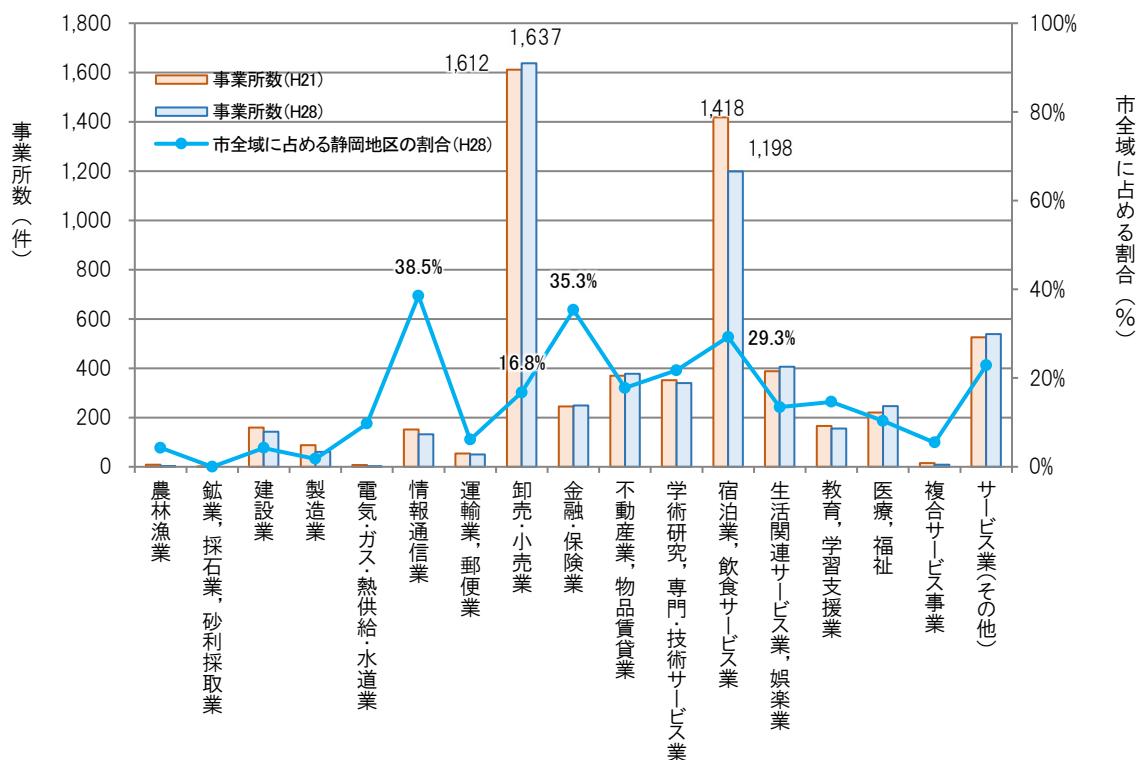
イ 事業所・従業員数は商業、集積率は金融・保険業、情報通信業が高い

静岡地区の民営事業所数を産業分類別に見ると、平成28年には「卸売・小売業」が最も多く、静岡市内の全ての「卸売・小売業」事業所数（9,768件）の16.8%が静岡地区に立地しており、「商都」と称される静岡市の中でも特に、静岡地区は商業機能の優位性が高いと言える。次いで「宿泊業、飲食サービス業」が多く、「卸売・小売業」「宿泊業、飲食サービス業」の上位2業種で、静岡地区内事業所の半数を占めている。ただし、「宿泊業、飲食サービス業」は、平成21年から平成28年にかけて、220件（約15%）減少している。

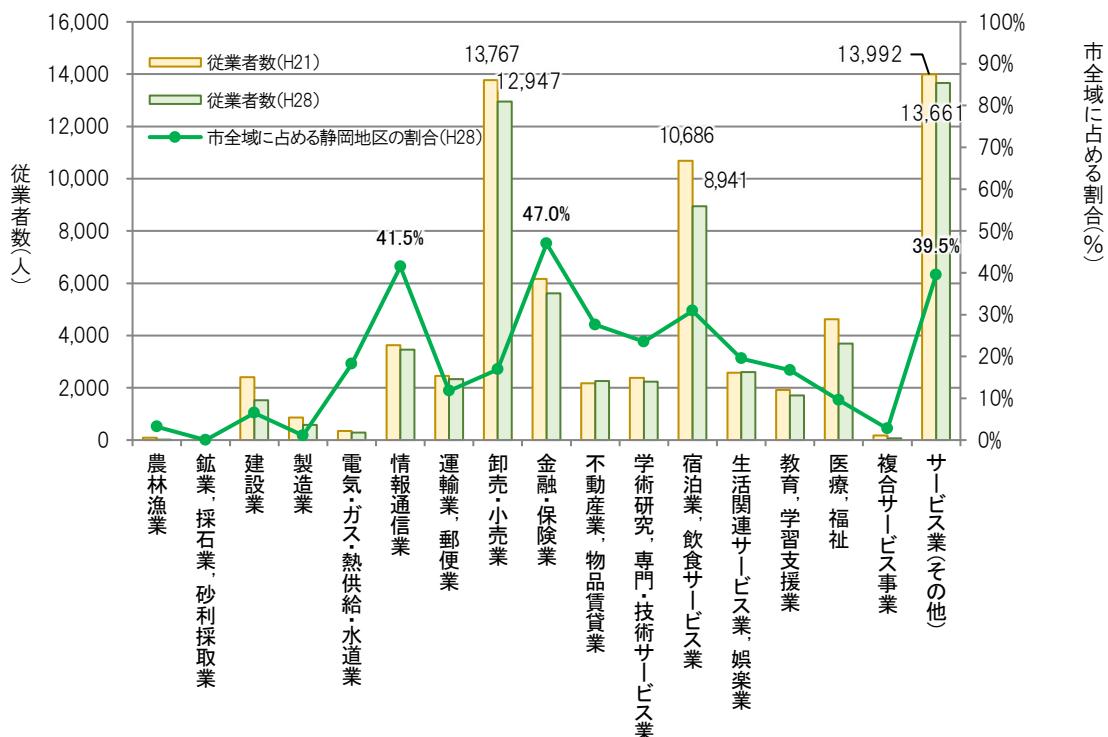
静岡地区の民営従業員数を産業分類別に見ると、平成28年は「サービス業（他に分類されないもの）」「卸売・小売業」が1万人を超えて多い。次いで多い「宿泊業、飲食サービス業」を合わせた上位3業種で、静岡地区内全従業員の約57%を占めている。

産業分類ごとの、静岡市全域に占める静岡地区的集積率は、事業所数・就業者数とともに「情報通信業」「金融・保険業」が相対的に高く、これらの産業は静岡地区への集積が図られている。

【静岡地区事業所数、市全域に占める割合】



【静岡地区産業分類別従業員数、市全域に占める割合】



出典：H21 「経済センサス-基礎調査」・H28 「経済センサス-活動調査」

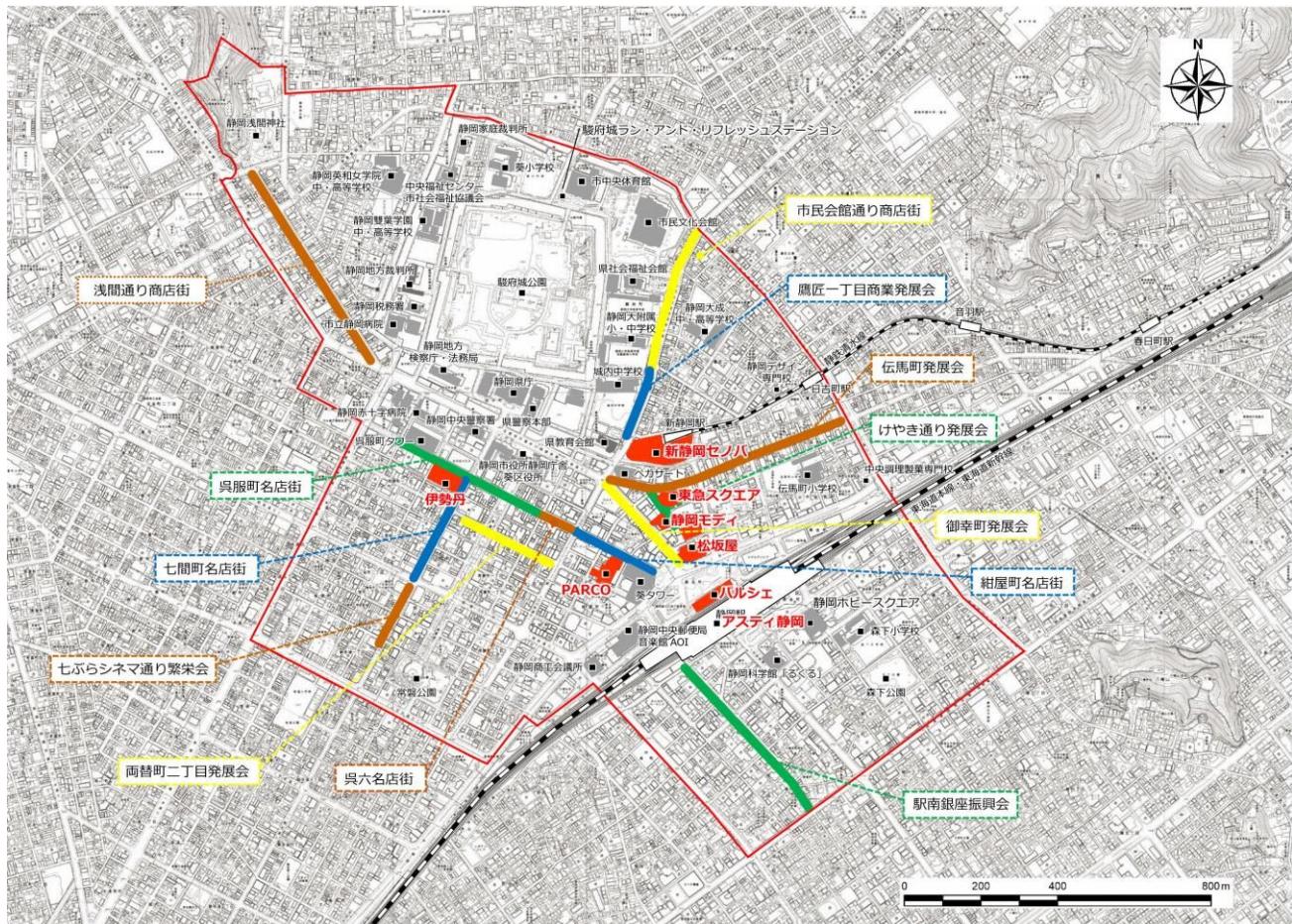
ウ 複数の商店街・大型店が面的に連なる

静岡地区には、百貨店などの大型店と複数の商店街・個店が面的に連なり、地方都市としては全国有数の商業空間が形成されている。

この商業空間こそが“商都”たる所以であるが、近年、老舗専門店の閉店の後、空き店舗の増加や、コンビニエンスストア、ドラッグストア、カフェ等のナショナルチェーン店の出店が相次ぎ、店舗構成が他のまちと変わらない“無個性化”が進みつつある。

主な商店街	静岡呉服町名店街、呉六名店街、静岡紺屋町名店街、七間町名店街、七ぶらシネマ通り繁栄会、両替町二丁目発展会、御幸町発展会、伝馬町発展会、鷹匠1丁目商業発展会、けやき通り発展会、静岡浅間通り商店街、静岡市民会館通り商店街、駅南銀座振興会 ほか
主な大型店	松坂屋静岡店、静岡伊勢丹、パルシェ、静岡PARCO、静岡モディ、東急スクエア、新静岡セノバ、アスティ静岡 ほか

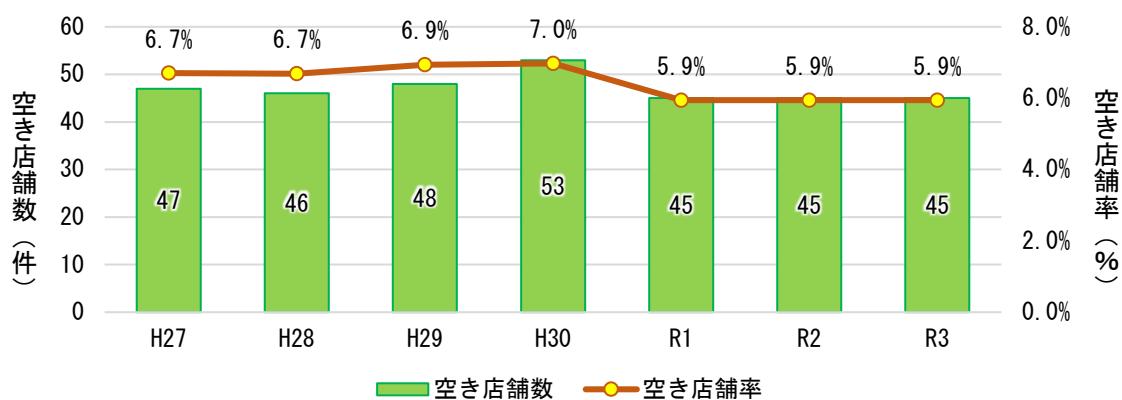
【静岡地区商業機能立地状況】



工 主な通りの空き店舗は50件程度存在

静岡地区における主な通りの空き店舗は45～50件で、全店舗に占める空き店舗の割合は約6%で推移しており、令和元年以降減少傾向はみられない。建物の老朽化・耐震不足による入居・出店控え、後継者不足、売場面積の適性、郊外への大型店の出店など様々な要因により、空き店舗の解消につながっていないと推察される。

【主な通りの空き店舗数（率）の推移】



※主要な通り：吳服町名店街、吳六名店街、紺屋町名店街、七間町名店街、七ぶらシネマ通り繁栄会、御幸町発展会、伝馬町発展会、鷹匠1丁目商業発展会、市民会館通り商店会、静岡浅間通り商店街、駿南銀座振興会

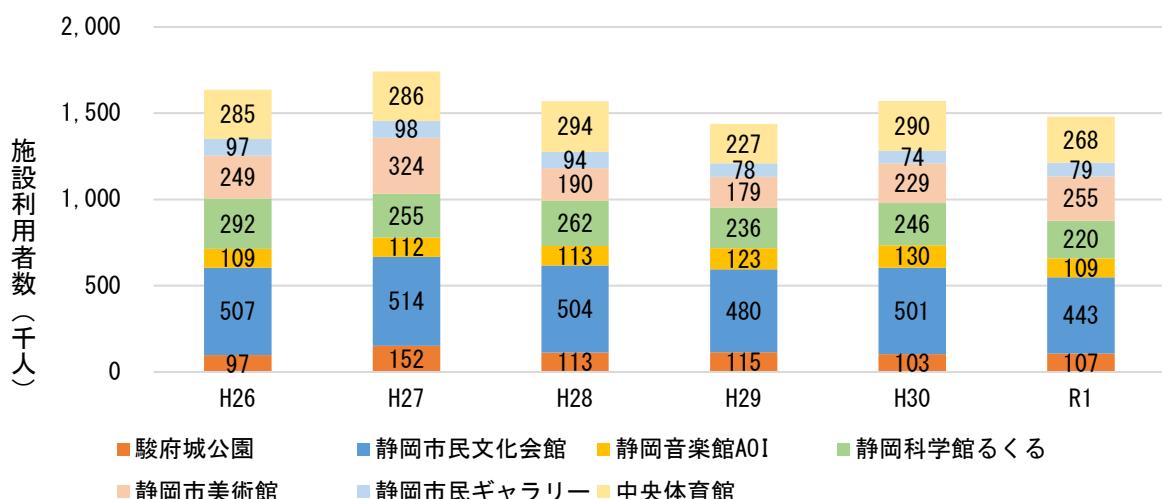
出典：静岡市資料

（4）都市機能

ア 文化・スポーツ施設利用者数は減少傾向

静岡地区的都市福利施設利用者数は150万人程度で推移しており、静岡市民文化会館、静岡科学館るくるなどの文化・スポーツ施設の利用者数は減少傾向にある。

【都市福利施設利用者数】



出典：静岡市資料

イ 多様な高次都市機能が集積

静岡地区には、官公庁、文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、教育施設、交通拠点等、多様な高次都市機能施設が面的に立地・集積し、生活利便性・広域集客性の高いエリアとなっている。

種別	施設名
官公庁	静岡市役所静岡庁舎・葵区役所、葵消防署、静岡県庁、静岡県警察本部、静岡中央警察署、静岡地方裁判所、静岡家庭裁判所、静岡地方検察庁、静岡地方法務局、静岡税務署、静岡労働局、静岡市上下水道局 ほか
文化・スポーツ施設	静岡市美術館、静岡市民文化会館、静岡音楽館AOI、静岡市民ギャラリー、静岡科学館「る・く・る」、静岡市中央体育館、駿府城公園、駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション、常磐公園、森下公園、青葉緑地、青葉イベント広場（葵スクエア）、静岡駅北口地下広場イベントスペース、札の辻クロスホール、静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター、静岡ホビースクエア ほか
医療・福祉施設	市立静岡病院、静岡赤十字病院、医師会健診センターMEDIO、中央子育て支援センター、県総合社会福祉会館、市中央福祉センター、青少年研修センター、日吉町保育園、有料老人ホーム「ロングライフ・クイーンズ静岡呉服町」 ほか
教育施設	静岡大附属小学校・中学校、伝馬町小学校、葵小学校、森下小学校、城内中学校、静岡英和女学院高等学校・中学校、静岡大成中学校・高等学校、静岡雙葉中学校・高等学校、静岡聖母幼稚園、静岡デザイン専門学校、御幸町図書館、静岡県教育会館、鈴木学園中央調理製菓専門学校 ほか
交通拠点	JR静岡駅、静岡鉄道新静岡駅、静岡鉄道日吉町駅、静岡駅北口バスターミナル、静岡駅南口バスターミナル、新静岡バスターミナル、中町バスターミナル、静岡駅北口地下駐車場「エキパ」 ほか
その他	静岡商工会議所静岡事務所、静岡市まちづくり公社、するが企画観光局、静岡市産学交流センター「B-nest」、静岡市クリエーター支援センター、静岡中央郵便局 ほか

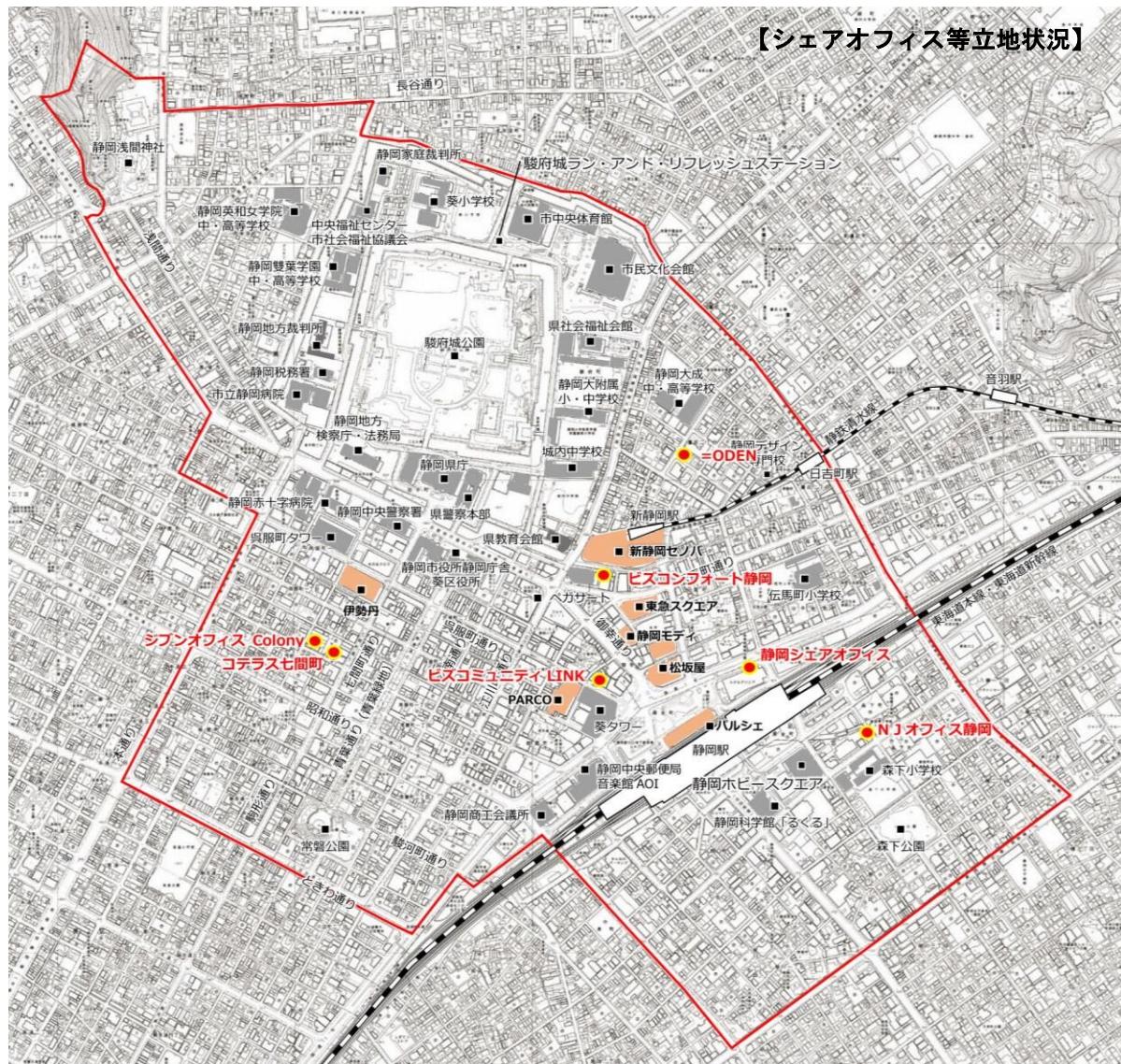


ウ テレワークなどの新たな働きができる環境が充実

静岡駅周辺の中心市街地には徒歩5～10分圏域に、シェアオフィスやコワーキングスペースとして利用できる施設が充実しており、テレワークなどの新たな働き方が実現できる環境が整っている。

【シェアオフィス・コワーキングスペース】

施設名	所在地	概要
静岡シェアオフィス	葵区御幸町	全 31 室の個室、14 席のフリースペース等
コテラス七間町	葵区七間町	コワーキング・ラウンジスペース、会議室や個室等
LINK	葵区紺屋町	コワーキングスペース、個室、レンタルオフィス等
ビズコンフォート静岡	葵区伝馬町	コワーキングスペース、会議室、固定席ブース等
ジブンオフィス Colony	葵区人宿町	ワークスペース、ミーティングルーム、キッチン等
=ODEN (エールオデン)	葵区鷹匠	コワーキングスペース、会議室、ワークスペース等
N J オフィス静岡	駿河区森下町	個室オフィス、入居者専用シェアカーペット



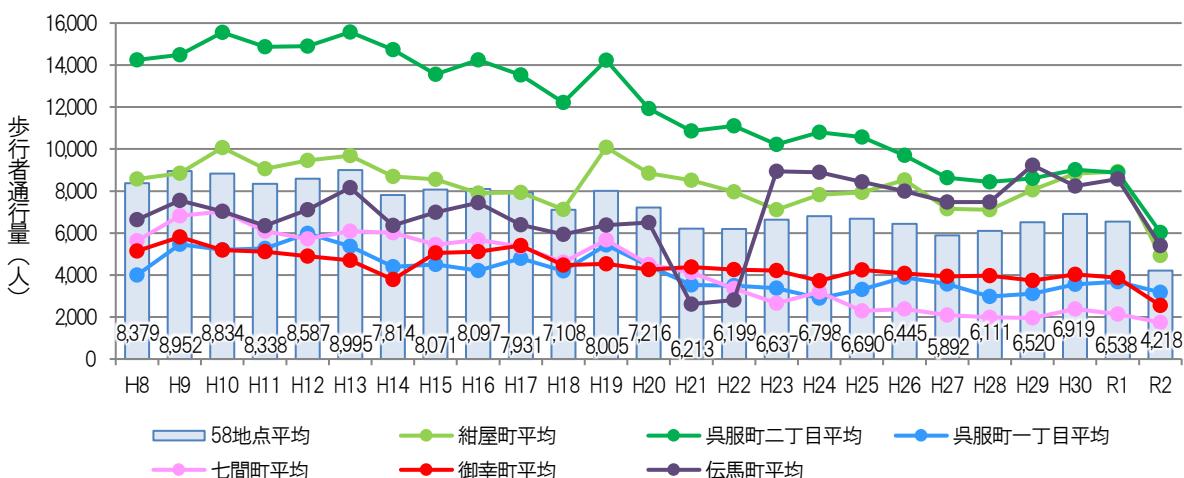
(5) 回遊・滞在

ア 歩行者通行量は、長期的に減少傾向もH28以降は増加に転じる

中心市街地における歩行者通行量は、平成8年から令和2年で約4,160人減、対比50%となった。

ここ数年は、平成19年に静岡パルコとSHIZUOKA109の開店が重なり一時的に増加したが、その後は減少が進んだ。平成21年には新静岡センターの閉店等によって7,000人を下回ったが、平成23年の新静岡セノバ開店により、伝馬町ブロックを中心歩行者通行量が大きく増加した。その後は、また、減少傾向となつたが、平成28年以降は、紺屋町、伝馬町、呉服町一丁目などで増加している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により全ての商店街において歩行者通行量は大きく減少している。

【静岡地区歩行者通行量】



出典：H8～R2 静岡市中心市街地活性化協議会「静岡地域中心商店街通行量調査」において、経年を把握する継続調査58地点及び主要な町における通行量平均

【主要な町ごとの特徴】

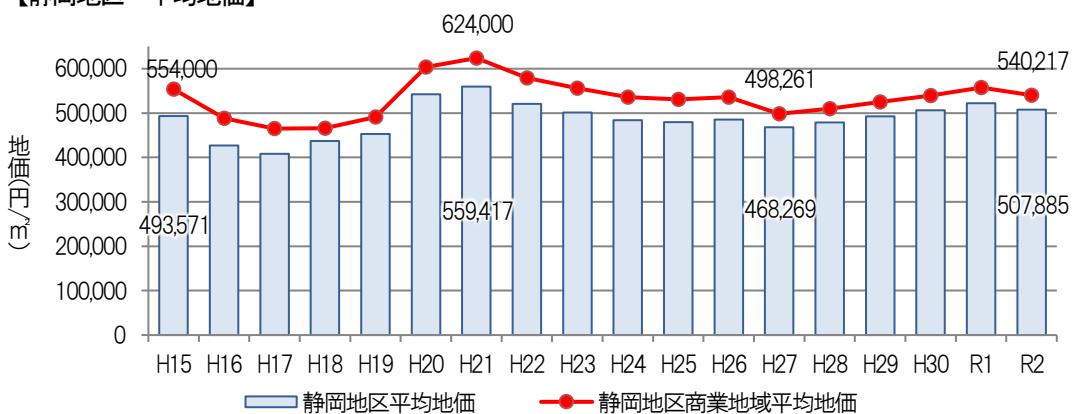
紺屋町	静岡西武の閉店（H18）、静岡パルコの開店（H19）、葵タワー・静岡市美術館の開業（H22）等の影響を受け、増減を繰り返しているが、長期的にはほぼ横ばいに推移している。平成29年以降は増加傾向に転じている。
呉服町二丁目	全年度で最も通行量が多いが、長期的には減少傾向にある。平成8年から平成28年で約5,800人減少（対比83%）し、主要な町で最も多く通行量が減少した。平成28年以降は、減少傾向は底を打ち約8,000人台で推移している。
呉服町一丁目	年度によっては主要な町で最も通行量が少ないが、平成25年の呉服町タワーや平成30年の札の辻クロスの開業などもあり、約3,000人台で増減を繰り返している。
七間町	平成25年以降は、主要な町の中で最も交通量が少なく、長期的に減少傾向にある。七間町内の映画館が複数閉館した平成23年に大きく減少し、初めて主要な町で最も通行量が少なくなった。
伝馬町	平成8年には約6,600人あった歩行者通行量は、町内の新静岡センターが閉店した平成21年に大きく減少したが、新静岡セノバが開店した平成23年に大きく回復した。

(6) 土地関連

ア 地価は、全体・商業地ともH28以降は上昇傾向

静岡地区の平均地価は増減を繰り返しながらも、長期的にはほぼ横ばいに推移している。ここ数年は平成21年をピークに減少傾向にあったが、紺屋町や呉服町での市街地再開発事業などが進み、平成28年には上昇に転じた。商業地だけで見ても、地区全体と同様に推移している。

【静岡地区 平均地価】



出典：H15-R2 国土交通省「地価公示」、静岡県「地価調査」を基に、住居地域、商業地域を抜粋し算出

(7) 交通

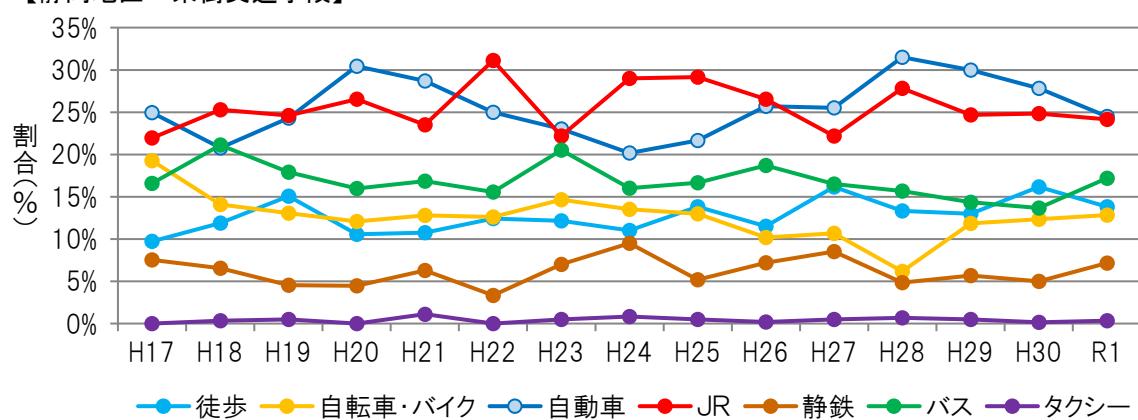
ア 来街交通手段はJR・自動車が多い

静岡地区への来街交通手段は、JRと自動車の利用者が多い。JR・静岡鉄道・バスを合わせた公共交通の利用者が、いずれの年度でも5割近くを占めている。

自動車利用者は、平成24年以降は増加傾向にあったが、平成28年をピークに減少に転じ、令和元年ではJR利用者とほぼ同じ割合となっている。

自転車・バイクでの来街者は減少傾向にあったが、平成29年以降増加に転じている。

【静岡地区 来街交通手段】

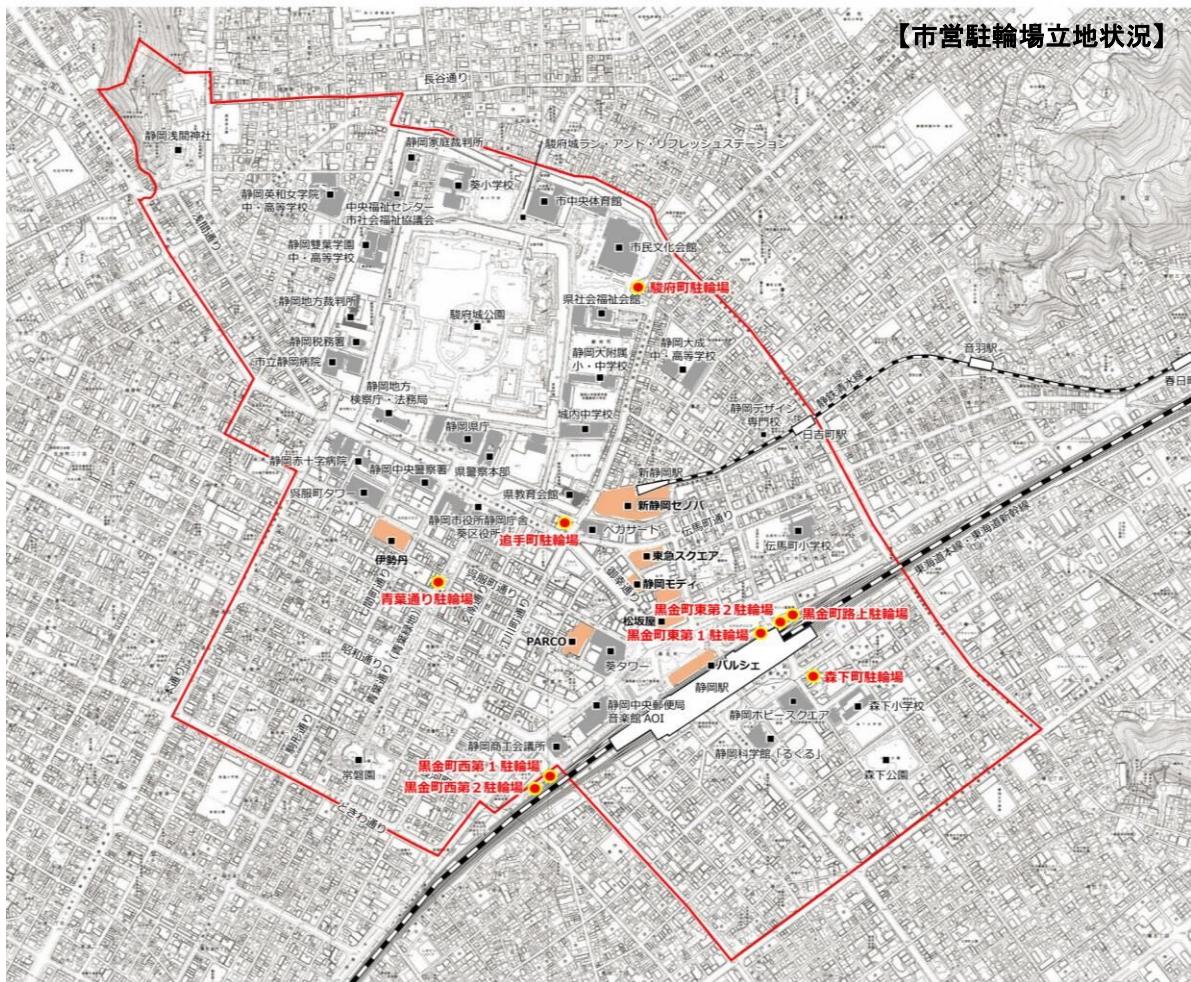


出典：H17-R1 静岡市中心市街地活性化協議会「静岡地域中心商店街通行量・お買い物調査」

イ 約 6,500 台分の駐輪場確保やシェアサイクルのポートを確保

令和 2 年現在、中心市街地には 9 か所の市営駐輪場があり、自転車 4,793 台、原付 1,572 台、分別なしを含め合計 6,480 台分の駐輪スペースが確保されている。

また、令和 2 年 6 月には静岡駅北口や駿府城公園等において、シェアサイクル（パルクル）のポートが設置されている。



《パルクルの主な設置場所》

- ・ 静岡駅北口駅前広場
- ・ 静岡市葵区役所
- ・ 駿府城公園
- ・ 常磐公園
- ・ 城北公園
- ・ 静岡市上下水道局 など

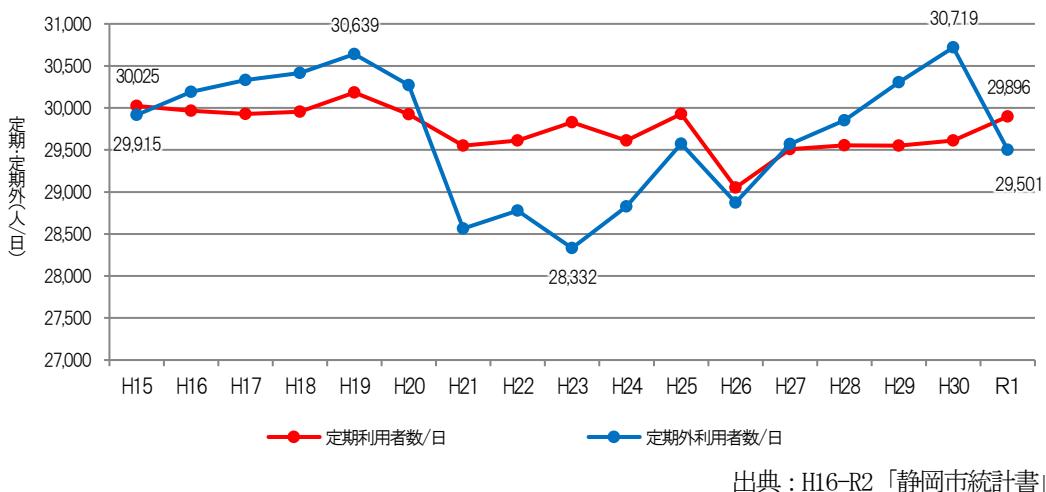
出典：パルクルHP、ShizuPass 静岡市HP

ウ JR静岡駅乗車人員は、横ばい傾向、定期外利用者が増加

JR静岡駅の年間乗車人員は、約2,200万人前後で推移している。

通勤・通学等の定期利用者数は、減少傾向にある。買物・食事・観光・立ち寄りなどの定期外利用者数は、新静岡センターが閉店した平成21年以降減少していたが、新静岡セノバが開店した平成23年以降は増加傾向に転じている。

【JR静岡駅 乗車人員】



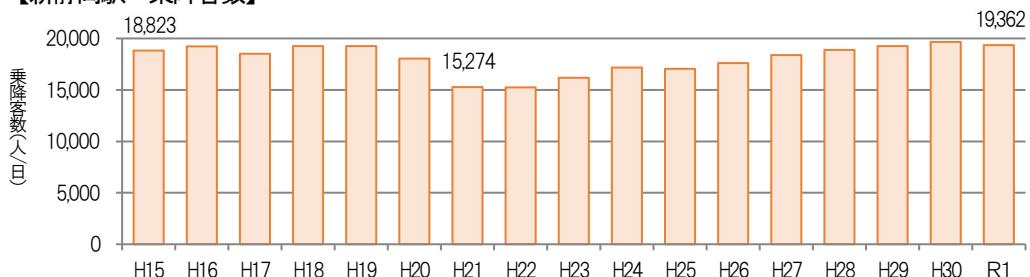
出典：H16-R2「静岡市統計書」

エ 新静岡駅乗降客数は長期的には減少するも、セノバ開店以降回復傾向

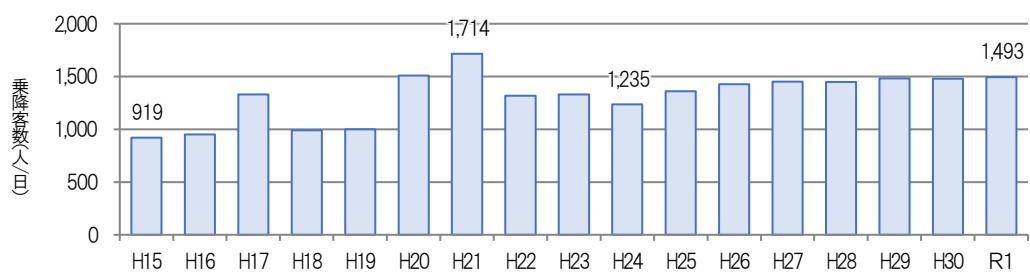
静岡鉄道新静岡駅の1日あたりの平均乗降客数は、長期的には減少傾向にあったが、平成23年の新静岡セノバ開店以降、増加に転じている。

日吉町駅は増減を繰り返しつつ、新静岡センターが閉店した平成21年には来街客が集まり一時急増しているが、平成22年以降は緩やかな増加となっている。

【新静岡駅 乗降客数】



【日吉町駅 乗降客数】



出典：H16-R2「静岡市統計書」

才 静岡駅、新静岡駅は、交通結節点としてバス路線が集積

J R 静岡駅及び静岡鉄道新静岡駅には市内のバス路線が集積している。御幸通り及び北街道、新静岡駅～静岡駅が主要なバス通りとなっており、特に新静岡駅～静岡駅間は高頻度でバスが運行している。

【静岡地区バス路線図】



出典：静岡鉄道バス静岡市版バス路線図

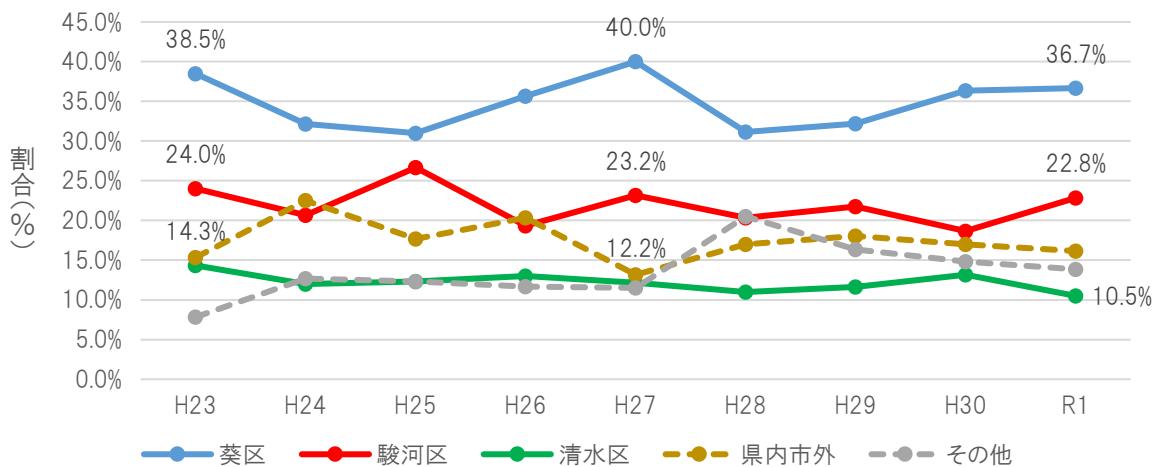
(8) 来街者

ア 来街者の3割が市外から来た人で、市内からは葵区が最も多い

静岡地区への来街者は、概ね7割が市民、3割が市外から来た人で、長期的にほぼ同水準で推移している。

市民では、葵区が約4割、駿河区が約2割、清水区が約1割を占めている。

【静岡地区来街者の住まい】

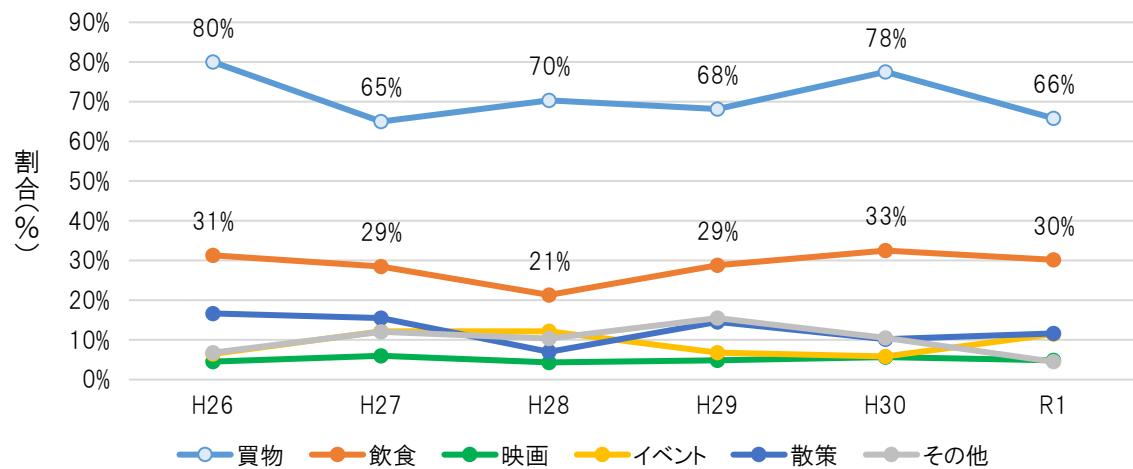


出典：H26-R1 静岡市中心市街地活性化協議会「静岡地域中心商店街お買い物調査」

イ 来街目的は、買物が7割、飲食が3割

来街者が静岡地区を訪れる目的は、「買物」が約7割、「飲食」が約3割の順で多くを占めている。

【静岡地区 来街目的】

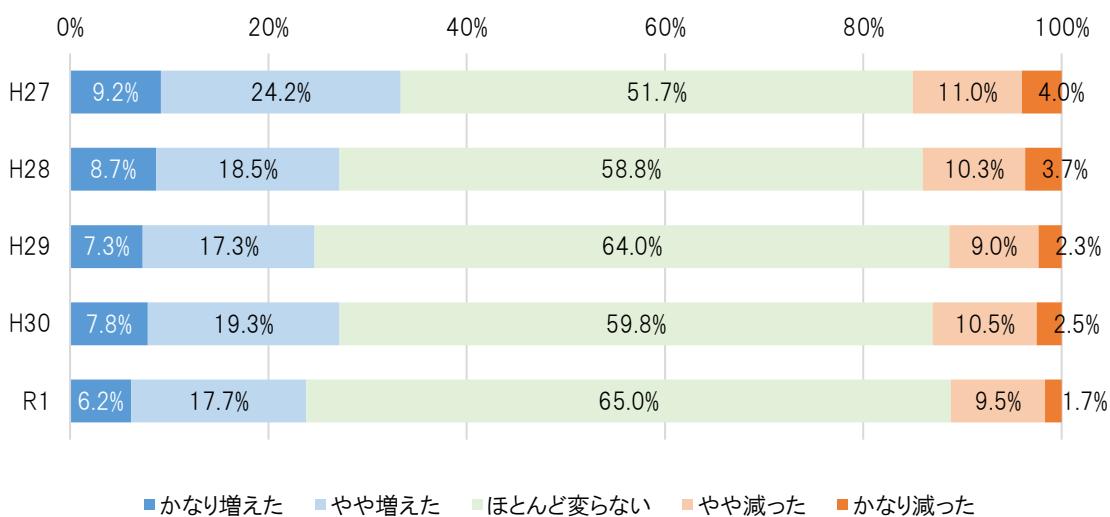


出典：H26-R1 静岡市中心市街地活性化協議会「静岡地域中心商店街お買い物調査」

ウ 1年前と比較して来街頻度は減少し、来る用事がなくなったが主な理由

来街者が静岡地区を訪れる頻度は、1年前と比べて増えた割合が減少している。理由は「来る用事がなくなった」が約61%、「通勤・通学等の事情による」が約18%を占めている。

【静岡地区 1年前と比べた来街頻度】

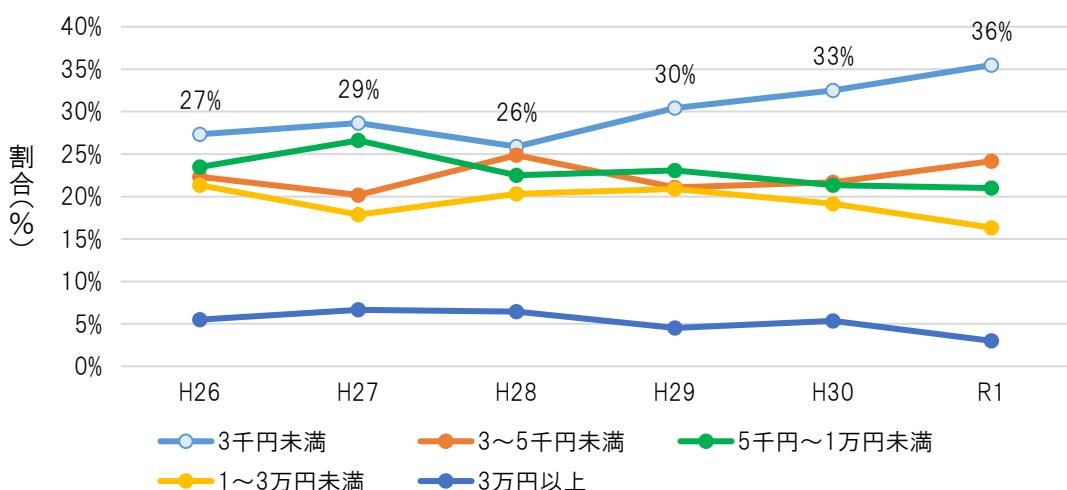


出典：H26-R1 静岡市中心市街地活性化協議会「静岡地域中心商店街お買い物調査」

エ 買物予算は、1万円未満が7～8割

静岡地区への来街者の買物予算は、1万円未満が7～8割を占めている。うち、3,000円未満が増加傾向、5,000円～1万円未満が減少傾向になり、買物予算は低額化している。

【静岡地区買物予算】



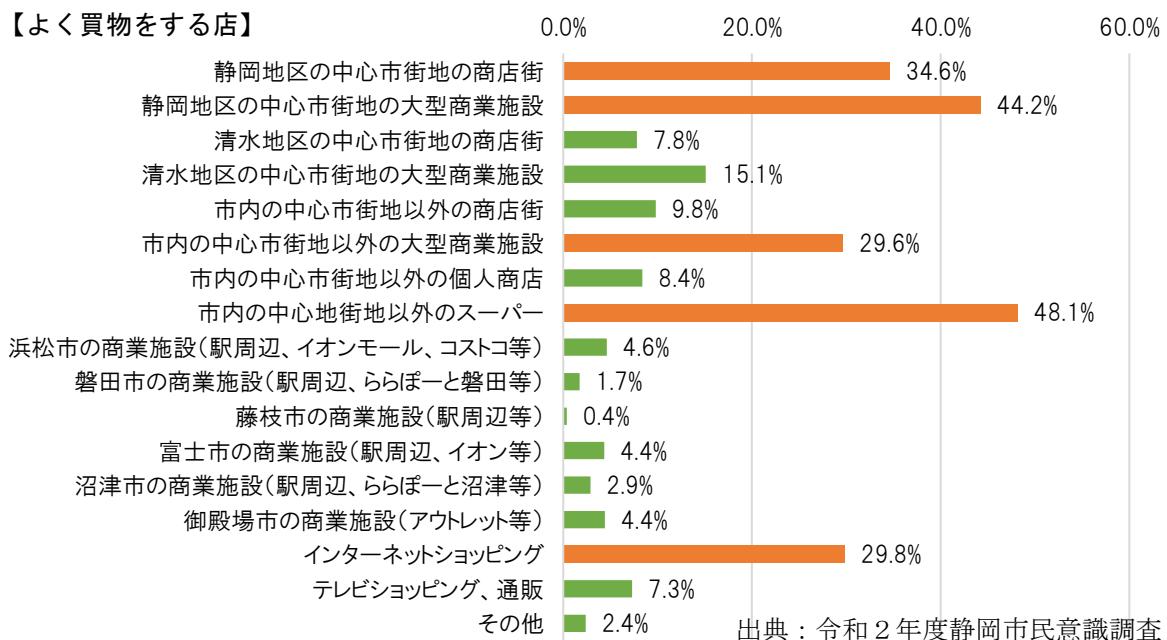
出典：H26-R1 静岡市中心市街地活性化協議会「静岡地域中心商店街お買い物調査」

5 市民の中心市街地に対する意識

ア ネットショッピングにより来街の必要性が低下

市民がよく買物をする場所は、「市内の中心市街地以外のスーパー」や「静岡地区の中心市街地の大型商業施設」「静岡地区の中心市街地の商店街」など、身近なスーパーや静岡地区の中心市街地での買物が多いほか、インターネットショッピングといった来街しない買物形態も約3割を占めている。

【よく買物をする店】

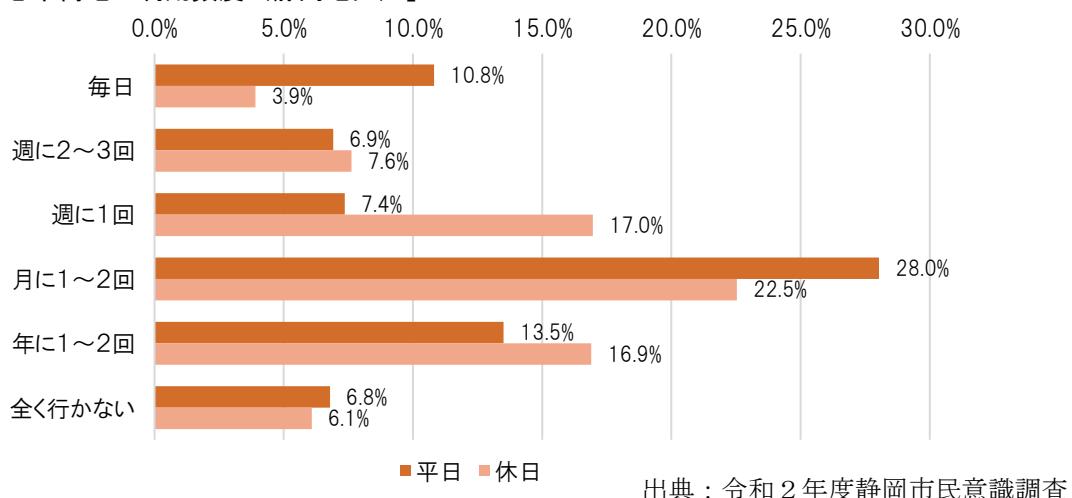


出典：令和2年度静岡市民意識調査

イ 来街は月に数回程度

中心市街地の利用頻度は、静岡地区では平日・休日ともに「月に1～2回」が多い。

【中心市街地の利用頻度（静岡地区）】

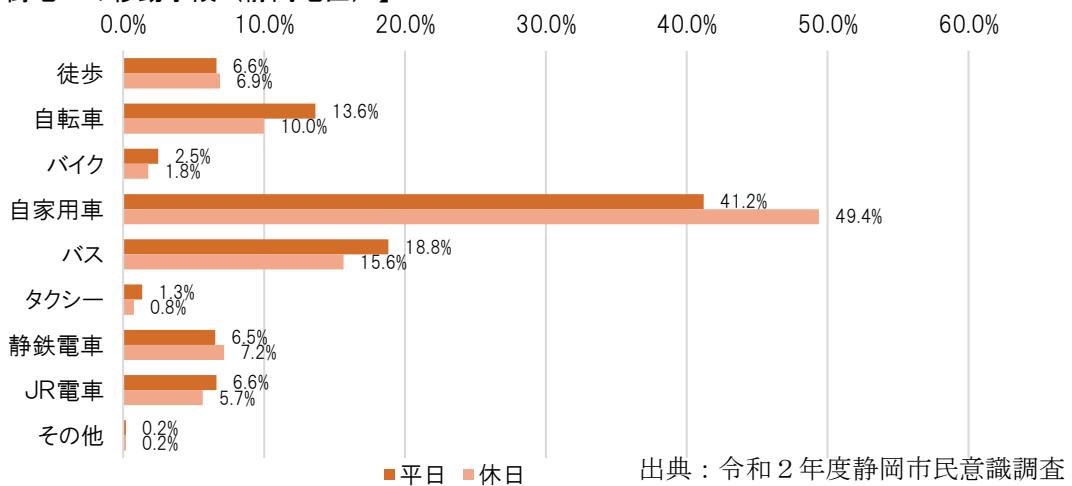


出典：令和2年度静岡市民意識調査

ウ 半数は自家用車による来街

中心市街地への移動手段は、静岡地区は「自家用車」が約5割を占めるほか、「バス」や「自転車」の利用者は約1～2割みられる。

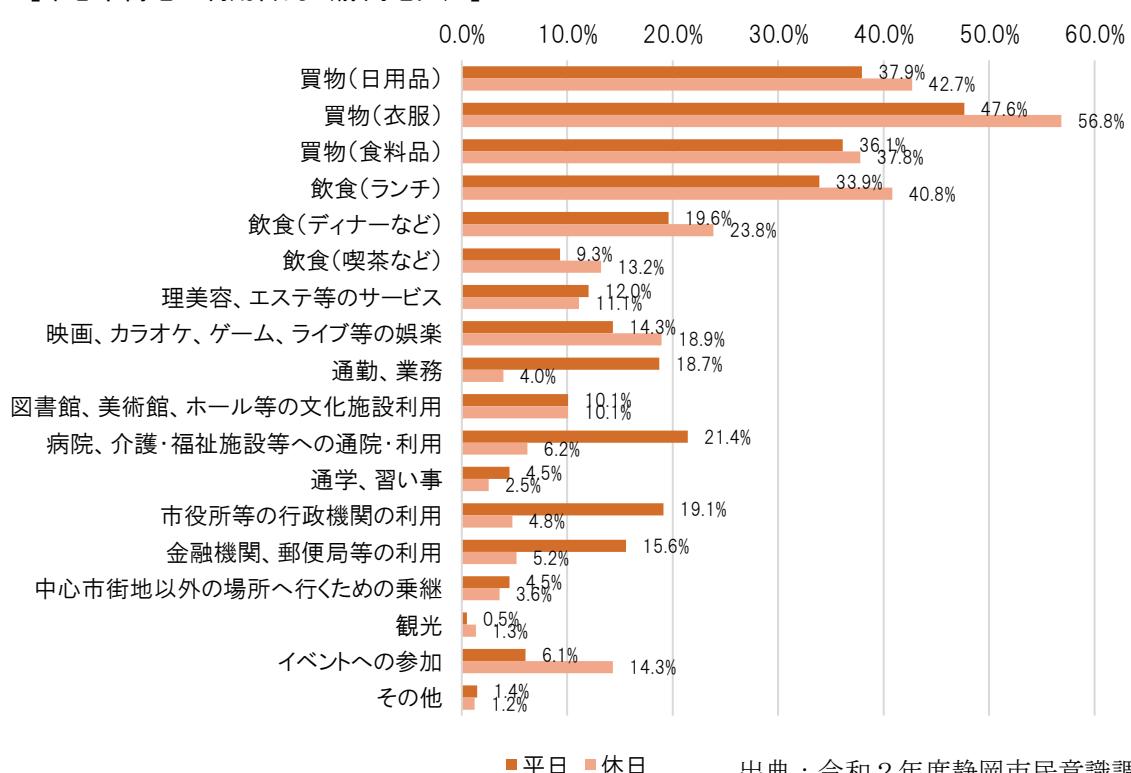
【中心市街地への移動手段（静岡地区）】



エ 買物以外の目的（病院、役所、金融機関等）でも来街

中心市街地の利用目的は、静岡地区では平日は「買物」が全般的に多いほか、「通勤、業務」や「病院等への通院」「市役所等の利用」「金融機関の利用」などもみられる。休日は「買物」が多いほか、「イベントへの参加」などがみられる。

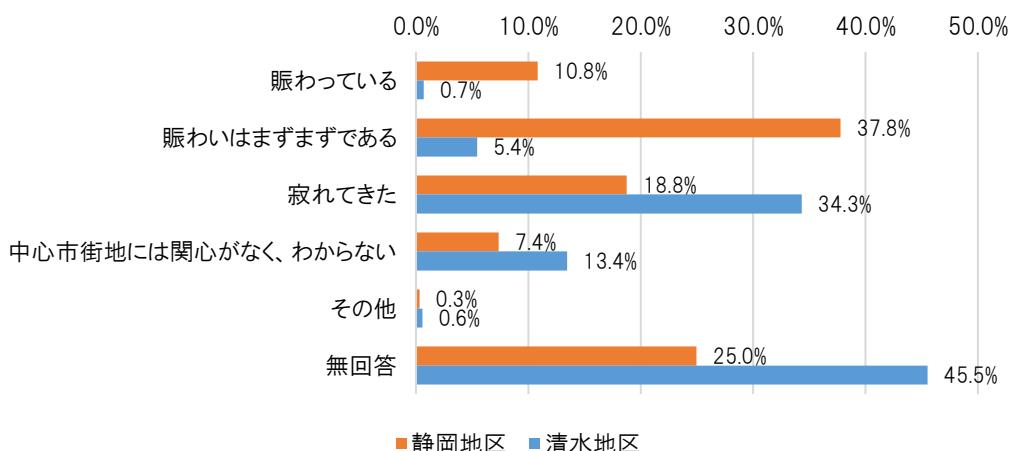
【中心市街地の利用目的（静岡地区）】



才 静岡地区は賑わっているが清水地区は寂れてきたと認識

中心市街地が賑わっていると思うかについて、静岡地区は「賑わいはますますある」が最も多い。これに対し、清水地区は「寂れてきた」が最も多い。

【中心市街地が賑わっていると思うか】

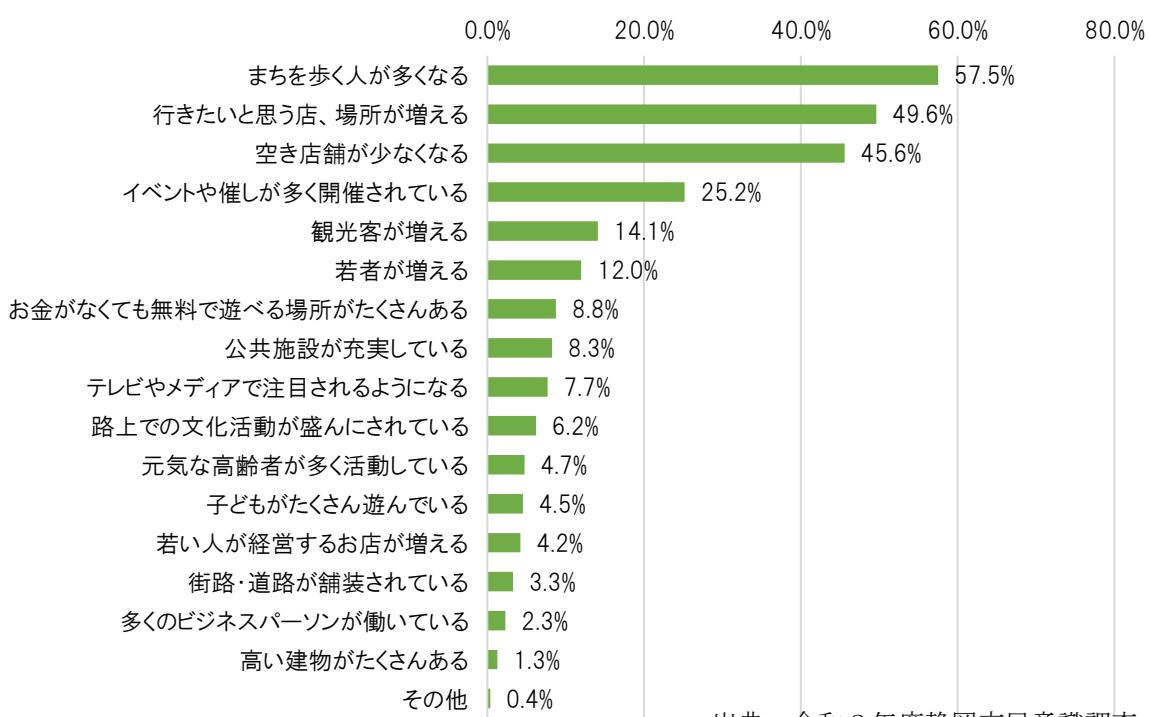


出典：令和2年度静岡市民意識調査

力 歩行者や店舗が増えると賑わっていると感じる

まちがどのようになると賑わっていると感じるかについては、「まちを歩く人が多くなる」「行きたいと思う店、場所が増える」「空き店舗が少なくなる」などが多い。

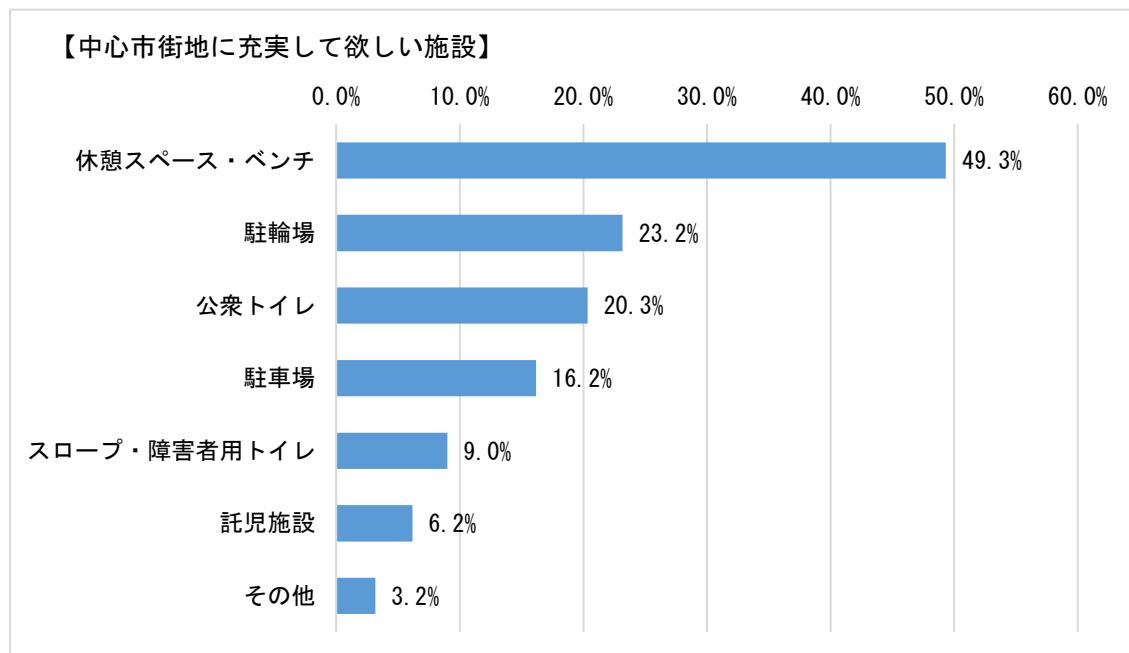
【まちがどのようになると賑わっていると感じるか】



出典：令和2年度静岡市民意識調査

キ 休憩スペース・ベンチの設置が望まれている

静岡地区への街来者が中心市街地に充実して欲しい施設は、「休憩スペース・ベンチ」を約半数の人が望んでおり、歩いて居心地の良い空間づくりが求められている。



出典：R1 静岡市中心市街地活性化協議会「静岡地域中心商店街お買い物調査」

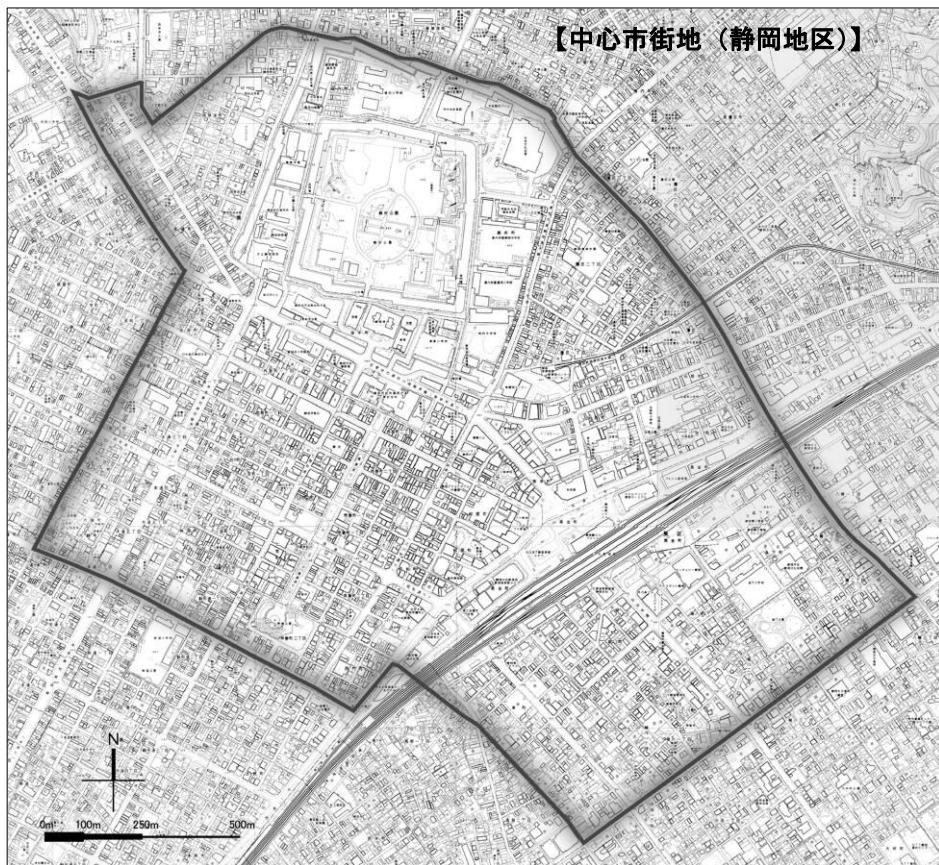
6 中心市街地活性化に関する取組の検証

6-1 第1期計画の検証

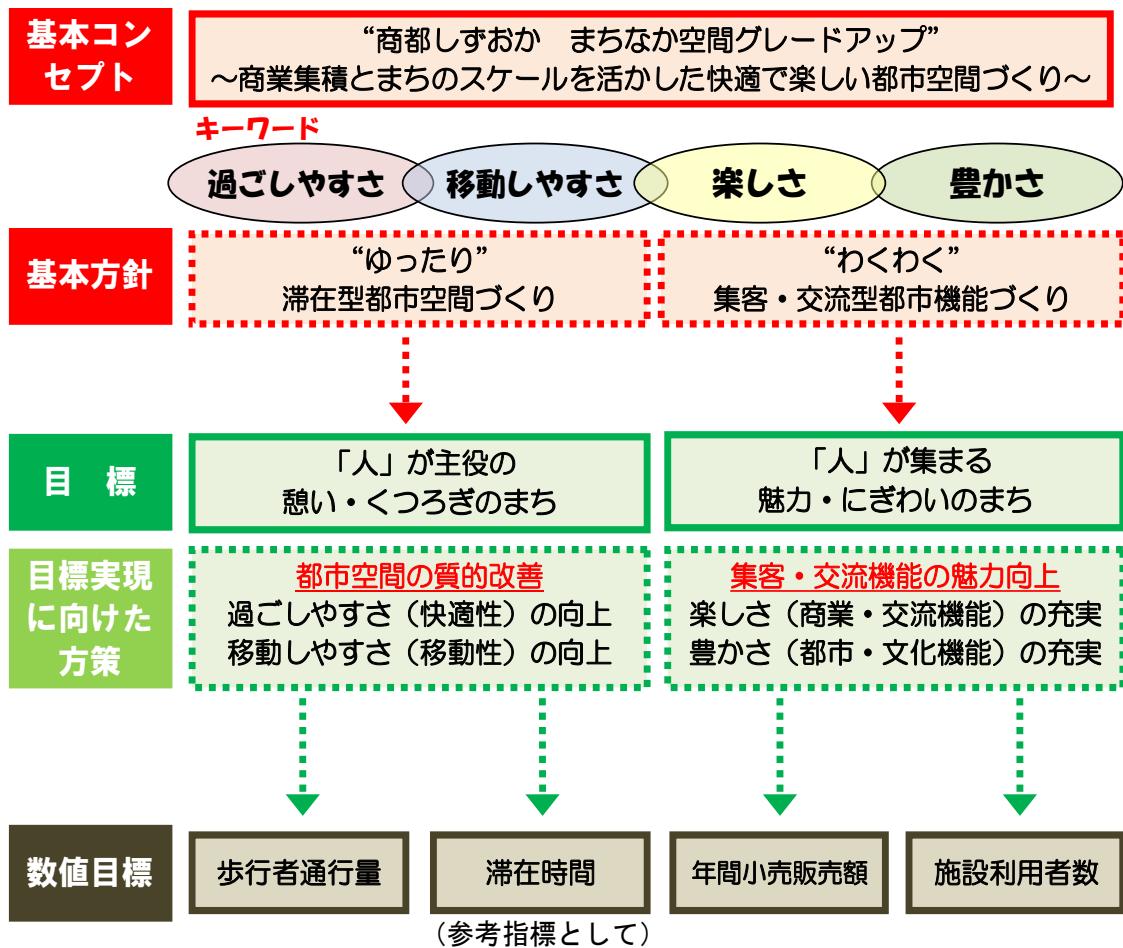
(1) 第1期計画（静岡地区）の概要

第1期静岡市中心市街地活性化基本計画（静岡地区）の概要は、以下のとおりである。

- ①計画期間：平成21年4月～平成26年3月（5年間）
- ②区域面積：JR静岡駅・静岡鉄道新静岡駅、駿府城公園を中心とした250ha



- ③課題：「都市空間の質的向上」（過ごしやすさ、移動しやすさ）「商業・都市機能の充実」（楽しさ、豊かさ）
- ④体系：「商都しずおか まちなか空間グレードアップ」を基本コンセプトに『「人」が主役の憩い・くつろぎのまち』『「人」が集まる魅力・にぎわいのまち』を目標とし、下表のような体系に基づき計画を推進した。



⑤基本的な方針及び目標

地区	基本的な方針	中心市街地の活性化の目標
【静岡地区】	“ゆったり” 滞在型都市空間づくり	「人」が主役の憩い・くつろぎのまち
	“わくわく” 集客・交流型都市機能づくり	「人」が集まる魅力・にぎわいのまち

(2) 静岡地区の事業の検証

ア 事業等の進捗状況

全 92 事業における実施状況の内訳については、完了済みが 44 事業、継続実施が 48 事業となっている。

	市街地の整備改善	都市福利施設の整備	まちなか居住の推進	商業の振興	交通利便性の増進等	計
完了	17	4	4	11	8	44
実施中	10	5	2	18	13	48
計 (%)	27 (29%)	9 (9%)	6 (7%)	29 (32%)	21 (23%)	92

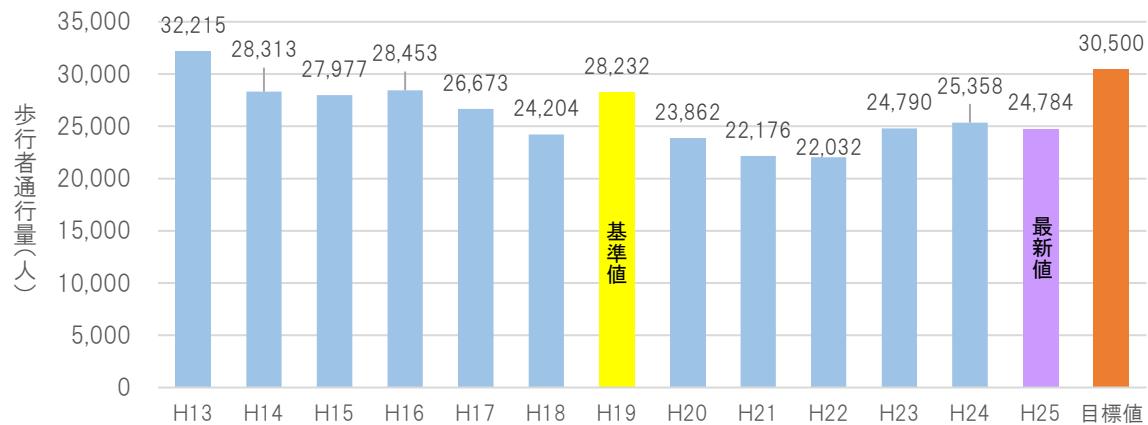
※再掲含む

イ 目標の達成状況

指標の「施設利用者数」は、目標を達成したものの、「歩行者通行量」「年間小売販売額」は、基準値が未達成となった。

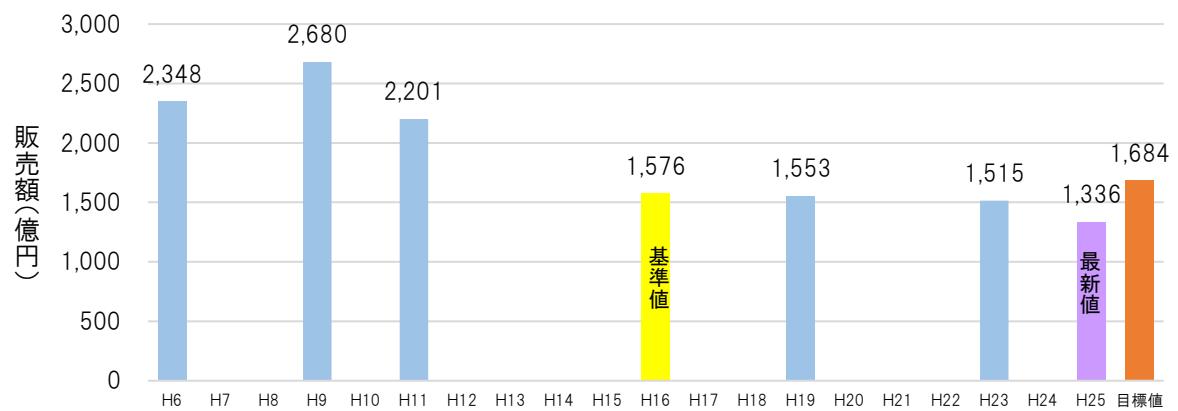
目標	目標指標	基準値 (H19)	目標値 (H25)	最新値 (H25)	達成状況
「人」が主役の憩い・くつろぎのまち	歩行者通行量(人)	28,232 人	30,500 人	24,784 人	基準値未達成
「人」が集まる魅力・にぎわいのまち	年間小売販売額(億円)	1,586 億円	1,684 億円	1,336 億円	基準値未達成
	施設利用者数(人)	168 万人	180 万人	212 万人	目標達成

【歩行者通行量】※本計画とは集計方法が異なる



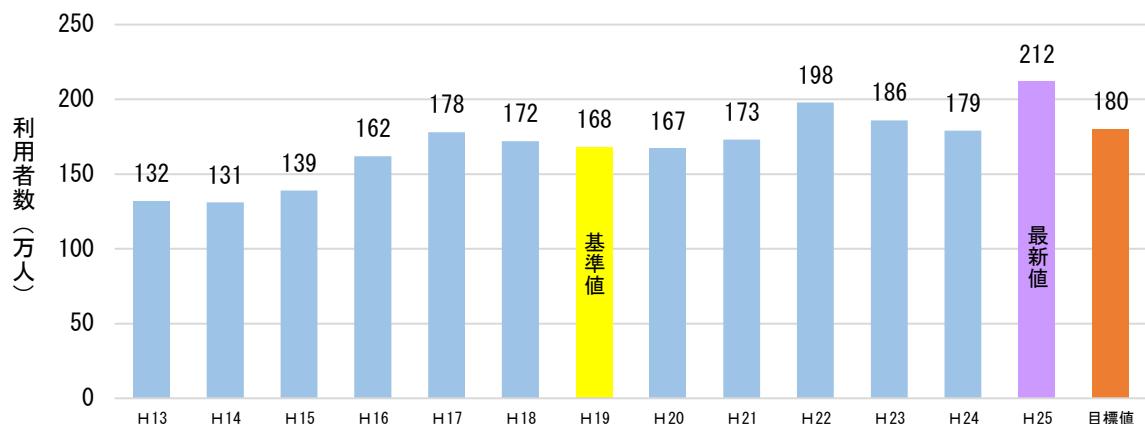
歩行者通行量が示す「人」が主役の、憩い・くつろぎのまち」の実現に向けた事業は、概ね順調に進捗・完了した。特に、主要事業である鷹匠1－14地区優良建築物等整備事業（新静岡センター建替え事業）等が整備された平成23年以降は、本指標の減少傾向は底を打ち、都市空間の質的改善に向けた一定の効果は見られたものの、最新値は24,784人にとどまり、目標値である30,500人には及ばず、目標は未達成であった。

【年間小売販売額】



年間小売販売額が示す「人」が集まる、魅力・にぎわいのまち」の実現に向けた事業は、概ね順調に進捗・完了した。主要事業である鷹匠1－14地区優良建築物等整備事業（新静岡センター建替え事業）等が整備され、集客・交流機能の魅力向上に向けて一定の効果は見られたが、最新値は1,336億円（推計）にとどまり、目標値である1,684億円には及ばず、目標は未達成であった。

【施設利用者数】



施設利用者数が示す「人」が集まる、魅力・にぎわいのまち」の実現に向けた事業は、概ね順調に進捗・完了した。主要事業である静岡市美術館整備事業等が完了し、集客・交流機能の魅力向上に大きく寄与した。静岡市美術館の来場者増加等もあり、最新値は212万人に到達し、目標値である180万人を超える目標を達成した。

ウ 総括・評価（最終フォローアップ（平成 26 年 5 月実施）から抜粋）

市街地再開発や文化・医療施設等複数のハード整備事業を面的に実施することで、都市機能の拡充や集客・交流拠点の充実、まちなか居住の推進等が図られた。また、地域に根付いた伝統ある行事や、新たな着想による市民協働イベント等、様々なソフト事業が実施され、にぎわいの創出やコミュニティ機能の向上、地域への愛着・誇りの醸成等がなされた。

以上のように、第1期計画（静岡地区）に基づく各種事業の実施により一定の成果が果たされ、また市民評価も改善傾向にある等、中心市街地を取り巻く雰囲気は明るい兆しを取り戻しつつあった。しかしながら、静岡市の更なる発展に向け取り組むべき課題は依然として残されており、静岡地区中心市街地の活性化に向けた施策を積極的・継続的に推進する必要性は高いと認識された。

エ 評価（前計画最終フォローアップ（H26 年 5 月実施）から抜粋）

- ・静岡市による評価：「若干の活性化が図られた」
- ・静岡市静岡中心市街地活性化協議会による評価：「若干の活性化が図られた」

【第1期計画で実施した主な事業】

事業名	鷹匠1-14 地区優良建築物等整備事業（新静岡センタービル建替え事業）※通称「新静岡セノバ」	
概要	大型商業施設、鉄道駅、バスターミナル、事務所を併設する民間再開発ビルの整備 [延床面積：約 85,600 m ² 階数：地上 11 階、地下 1 階 用途：商業施設（地下 1 階～6 階、10 階～11 階、27,765 m ² 、123 店舗）、駐車場（地上 7 階～9 階、556 台）]	
実施時期	平成 21 年度～平成 23 年度	
事業主体	静岡鉄道（株）	
事業名	静岡駅前紺屋町地区市街地再開発事業 ※通称「葵タワー」	
概要	商業施設、美術館、宴会場等を備えた民間再開発ビルの整備 [延床面積：約 53,500 m ² 階数：地上 25 階、地下 2 階 用途：商業施設（4,478 m ² 、11 店舗）、業務施設、公共公益施設（美術館）、宴会場]	
実施時期	平成 17 年度～平成 22 年度	
事業主体	静岡駅前紺屋町地区市街地再開発組合	
事業名	静岡呉服町第一地区市街地再開発事業 ※通称「呉服町タワー」	
概要	商業施設、住宅、事務所、駐車場を備えた民間再開発ビルの整備 [延床面積：約 54,200 m ² 階数：地上 29 階、地下 1 階 用途：商業施設（2,083 m ² 、5 店舗）、業務施設、住宅（279 戸）、駐車場（449 台）、駐輪場（717 台）]	
実施時期	平成 21 年度～平成 25 年度	
事業主体	静岡呉服町第一地区市街地再開発組合	
事業名	静岡市立病院静岡新館建設工事	
概要	新たな医療機器の導入や救急外来の拡充等と合わせ、東館建替え、西館リニューアル、駐車場整備等により施設・機能を拡充 [東館 床面積：23,698 m ² 階数：地下 1 階 地上 13 階 内容：ハートセンター（心臓血管外科・循環器科）の整備・拡充等] [西館 床面積：25,307 m ² 階数：地上 13 階、地下 1 階 内容：外来・病棟部分改修等] [駐車場 床面積：7,981 m ² 機能：5 層 6 段自走式立体駐車場、225 台収容]	
実施時期	平成 17 年度～平成 21 年度	
事業主体	静岡市	
事業名	静岡市美術館整備事業	
概要	静岡市美術館の整備 [延床面積：3,393 m ² 、展示室面積 約 1,100 m ² （展示室 1：209 m ² 、展示室 2：713 m ² 、展示室 3：204 m ² 、エントランスホール：612 m ² 、多目的室 180 m ² 、ワークショップ室：92 m ² ）]	
実施時期	平成 21 年度～平成 22 年度	
事業主体	静岡市	
事業名	駿府城公園再整備事業	
概要	駿府城公園の坤櫓、芝生広場等の整備 [坤櫓概要 延床面積：391 m ² 構造：木造 2 階建 屋根：本瓦葺入母屋造 外壁：小舞土塗壁漆喰塗] [芝生広場概要 施工面積：約 8,000 m ²]	
実施時期	平成 21 年度～平成 25 年度	
実施主体	静岡市	

6-2 第2期計画の検証

(1) 第2期計画の概要

第2期静岡市中心市街地活性化基本計画（以下「第2期計画」という。）の概要是、以下のとおりである。

- ①計画期間：平成28年4月～令和4年3月（6年間）
- ②区域面積：JR静岡駅・静岡鉄道新静岡駅、駿府城公園を中心とした240ha
- ③課題：「機能・活力の強化・底上げ」「繋がりの強化」



④基本的な方針及び目標

地区	基本的な方針	中心市街地の活性化の目標
【静岡地区】	創造する力による都市の発展	“わくわく ドキドキ” にぎわいと活力のまち
	つながる力による暮らしの充実	“てくてくらくらく” あちこち巡るずっと居たいまち

(2) 静岡地区の事業の検証

ア 事業等の進捗状況

初年度である平成 28 年度は、『静岡呉服町第二地区第一種市街地再開発事業』や『静岡七間町地区優良建築物等整備事業』の着工等があった。第 3 次総合計画の重点プロジェクトと位置付ける「歴史文化」や「まちは劇場」の推進に向け、静岡地区では『駿府城公園再整備事業（天守台発掘調査公開事業）』等を実施した。

平成 29 年度は『静岡七間町地区優良建築物整備事業』や『駿府城公園周辺ランニング等環境整備事業』の完了、また、市総合計画の「まちは劇場」を推進する施設として『七間町賑わい創出拠点整備事業』が完了するなど、各事業が順調に推移した。さらに、環境整備面では『静岡”おまち”ストリート WiFi 環境整備事業』が完了し、外国人観光客を含め誰もがまちなかで快適・便利にインターネットを利用できる環境を整えることができた。

平成 30 年度は『静岡呉服町第二地区第一種市街地再開発事業』や『駿府城公園周辺ランニング等環境整備事業』がオープンし、中活計画に位置付けられた主要なハード事業は平成 30 年度中にある程度終了した。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中心市街地のイベント（大道芸ワールドカップ in 静岡、静岡マラソン等）が相次いで中止となったことから、来街者数の減少など中心市街地にとって厳しい環境となつた。

全 101 事業における実施状況の内訳については、完了済みが 30 事業、実施中が 64 事業、未完了・未着手が 7 事業となっている。

	市街地の整備改善	都市福利施設の整備	まちなか居住の推進	商業の興	交通利便性の増進等	計
完了	12	9	2	13	3	30
実施中	10	13	0	35	8	64
未完了 未着手	1	0	0	3	3	7
計 (%)	23 (23%)	22 (22%)	2 (2%)	51 (50%)	14 (14%)	101

※再掲含む

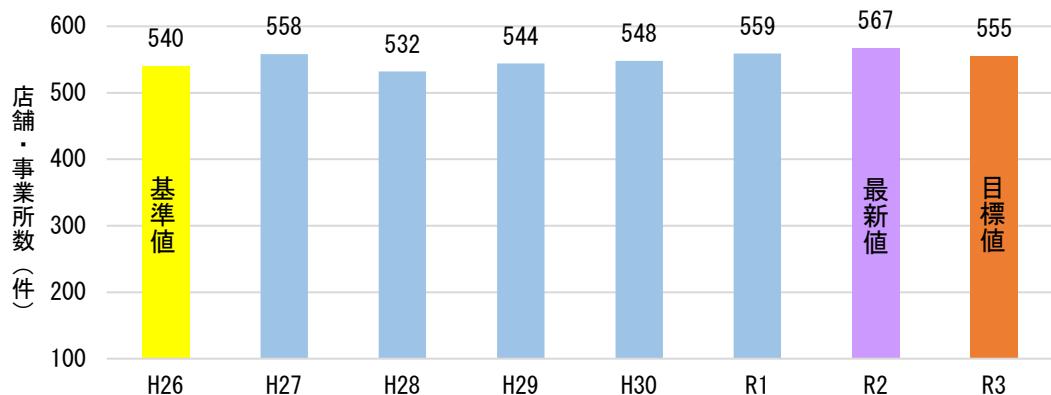
イ 目標の達成状況

「主要な通りの店舗・事業所数」は、再開発事業の竣工及びその後の施設開業等により店舗・事業所数の増加が見られるなど順調に推移している。

「歩行者通行量」については、計画前の平成 27 年度から継続して増加傾向が続いていたものの、主要事業の工期が遅れるなど計画の進捗に影響が生じており、令和元年では減少に転じる結果となった。計画最終年の令和 3 年度は 5,680 人であり、目標未達成となっている。

目標	指標	基準値 (H26)	目標値 (R3)	最新値	達成状況
“わくわく ドキドキ、 にぎわいと活力のまち	主要な通りの 店舗・事業所数	540 件	555 件	567 件 (R2)	－
“てくてくらくらく、 あちこち巡るずっと居 たいまち	歩行者通行量	6,445 人	7,123 人	5,680 人 (R3)	未達成

【主要な通りの店舗・事業所数】



平成 28 年度の「主要な通りの店舗・事業所数」は、532 件に減少した。これは、平成 27 年度末に「静岡呉服町第二地区第一種市街地再開発事業」が起工したことによって、同再開発区域内の店舗・事業所が一時的に減少したことに起因する。

平成 29 年度は、空き店舗に新店が入るなど飲食店を中心とした開業が増加した。

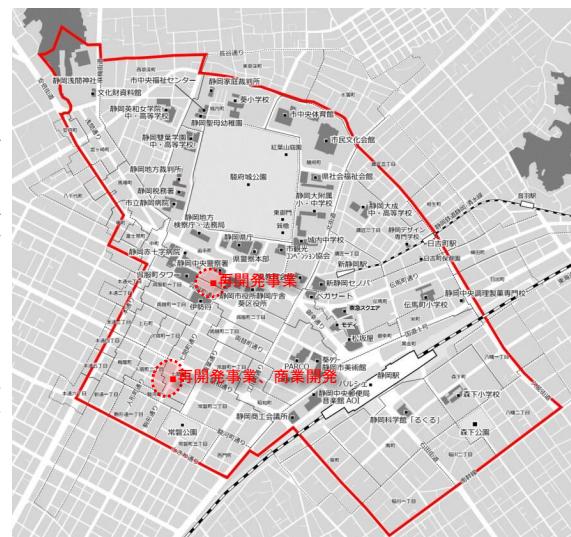
平成 30 年度は「静岡呉服町第二地区第一種市街地再開発事業」が竣工・オープンしたほか、「OMACH I 創造計画」など中心市街地において新たな商業施設の開業が立て続けにあり事業所数が増加している。

令和元年度以降も再開発事業の竣工及びその後の施設開業等により店舗・事業所数の増加が見られるなど順調に推移している。

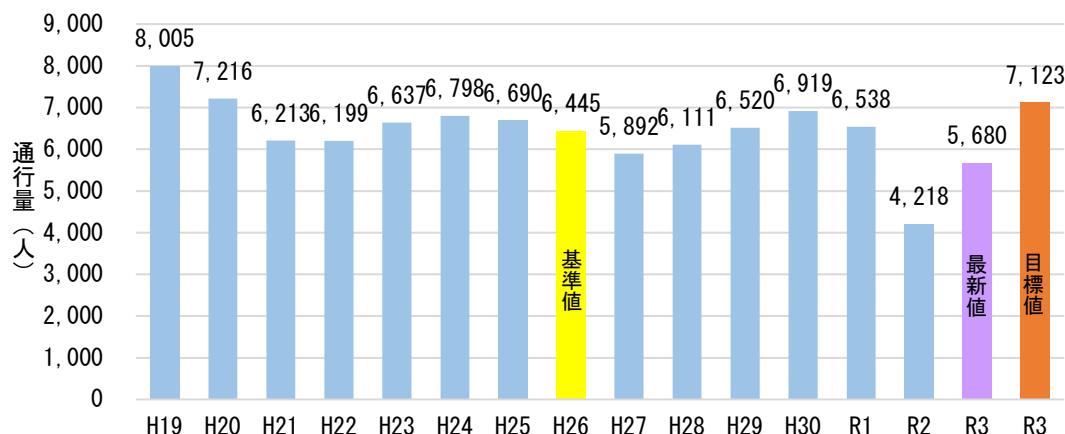
右図のとおり、第 2 期計画では、主に呉服町、七間町、人宿町周辺において再開発事業や商業開発が行われた。

そのため、主要な通りの店舗・事業所数はそれらの開発と合わせるような形で増加傾向となり、令和 2 年度には目標値を超える水準にまで推移している。

これらのことから第 2 期計画で掲げている商業機能の拡充や特徴ある商業空間の形成は一定程度達成できたと考えられるが、空き店舗の存在は依然として課題として残っている。



【歩行者通行量】

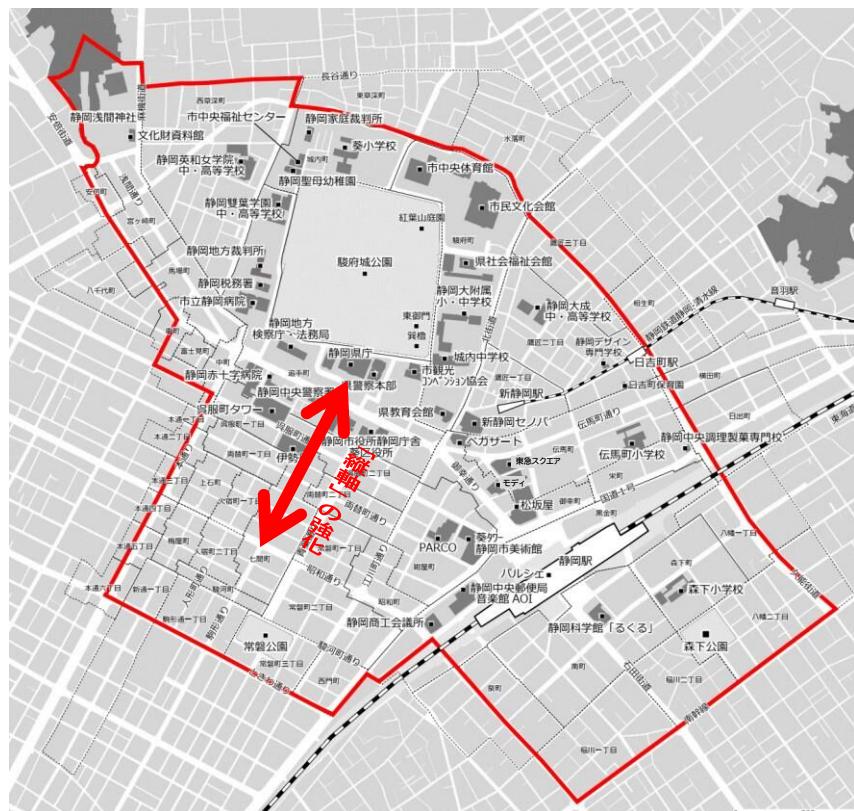


「歩行者通行量」は、平成 27 年に底を打ち、新たな商業施設のリニューアルオープンなどにより、回遊性が向上したことから、平成 30 年度までは増加傾向が続いていた。

しかしながら、令和元年度には再開発事業や商業施設のリニューアル等が落ちていたこと、近隣自治体で大型商業施設がオープンするなど話題性が市外にあったこと、消費税の増税により消費者行動が鈍化したことなどから、再び減少に転じている。

さらに、令和 2 年度の「歩行者通行量」では、調査開始以来、過去最低の数値を記録したが、これは調査日の前々日に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、静岡県が静岡市の警戒レベルを引き上げるなど、移動を自粛する人が多かったためと推測される。

第 2 期計画では、「縦軸の強化」の推進を掲げていたが、七間町や人宿町における再開発事業や民間事業者の OMACH I 創造計画による商業開発によって、新たな人の流れが出てきている。これらのことから、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の中においても、回遊促進という点では明るい兆しが見られている。



【第2期計画で実施した主な事業】

事業名	静岡呉服町第二地区第一種市街地再開発事業	
概要	商業店舗、業務事業所、駐車場（120台）、駐輪場（291台）、多目的ホール（約600m²）、高齢者施設（84戸）、ウェルネス等の整備を図る再開発事業の実施。 ※施行区域：約4,000m²、延床面積約19,700m²、階数：地上13階、地下1階	
実施時期	平成25年度～平成30年度	
事業主体	静岡呉服町第二地区市街地再開発組合、札の辻ビルマネジメント株式会社	
事業名	静岡七間町地区優良建築物等整備事業	
概要	商業店舗、保育所（約300m²、定員30人程度）、住戸（170戸）、駐車場（116台）、駐輪場（207台）等の整備を図る優良建築物等整備事業の実施。 ※施行区域：約2,600m²、延床面積約19,500m²、階数：地上27階、地下1階	
実施時期	平成26年度～平成29年度	
事業主体	静岡七間町地区優良建築物等整備事業建設組合	
事業名	市上下水道局移転・運営事業	
概要	七間町エリアにおいて、市上下水道局庁舎を整備し、地域の人が集い・交流する場を創出する。	
実施時期	平成27年度～	
事業主体	静岡市	
事業名	静岡市歴史文化施設建設事業	 
概要	今川氏や徳川家康公の研究拠点としての博物館機能と集客創造・回遊促進のための観光交流機能を備えた静岡市歴史博物館の建設。 ※施行区域：約8,100m²、延床面積：約5,000m²	
実施時期	平成27年度～	
事業主体	静岡市	
事業名	静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター移転・運営事業	
概要	七間町エリアの再生に向け、創造的活動拠点を移転・運営し、クリエーターの発掘・育成・企業やクリエイティブ産業の振興を図る。	
実施時期	平成28年度～	
事業主体	静岡市	

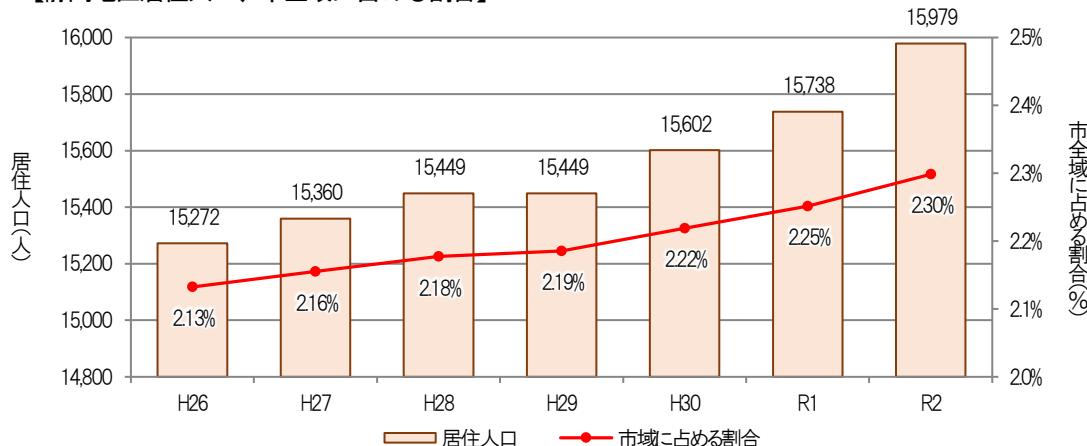
7 中心市街地活性化の課題

(1) 中心市街地の活性化にあたっての課題を整理すると、以下のとおりである。

■静岡地区

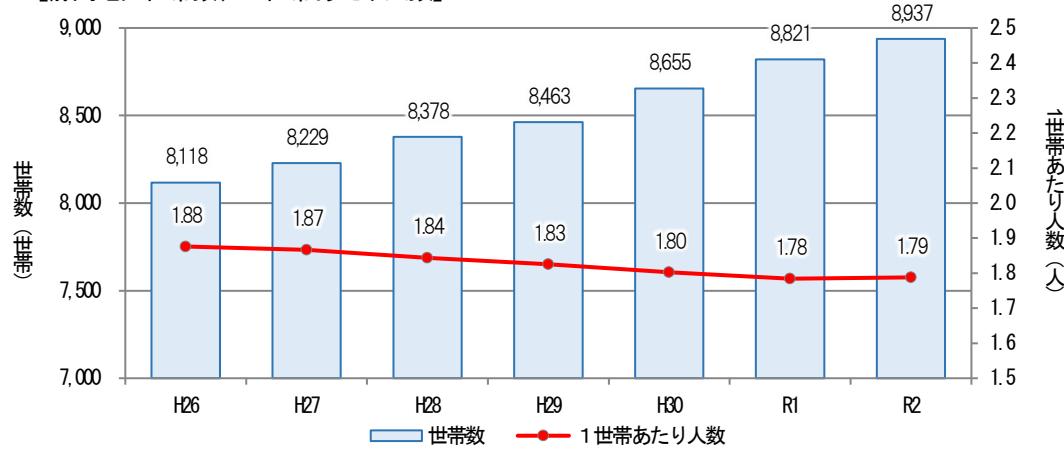
	第2期計画の課題	○解決された課題・●残された課題
人口	居住人口は増加傾向にあるが、高齢化が進み、1世帯あたりの人数は減少している。	<ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地の人口は増加傾向にあり、市全域に占める割合も増えている。 ○七間町の人口が顕著に増加しており、静岡七間町地区優良建築物等整備事業を中心にまちなか居住の推進が図られたと考えられる。 ●高齢者数が増加している。 ●1世帯あたりの人数は減少している。

【静岡地区居住人口、市全域に占める割合】



出典：H26-R2 静岡市「住民基本台帳」

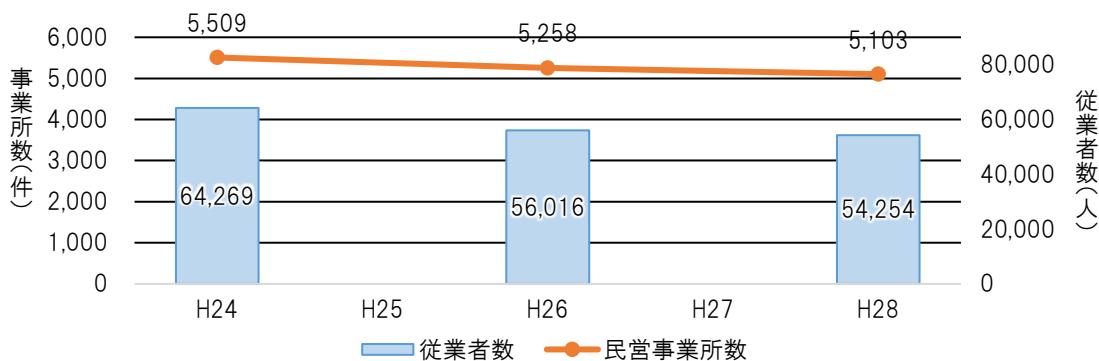
【静岡地区世帯数、1世帯あたり人数】



出典：H26-R2 静岡市「住民基本台帳」

	第2期計画の課題	○解決された課題・●残された課題
産業	事業所数は減少傾向にあり、従業員数も伸び悩んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ●民営事業所数、従業者数ともに減少傾向が続いている。 ●「宿泊業、飲食サービス業」の事業所数・従業者数が減少している。 ●主な通りの空き店舗は50件程度で推移している。

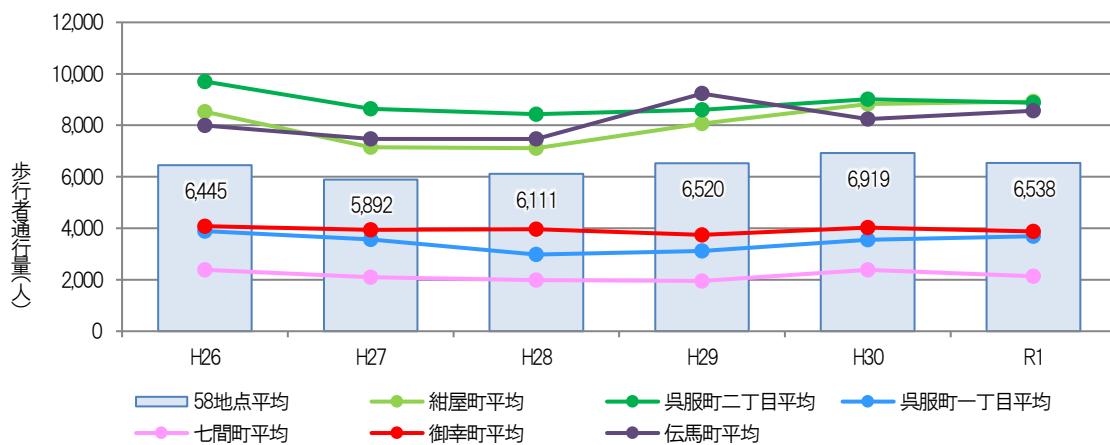
【静岡地区事業所数・従業者数の推移】



出典：H24・H28 「経済センサス-活動調査」

	第2期計画の課題	○解決された課題・●残された課題
回遊・滞在	歩行者通行量は長期的に減少傾向にある。	<ul style="list-style-type: none"> ○札の辻クロスなどの開業により、紺屋町、伝馬町などで、歩行者通行量が増加している ●呉服町、七間町、御幸町など、中心市街地全体の長期的な歩行者通行量の減少が続いている。 ●文化・スポーツ施設の利用者数は減少傾向で推移している。

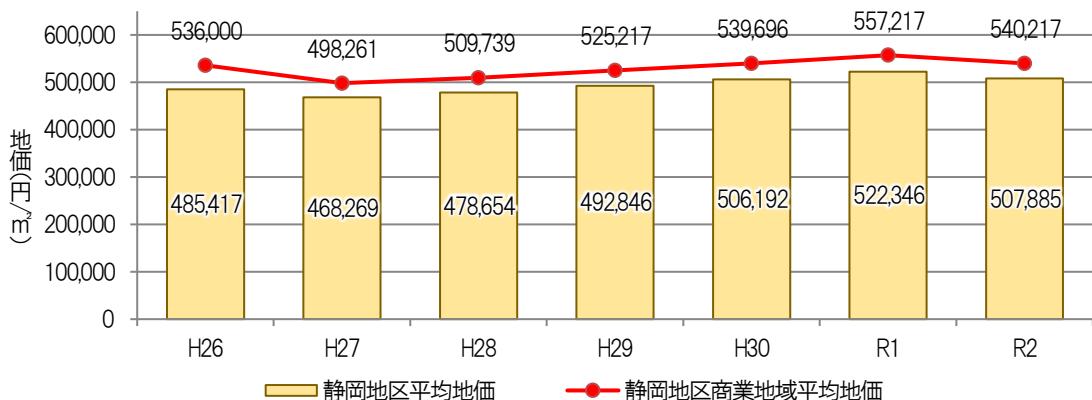
【静岡地区歩行者通行量】



出典：H26～R1 静岡市中心市街地活性化協議会「静岡地域中心商店街通行量調査」において、
経年を把握する継続調査58地点 及び 主要な町における通行量平均

	第2期計画の課題	○解決された課題・●残された課題
土地	地価は増減を繰り返しつつ、ここ数年は低下傾向にある。	○平均地価、商業地の地価ともに上昇傾向が続いている。 ●令和2年の平均地価が再び減少に転じている。

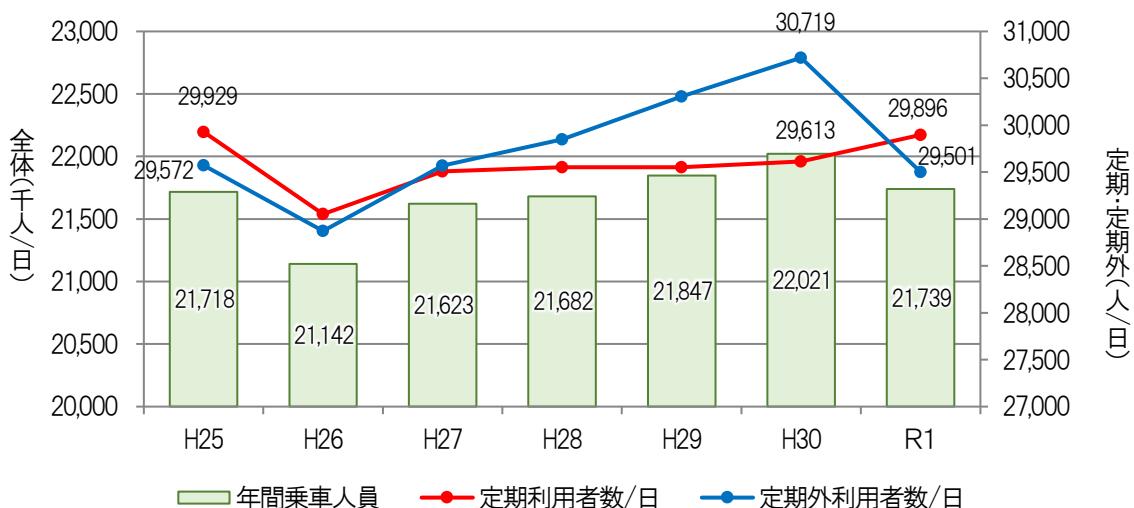
【静岡地区 平均地価】



出典：H26-R1 国土交通省「地価公示」、静岡県「地価調査」を基に、住居地域、商業地域を抜粋し算出

	第2期計画の課題	○解決された課題・●残された課題
交通	JR静岡駅乗車人員、静岡鉄道新静岡駅乗降客数は、伸び悩みの状況にある。	○新型車両が導入された静岡鉄道新静岡駅乗降客数が増加傾向にある。 ●JR静岡駅乗車人員は横ばい傾向である。 ●定期外利用者数が定期利用者数を抜いて増加傾向にあり、観光やビジネスによる来街者が増えたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより令和元年は、減少に転じている。

【JR静岡駅 乗車人員】



出典：H25-R2 「静岡市統計書」

(2) 第2期計画の総括・評価について

7 「中心市街地活性化の課題」に記載した、第2期計画における都市活動・経済活力の状況を機能ごとにまとめると、次のようになる。

【静岡地区】

主要な通りの 店舗・事業所数	・箱の数は増えたものの依然として空き店舗の存在が残る。
歩行者 通行量	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって来街者数が減少。
人 口	・高齢者数の増加、1世帯あたりの人数の減少。
産 業	・民営事業所数、従業者数ともに減少傾向。 ・宿泊業、飲食サービス業の事業所数・従業者数の減少。 ・主な通りの空き店舗の存在。
回遊・滞在	・中心市街地全体の歩行者通行量における長期的な減少傾向。 ・文化・スポーツ施設の利用者数の減少傾向。
土 地	・令和2年の平均地価が再び減少に転じている。
交 通	・新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等によって観光やビジネス等による来街が減少。

このような状況の中、さらには、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化しており、本市を取り巻く外的要因にも大きく影響を受けていることが前提にある。また、上記に加え、静岡地区においては、建物の老朽化による入居・出店控えや中心市街地人口が増加傾向にあるものの主に若者の大都市圏への人口流出等も課題として挙げられる。

上記の状況と国が示すまちづくりの方向性、中心市街地活性化協議会等での議論を踏まえながら、第2期計画を踏まえた次期計画の視点を次のとおりまとめる。

国交省「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性 論点整理」より

- ・都市の持つ集積のメリットを活かし、国際競争力やコンパクトシティを引き続き進める方向性に変わりはない
- ・上記の方向性を継続しつづけ「三つの密」の回避など「ニューノーマル」に対応したまちづくりが必要
- ・【キーワード】縁やオープンスペースの柔軟な活用 / 総合的な交通戦略の推進 / リアルタイムデータの活用 / エリアマネジメント / 柔軟性・冗長性

内閣府「中心市街地活性化促進プログラム」より

- ・中心市街地は「まちの顔」として地域の活性化のために極めて重要なエリア
- ・社会経済情勢の変化と進展等に対応した戦略/まちのストックを活かす/地域資源とチャンスを活かす/民との連携や人材の確保・育成/が重点的な取組として重要

中心市街地活性化協議会等の意見

- ・パイの中で消費を奪い合うのではなくパイを増やす工夫が大切。大型店と商店街が集積する静岡の強みを伸ばし他都市と差別化。
- ・大型店の場の活用・提供。街中に無い店舗を誘致する仕組みづくり。ただ買い物をする時代は終わりつつある。新しい出会い、新しい発見ができる場所。
- ・中心市街地は「モノを買う場」から「交流の場」へシフト。
- ・デジタル社会への対応。
- ・様々に且つ急速に価値観が変容。時限的な施策による規制緩和やトライアルなど、実験していくながら思い切った取組の実施。
- ・収束してもコロナ禍で定着した生活習慣は元には戻らないという前提に立ち今後の中心市街地の在り方を検討。

第3期計画作成にあたっての視点

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により急速に中心市街地の賑わいが減少しているが、まちづくりにおいてコンパクトシティや**中心市街地の活性化を推進していくことに変わりはない**ことを確認
- 「中心市街地=買い物をする場」という時代が終わりつつある中で、**中心市街地へ行く意味。行きたい**と思える新たな魅力や場、ここでしかできない体験の創出
- 歴史文化や清水港などの静岡市の地域資源を活用し他都市と**差別化**することで外の人も惹きつけ**パイを増やす**工夫が必要。公共施設だけでなく民間においても**ローカリティの追求**
- 商店街や大型商業施設、空き店舗等の商業床の活用
- 居住の推進(**人口**)による商業の活性化

8 中心市街地活性化の方針

(1) 目指す中心市街地の都市像

**いつでも活気に満ちあふれ、住む人、訪れる人を
ワクワクさせる中心市街地(まちの顔)の実現**

(2) 中心市街地活性化の方針

本市では、現在、合併前の旧静岡市・旧清水市の中心地に、それぞれ中心性を有する地区が2つ存在し、本市全域の活性化を牽引する役割を担っている。

「第3次静岡市総合計画」において、静岡都心では、徳川家康公の築いた城下町を基礎とし、利便性・快適性をさらに高めるため、商業、業務、居住等の多様な機能の強化を図るとともに、回遊性を向上させる取組を進めていくとしている。一方、清水都心では、JR清水駅と清水港が接近している立地を生かし、物流機能が移転する日の出地区において工業・物流機能から賑わい・交流機能への転換を図り、「みなど」と「まち」をつなぐ取組を進めていく方針を定めている。

また、内閣府が選定する「SDGs未来都市」、国連が定める「SDGsハブ都市」として、市の優先施策である五大構想において、静岡都心では「歴史文化の拠点づくり」、清水地区では「海洋文化の拠点づくり」にSDGsを組み込み、持続的な発展に取り組んでいる。

「静岡市都市計画マスタープラン」において、静岡都心と清水都心では地域間競争や適切な役割分担を図る観点から、機能調整を図り、相互連携のもと活気に満ちた中心市街地へと都市再生することを課題としており、都市機能を役割分担する複数の都市拠点を形成して、交流の盛んな活力あるまちづくりを目指している。

こうした上位となる計画の方針を踏まえ、「中心市街地活性化基本計画（第1期・第2期）」において、異なる個性や拠点性を持つ2つの地区を「中心市街地」（静岡都心、清水都心）と位置づけ、市全体の活性化・魅力向上を図るために双発のエンジンとして、この2地区の活性化に集中的に取り組んできた。

計画に基づく各種事業の実施により、静岡地区においては、居住人口や静岡駅を利用した来街者の増加など、一定の効果が果たされたものの、空き店舗の増加や呉服町、七間町、御幸町などの商店街での歩行者通行量の減少、中心市街地に集積している都市福利施設の利用者数の減少がみられるなど、更なる発展に向け取り組むべき課題は依然として残っている。

清水地区においては、県内外や訪日外国人の観光客数の増加など、一定の効果が果たされたものの、居住人口、小売業、飲食サービス業事業者、歩行者通行量の減少などの課題が依然として残されている。

さらに、市民の中心市街地の利用目的として、買物、通勤、通院、市役所等の利用などが多いものの、買物の形態としては、静岡地区の中心市街地のほか、郊外のスーパー・インターネットショッピングの利用なども多く、今後の中心市街地への来街機会の減少も懸念される。

こうした「中心市街地＝買い物をする場」という時代が終わりつつある中で、中心市街地へ行く意味とともに、行きたいと思える新たな魅力や場、ここでしかできない体験を創出することが求められる。

また、歴史文化や清水港などの静岡市の地域資源を活用し、他都市と差別化することで外の人も惹きつけパイを増やす工夫が必要であり、公共施設だけではなく民間においてもローカリティの追求が求められる。

このため、商店街や大型商業施設、空き店舗等の活用を図るとともに、デジタル化やニューノーマルに対応したまちづくり、イベントの再開を推進することで、新たな日常における中心市街地の活性化を目指す。

静岡地区における中心市街地活性化の方針を以下の通り設定する。

【基本方針①】

「魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造する まちづくりによる商業機能の向上」

- ・静岡地区は、百貨店などの大型商業施設と複数の商店街が面的に連なり、県中部100万人を超える都市圏の商業都市として発展してきた。しかしながら、周辺地域の商業開発等による求心力低下により、飲食サービス業の事業所数の減少などにみられるように、中心市街地の空き店舗が増加するなど経済活力が失われつつあることが課題となっている。
- ・このため、市内外に誇れる価値を創造し活発な経済活動が行われる商業都市の実現を目指し、再開発事業による商業機能の強化を推進するほか、チャレンジショップ支援の実施等により地域商業の育成を実施していく。

【基本方針②】

「人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくり によるにぎわいの創出」

- 本市には、長い歴史に育まれた魅力あふれる地域資源が豊富にあり、「まちは劇場」の取組により、市民の芸術文化等の創造活動への参加や活動を促すことで、市民が主役のまちづくりを進めており、シビックプライドの醸成及び交流人口の増加による地域経済の活性化などへの一定の効果が果たされている。
- その一方で、歩行者通行量が減少するなど、静岡ならではの魅力を十分に活用できず中心市街地の賑わいに繋げられていないことが課題となっている。
- このため、中心市街地の魅力や個性（地域資源、歴史等）を活かした活性化を推進し、中心市街地を舞台に訴求力が高く賑わいを生み出すイベントを官民連携して実施していくほか、歴史文化を活用した施設運営やソフト事業等に取り組んでいく。

【基本方針③】

「居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進」

- 静岡地区には、官公庁、文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、教育施設、交通拠点等、多様な高次都市機能施設が面的に立地・集積している。また、ウォーカブルな街並みの形成として、バリアフリー化やシェアサイクルの拡充など、中心市街地の快適な歩行者空間を確保し、居心地良く歩いて楽しいまちづくりを進め、歩行者の回遊性、安全性の向上に取り組んでいる。
- その中で、居住人口や来街者（駅利用者数）が増加傾向にあるものの、これら生活利便性・広域集客性の高い施設（文化・スポーツ施設）の利用者数は減少傾向にあり、都市機能の魅力不足や老朽化なども課題となっている。
- このため、都市機能施設の充実を図るとともに、生活の利便性や魅力の向上や移住促進事業等に取り組むなど、住みたくなる商都を目指していく。

第2章 中心市街地の位置及び区域

1 位置

(1) 位置設定の考え方

静岡市には、中心性を有する地区が2つ（静岡地区、清水地区）存在する。合併前の旧静岡市・旧清水市の中心地がそれにあたり、それぞれ社会・経済・歴史・文化的に地域の中軸としての役割を担ってきた。

中心性を有する静岡地区と清水地区は、静岡市都市計画マスターplanにおける集約連携型都市構造の「都市拠点」、静岡市立地適正化計画における「集約化拠点形成区域」、静岡市良好な商業環境の形成に関する指針における「都心型商業環境形成ゾーン」にそれぞれ位置づけられ、市の都市機能や商業環境をけん引する地域となっている。

■静岡地区

JR静岡駅や静岡鉄道新静岡駅、静岡浅間神社や駿府城公園、呉服町通り・七間町通り等を中心に形成されたエリア「静岡地区」は、徳川家康公が築いた駿府城下町を基礎に形成され、駿府城（跡）に向かい格子状に連なる街区等、その骨格は現在も維持されている。家康公によるまちづくりの恩恵と、地区を取り囲む地勢的特徴等によって、コンパクトに集約された市街地が形成されている。

東海地方の要衝・中枢として経済・社会活動を牽引する一大拠点であり、東は富士川から西は大井川までの広大な商圏を背景に、商業を軸とした『商都』として発展している。政治・行政・経済・医療・教育・文化等の多様な高次都市機能が集積する広域的集客拠点であるとともに、東京～名古屋・大阪を結ぶ国土軸の中央に位置し、新幹線をはじめとした広域交通の結節点でもある。広く『おまち』と称され、市民に親しまれ愛されている。

このような静岡地区においては、商業を軸に、周辺市町も含めた広域にわたる地域経済活動を牽引し、また多くの市民・来街者を招き入れ、その生活・文化の向上を図ることが求められている。

静岡地区の『持続的発展』を図ることによって、静岡市のみならず、静岡県中部→静岡県全域→東海地方にわたるまでの広域的発展にも寄与するものと考えられることから、この静岡地区を中心市街地と位置付ける。

(2) 位置図

本計画で活性化を推進する静岡地区の位置は、次のとおりである。



2 区域

中心市街地の区域は、これまでのまちづくり施策の継続性を保持し、また整備済の都市機能を最大限に活用するため、第2期計画と同じ2つの区域（静岡地区240ha、清水地区130ha）を、静岡市の『中心市街地の区域』と設定する。

なお、同区域は、商業・業務・居住・福祉・交通等の多様な都市機能が、歩いて巡ることができる範囲に集積しており、同区域におけるコンパクトシティの実現を図ることで、まち全体の活性化に繋げられる区域である。

静岡地区の区域は以下の通りとする。

■ 静岡地区

● 次の主要拠点・エリアを含む区域とする。.

- ・ 静岡駅、新静岡駅
- ・ 静岡駅北側の商店街・大型店・事業所・病院・学校・官公庁等が集積するエリア
- ・ 静岡駅南側の商店街・事業所等が集積するエリア
- ・ 駿府城公園、常磐公園、静岡浅間神社

●区域の境は、次の道路・町境等である。

【北側】(西から) 宮ヶ崎町と井宮町の町境、宮ヶ崎町と大岩町の町境、宮ヶ崎町と丸山町の町境、麻機街道線、長谷通り線、中町長谷通線、静岡環状線

【東側】静岡環状線

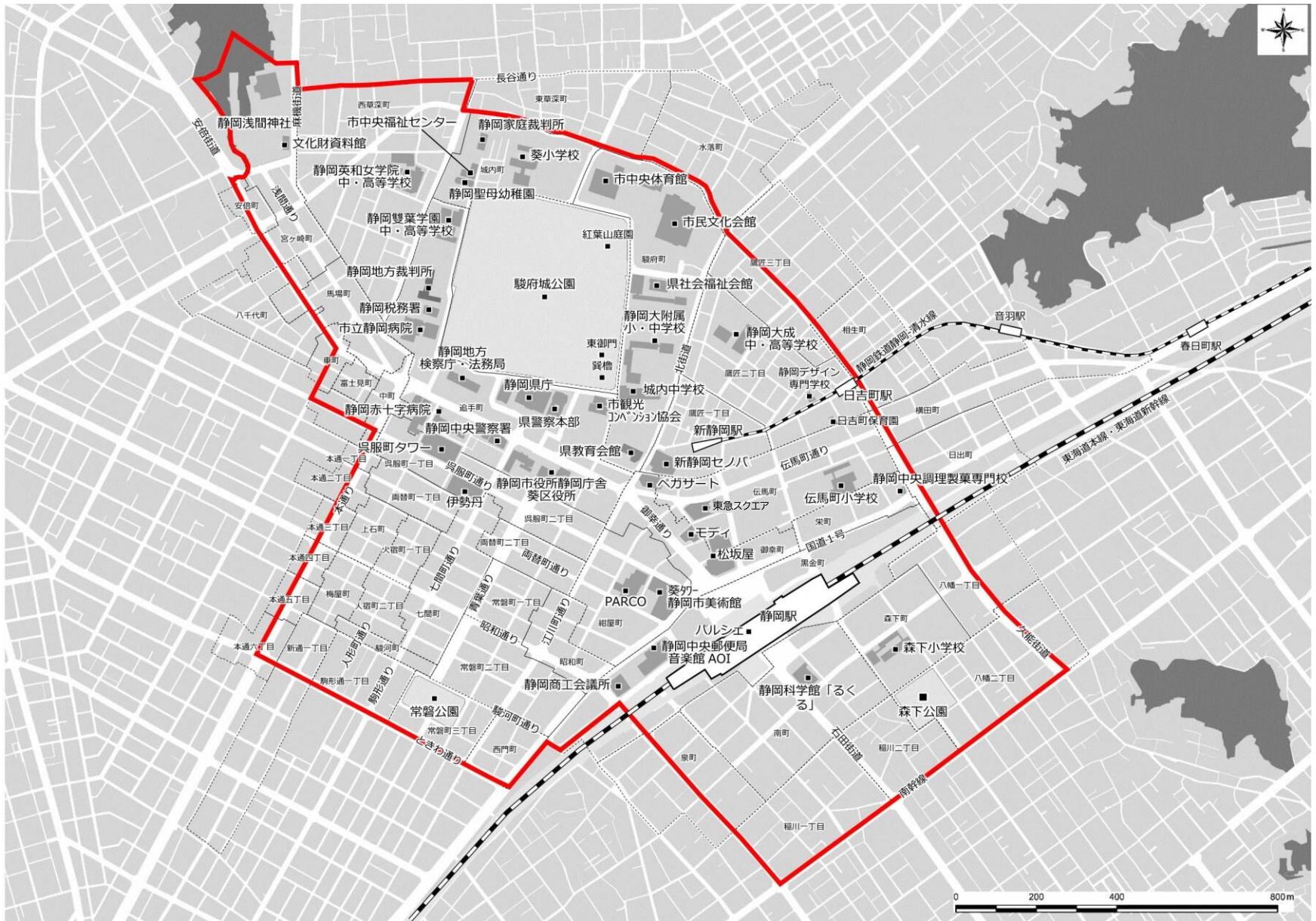
【南側】(東から) 法台院下島線、馬渕一丁目黒金町線、国道1号、西門町新富町線

【西側】(南から) 藤枝静岡線、呉服町通線、金座町馬場町1号線、井川湖御幸線、浅間神社前線、宮ヶ崎町と片羽町の町境

●区域内含まれる町丁目は、次のとおりである。

追手町	両替町二丁目	本通二丁目（一部）	泉町（一部）
城内町	七間町	本通三丁目（一部）	稻川一丁目
駿府町	紺屋町	本通四丁目（一部）	稻川二丁目
駿府城公園	昭和町	本通五丁目（一部）	森下町
西草深町	常磐町一丁目	本通六丁目（一部）	八幡一丁目（一部）
鷹匠一丁目	常磐町二丁目	新通一丁目	八幡二丁目（一部）
鷹匠二丁目	常磐町三丁目	中町	
鷹匠三丁目（一部）	西門町	馬場町（一部）	
伝馬町	駿河町	富士見町	
栄町	人宿町一丁目	金座町（一部）	
御幸町	人宿町二丁目	車町（一部）	
黒金町（一部）	上石町	八千代町（一部）	
呉服町一丁目	梅屋町	宮ヶ崎町（一部）	
呉服町二丁目	駒形通一丁目	安倍町（一部）	
両替町一丁目	本通一丁目（一部）	南町	

【静岡地区区域図】



3 中心市街地の要件に適合していることの説明

静岡地区が中心市街地の要件（中心市街地の活性化に関する法律第2条で定める「中心市街地の要件」第1号～第3号）に適合する根拠は、次のとおり。

要件	説明																														
<p>【第1号要件】 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>① 面積の状況</p> <p>全国で6番目に面積が大きい本市においては、静岡地区の中心市街地が市全域に占める割合（0.2%）はもとより、市街化区域に占める割合（2.3%）も極僅かに過ぎない。合併の経緯を踏まえ、旧静岡市の市街化区域に占める割合で見ても3.9%に過ぎず中心性を有してきた。</p> <p>【中心市街地の面積】</p> <table border="1"><thead><tr><th>地区</th><th>面積</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">静岡地区</td><td rowspan="2">240ha</td><td>市街化区域 2.3%（対 市全域 10,474ha）</td></tr><tr><td>3.9%（対 旧静岡市 6,122ha）</td></tr><tr><td rowspan="2">市全域</td><td rowspan="2"></td><td>0.2%（対 市全域 141,183ha）</td></tr><tr><td>0.2%（対 旧静岡市 114,631ha）</td></tr></tbody></table> <p>※市全域及び旧市面積はH25.6.1 静市第397号都市計画決定による。</p> <p>② 要件「小売商業者の集積」、静岡地区における商業機能の優位性</p> <p>市全域に占める静岡地区の中心市街地の小売業の集積率は、約13～20%である。合併の経緯を踏まえ、旧静岡市域に占める地区的割合を見ると、静岡地区が概ね20～30%を占めている。</p> <p>【中心市街地への小売商業の集積状況】</p> <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>H28 実績</th><th>集積率</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">事業所数</td><td rowspan="2">726 件</td><td>13.2%（対 市全域 5,507 件）</td></tr><tr><td>19.4%（対 旧静岡市 3,740 件）</td></tr><tr><td rowspan="2">従業者数</td><td rowspan="2">5,704 人</td><td>14.6%（対 市全域 39,121 人）</td></tr><tr><td>20.3%（対 旧静岡市 28,036 人）</td></tr><tr><td rowspan="2">年間商品販売額</td><td rowspan="2">1,505 億円</td><td>18.9%（対 市全域 7,968 億円）</td></tr><tr><td>25.3%（対 旧静岡市 5,939 億円）</td></tr><tr><td rowspan="2">売場面積</td><td rowspan="2">14.9 万m²</td><td>20.3%（対 市全域 73.4 万m²）</td></tr><tr><td>29.0%（対 旧静岡市 51.4 万m²）</td></tr></tbody></table> <p>出典：H28「経済センサス-活動調査」</p>	地区	面積	割合	静岡地区	240ha	市街化区域 2.3%（対 市全域 10,474ha）	3.9%（対 旧静岡市 6,122ha）	市全域		0.2%（対 市全域 141,183ha）	0.2%（対 旧静岡市 114,631ha）	項目	H28 実績	集積率	事業所数	726 件	13.2%（対 市全域 5,507 件）	19.4%（対 旧静岡市 3,740 件）	従業者数	5,704 人	14.6%（対 市全域 39,121 人）	20.3%（対 旧静岡市 28,036 人）	年間商品販売額	1,505 億円	18.9%（対 市全域 7,968 億円）	25.3%（対 旧静岡市 5,939 億円）	売場面積	14.9 万m ²	20.3%（対 市全域 73.4 万m ² ）	29.0%（対 旧静岡市 51.4 万m ² ）
地区	面積	割合																													
静岡地区	240ha	市街化区域 2.3%（対 市全域 10,474ha）																													
		3.9%（対 旧静岡市 6,122ha）																													
市全域		0.2%（対 市全域 141,183ha）																													
		0.2%（対 旧静岡市 114,631ha）																													
項目	H28 実績	集積率																													
事業所数	726 件	13.2%（対 市全域 5,507 件）																													
		19.4%（対 旧静岡市 3,740 件）																													
従業者数	5,704 人	14.6%（対 市全域 39,121 人）																													
		20.3%（対 旧静岡市 28,036 人）																													
年間商品販売額	1,505 億円	18.9%（対 市全域 7,968 億円）																													
		25.3%（対 旧静岡市 5,939 億円）																													
売場面積	14.9 万m ²	20.3%（対 市全域 73.4 万m ² ）																													
		29.0%（対 旧静岡市 51.4 万m ² ）																													

③ 要件「都市機能の集積」

静岡地区は、多様な公共施設、文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、教育施設等が面的に集積され、生活利便性・広域集客性の高い場所となっている。

【静岡地区都市機能】

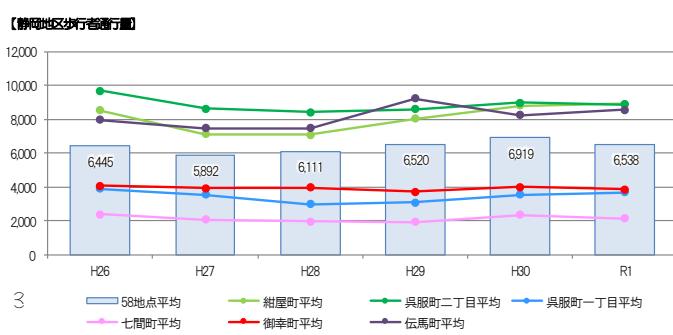
種別	施設名
官公庁	静岡市役所静岡庁舎・葵区役所、葵消防署、静岡県庁、静岡県警察本部、静岡中央警察署、静岡地方裁判所、静岡家庭裁判所、静岡地方検察庁、静岡地方法務局、静岡税務署、静岡労働局、静岡市上下水道局ほか
文化・スポーツ施設	静岡市美術館、静岡市民文化会館、静岡音楽館AOI、静岡市民ギャラリー、静岡科学館「る・く・る」、静岡市中央体育館、駿府城公園、駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション、常磐公園、森下公園、青葉緑地、青葉バート広場（葵スクエア）、札の辻クロスホール、静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター、静岡ホビースクエアほか
医療・福祉施設	市立静岡病院、静岡赤十字病院、医師会健診センターMEDIO、城東保健福祉エリア、中央子育て支援センター、県総合社会福祉会館、市中央福祉センター、青少年研修センター、日吉町保育園、有料老人ホーム「ロングライフケイーンズ静岡呉服町」ほか
教育施設	静岡大附属小学校・中学校、伝馬町小学校、葵小学校、森下小学校、城内中学校、静岡英和女学院高等学校・中学校、静岡大成中学校・高等学校、静岡雙葉中学校・高等学校、静岡聖母幼稚園、静岡デザイン専門学校、御幸町図書館、静岡県教育会館、鈴木学園中央調理製菓専門学校ほか
交通拠点	JR静岡駅、静岡鉄道新静岡駅・日吉町駅、静岡駅北口バスターミナル、静岡駅南口バスターミナル、新静岡バスターミナル、中町バスターミナル、静岡駅北口地下駐車場「エキバ」ほか
その他	静岡商工会議所静岡事務所、静岡市まちづくり公社、するが企画観光局、静岡市産学交流センター「B-nest」、静岡市クリエータ支援センター、静岡中央郵便局ほか

④ 静岡地区における業務機能・商業機能の優位性

市全域に占める静岡地区の民営事業所の集積率は15%、民営従業者の集積率は16%におよび、業務機能の高い集積が図られている。

また、人口千人あたりの店舗数を全国の政令指定都市と比較した場合、飲食店では平均1.7事業所に対して静岡市は2.4事業所、小売店では平均5.6事業所に対して静岡市は7.8事業所が集積しており、静岡市において、中心市街地は業務機能及び商業機能に優位性を有していることが伺える。

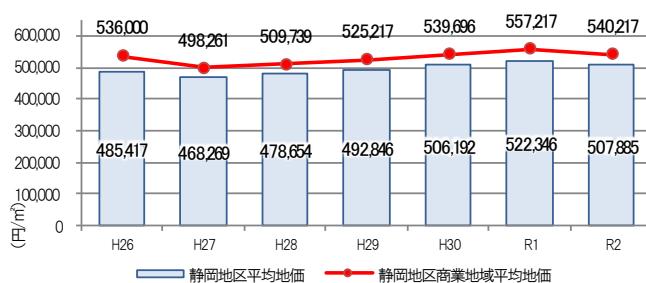
	<p>【静岡地区 業務機能の集積状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H28</th><th>静岡地区</th><th>集積率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民営事業所数</td><td>5,103 件</td><td>15% (対市全域 35,194 件)</td></tr> <tr> <td>民営従業者数</td><td>54,254 人</td><td>16% (対市全域 340,623 人)</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：H28「経済センサス-活動調査」</p> <p>以上のように、静岡地区は、相当数の小売商業者及び都市機能が集積し、業務機能・商業機能の優位性を有しており、静岡市の中心としての役割を果たしている市街地である。</p>	H28	静岡地区	集積率	民営事業所数	5,103 件	15% (対市全域 35,194 件)	民営従業者数	54,254 人	16% (対市全域 340,623 人)																											
H28	静岡地区	集積率																																			
民営事業所数	5,103 件	15% (対市全域 35,194 件)																																			
民営従業者数	54,254 人	16% (対市全域 340,623 人)																																			
<p>【第2号要件】 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること</p>	<p>地区の現状で記載のとおり、静岡地区における都市活動・経済活力は、次のような状況にある。</p> <p>【人口】居住人口は増加傾向にある。年少者人口・生産年齢人口が増加に転じているものの、高齢者割合は増加傾向にある</p> <p>【静岡地区居住人口・市全域に占める割合】</p> <table border="1"> <caption>【静岡地区居住人口・市全域に占める割合】</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>居住人口(人)</th> <th>市全域に占める割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>15,272</td> <td>2.13%</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>15,360</td> <td>2.16%</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>15,449</td> <td>2.18%</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>15,449</td> <td>2.19%</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>15,602</td> <td>2.22%</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>15,738</td> <td>2.25%</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>15,979</td> <td>2.30%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：H26-R2静岡市「住民基本台帳」</p> <p>【産業】民営事業所数、従業者数ともに減少傾向にある。「宿泊業、飲食サービス業」の事業所数・従業者数が減少している</p> <p>【静岡地区事業所数・従業者数の推移】</p> <table border="1"> <caption>【静岡地区事業所数・従業者数の推移】</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>事業所数</th> <th>従業者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td>5,509</td> <td>64,269</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>5,258</td> <td>56,016</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>5,103</td> <td>54,254</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典： H24-H28「経済センサス-活動調査」</p> <p>【回遊】紺屋町、伝馬町など歩行者通行量の増加がみられる商店街もあるが、中心市街地全体の長期的な歩行者通行量は依然として減少傾向にある</p>	年	居住人口(人)	市全域に占める割合(%)	H26	15,272	2.13%	H27	15,360	2.16%	H28	15,449	2.18%	H29	15,449	2.19%	H30	15,602	2.22%	R1	15,738	2.25%	R2	15,979	2.30%	年	事業所数	従業者数(人)	H24	5,509	64,269	H25	5,258	56,016	H26	5,103	54,254
年	居住人口(人)	市全域に占める割合(%)																																			
H26	15,272	2.13%																																			
H27	15,360	2.16%																																			
H28	15,449	2.18%																																			
H29	15,449	2.19%																																			
H30	15,602	2.22%																																			
R1	15,738	2.25%																																			
R2	15,979	2.30%																																			
年	事業所数	従業者数(人)																																			
H24	5,509	64,269																																			
H25	5,258	56,016																																			
H26	5,103	54,254																																			



出典：H26～R1静岡市中心市街地活性化協議会「静岡地域中心商店街通行量調査」において、経年を把握する継続調査58地点 及び主要な町における通行量平均

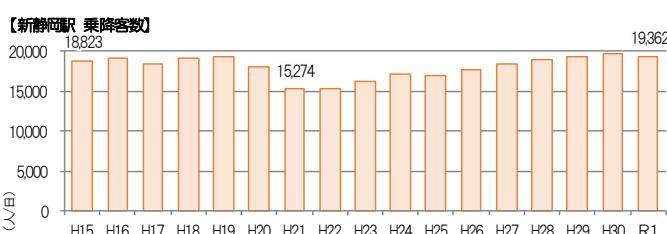
【土地】平成28年以降の地価は上昇傾向にあったものの、令和2年に減少に転じている

【静岡地区 平均地価】

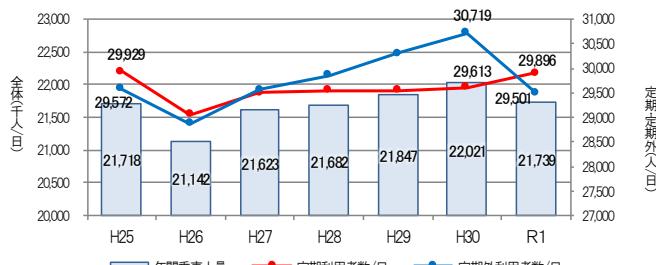


出典：H26～R1国土交通省「地価公示」、静岡県「地価調査」を基に、住居地域、商業地域を抜粋し算出

【交通】静岡鉄道新静岡駅乗降客数は増加しているが、JR静岡駅乗車人員は伸び悩みの状況にある



【JR静岡駅 乗車人員】



出典：H25～R2「静岡市統計書」

	<p>以上のように、土地利用及び商業活動の状況等からみて、静岡地区における機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがある状況にある。</p>
<p>【第3号要件】 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>「第3次静岡市総合計画」において、静岡地区は、コンパクトシティの核としての役割を果たしていくことが求められている。また、静岡地区・清水地区それぞれの魅力・個性を活かした活性化を推進し、連携を図ることで、相乗効果を生み出す、としている。</p> <p>静岡市のまちづくりの方針、都市施設の整備方針等を定める「静岡市都市計画マスタープラン」においては、将来都市構造として「集約連携型都市構造」を掲げ、静岡地区は、商業・業務、行政・文化、交流・レクリエーション等の都市機能と人口が集積し、市民の多様な都市生活の活動を支える「都市拠点」として位置づけられている。</p> <p>また、都市のコンパクト化を実現していくための計画となる「静岡市立地適正化計画」において、「静岡駅周辺地区」は歴史文化拠点として、誘導施設の立地を推進し、集約化拠点の形成を図る区域に位置づけられている。</p> <p>以上の通り、中心市街地の活性化を通じて拠点性を高めることは、市の発展にとって有効かつ適切であり、第3号要件に適合する。</p> <p>【第3次静岡市総合計画（平成27年3月）】</p> <p>静岡・清水両都心、東静岡副都心は、商業・業務・医療・情報などの都市機能を持ち、今後も静岡県中部地域の中核機能を担いつつ、コンパクトシティの核としての役割を果たしていくことが求められている。</p> <p>静岡都心では、徳川家康公の築いた城下町を基礎とし、利便性・快適性をさらに高めるため、商業・業務・居住等の多様な機能の強化を図るとともに、回遊性を向上させる取組を進めていることが求められている。</p> <p>【静岡市都市計画マスタープラン（平成28年3月）】</p> <p>静岡都心地区のまちづくりの方針として、①高次かつ多様な都市機能の持続的な誘導、②伝統を活かし、新たな魅力を創る都市空間の整備、③楽しく歩いて自転車にも利用しやすいまちづくりの推進、④街なか居住等の人口集積を誘導する街なか環境整備が掲げられている。</p>

【静岡市立地適正化計画（平成31年3月）】

静岡駅周辺地区においては、歴史文化資源を活かした交流人口の増加に資する機能の強化、行政、商業・業務、文化の中心としての機能の更新・集積、子育て・福祉環境等の向上、高齢人口の増加への対応のため、各種施設の集積促進、中心市街地の活性化、交通ネットワークの形成に関する取組を実施していくことが掲げられている。

第3章 中心市街地の活性化の目標

1 中心市街地活性化の目標

静岡地区においては、目指す中心市街地の都市像「いつでも活気に満ちあふれ、住む人、訪れる人をワクワクさせる中心市街地（まちの顔）の実現」に向けて設定した中心市街地活性化の基本方針に基づき、以下の『目標』を設定する。

目標1

魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくり による商業機能の向上

- 市内外に誇れる価値を創造し活発な経済活動が行われる商業都市の実現を目指すため、再開発事業による商業機能の強化を推進するほか、チャレンジショップの実施等により地域商業の育成を実施していく。

【目標】 訪れたくなる商都

【指標】 主要な商店街の空き店舗率（%）

目標2

人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくり によるにぎわいの創出

- 中心市街地の魅力や個性（地域資源、歴史等）を活かした活性化を推進し、中心市街地を舞台に訴求力が高く賑わいを生み出すイベントを官民連携して実施していくほか、歴史文化を活用した施設運営やソフト事業等に取り組んでいく。

【目標】 にぎわいのある商都

【指標】 観光客数（千人）

目標3

居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進

- 再開発事業に伴う道路整備や無電柱化、ウォーカブルなまちづくり等を推進することで回遊性や快適性の高い居心地が良い住みたくなる商都を目指す。

【目標】 住み続けたくなる商都

【指標】 中心市街地人口（人）

■活性化の取組の全体像（都市像→課題→基本方針→目標設定の流れ）



2 計画期間の考え方

計画期間は、令和4年4月から事業の効果が現れると見込まれる令和9年3月までの5年とし、その最終年度である令和8年度を目標年次とする。

3 目標指標設定の考え方

静岡地区が目指す「訪れたくなる商都」「にぎわいのある商都」「住み続けたくなる商都」の実現のためには、商業機能や居住機能の充足が最も求められる。

「訪れたくなる商都」では、再開発事業による商業機能の強化を推進するほか、チャレンジショップの実施等により地域商業の育成を図り、これらの取組効果を「主要な商店街の空き店舗率」により把握する。

「にぎわいのある商都」では、駿府城公園や静岡市美術館等の整備・運営による都市の魅力の向上等により、中心市街地の魅力を伝え、市内外からまちなかへ訪れる人々によるにぎわいを創出し、これらの取組の効果を「観光客数」により把握する。

「住み続けたくなる商都」では、中心市街地における街なか居住を促進するため、移住支援センターによる移住相談、移住・就業補助金等による移住の促進を図り、これらの取組の効果を「中心市街地人口」により把握する。

この他、中心市街地を舞台に訴求力が高く賑わいを生み出すイベントを官民連携して実施していくほか、歴史文化を活用した施設運営やソフト事業等に取り組み、これらの取組の効果を「歩行者通行量」により把握する。

中心市街地の活性化の目標	目標指標	基準値 (R2)	推計値 (R8)	目標値 (R8)
魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 (訪れたくなる商都)	主要な商店街の空き店舗率	5.9%	5.9%	3.3%
人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出 (にぎわいのある商都)	観光客数	524千人	1,010千人	1,374千人
居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進 (住み続けたくなる商都)	中心市街地人口	15,979人	16,349人	16,499人
共通目標	歩行者通行量	4,218人/日	6,538人/日	6,812人/日

目標指標1 主要な商店街の空き店舗率

① 空き店舗対策事業

- ・商店街の活性化や地域の賑わいづくりに繋げていくため、商店街にある空き店舗を活用し、空き店舗を借上げ新たな事業等を実施する事業者等を支援する。
- ・また、市では中活区域内に立地する大型店の空きスペースを活用し、県内外の魅力的な店舗の出店を後押しする（仮称）大型店へのチャレンジショップ出店支援事業に取り組んでおり、同事業により実地経験を積んだ事業者が中心市街地への出店に際し、空き店舗対策事業を効果的に活用することで、中心市街地の空き店舗解消に寄与していくと想定する。
- ・空き店舗対策事業は、静岡地区・清水地区合わせて6件/年度を想定しており、このうち静岡地区で2/3の4件/年度が実施されると設定する。

①の事業により、中心市街地の主要な通りで毎年4件（20件/5年）の空き店舗を解消する。

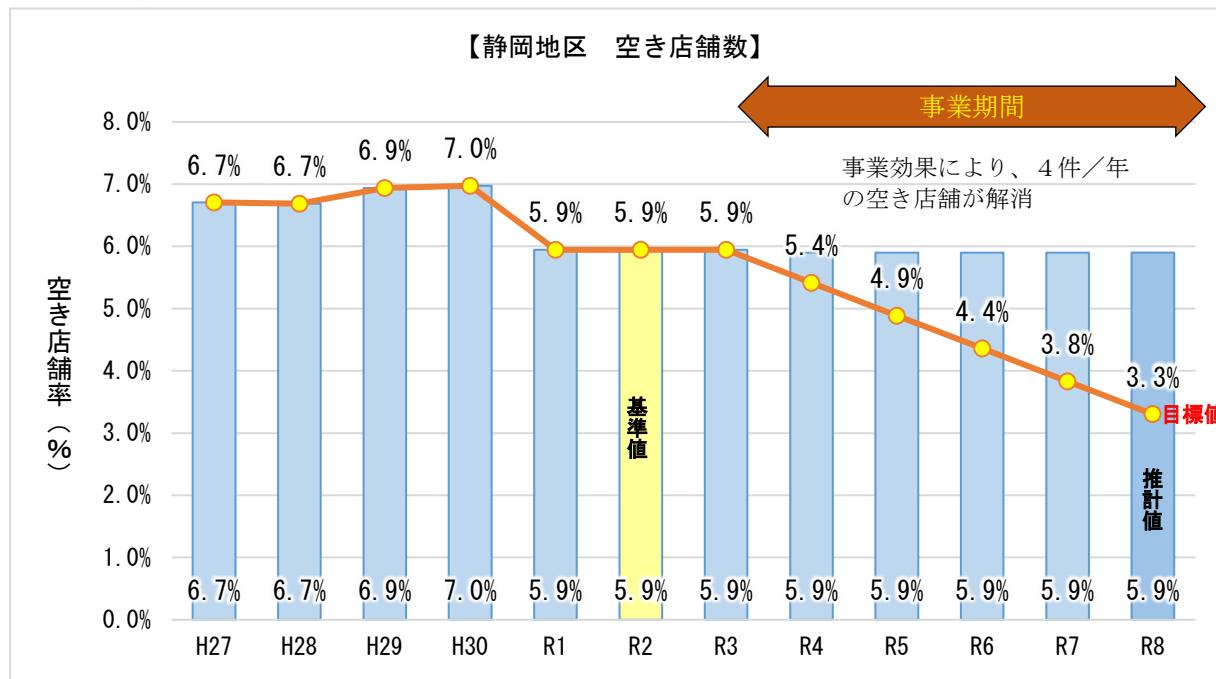
令和2年度 空き店舗数 45店舗 空き店舗率 5.9%

令和8年度 空き店舗数 25店舗 空き店舗率 3.3%

※主要な通り：呉服町名店街、呉六名店街、紺屋町名店街、七間町名店街、七ぶらシネマ通り繁栄会、御幸町発展会、伝馬町発展会、鷹匠1丁目商業発展会、市民会館通り商店会、静岡浅間通り商店街、駅南銀座振興会



※推計値はH27～R1のデータから算出



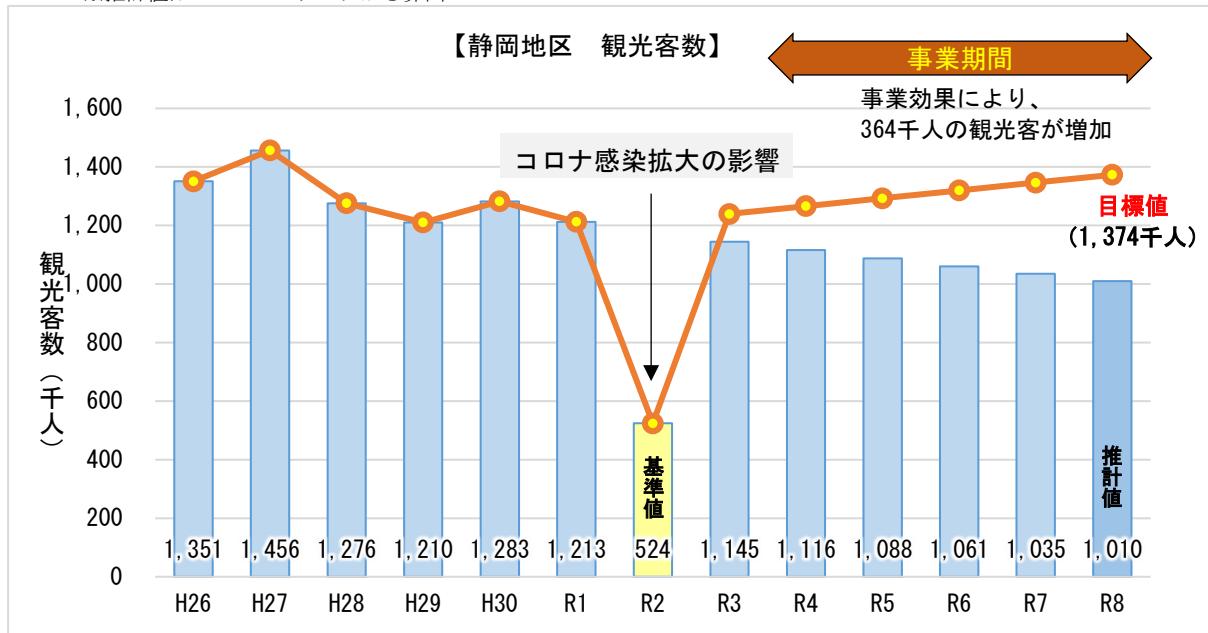
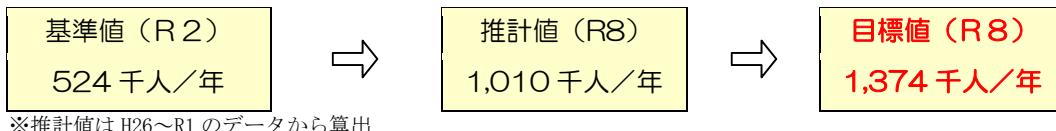
目標指標2 観光客数

- ① 駿府城公園「桜の名所」づくり事業、駿府城跡天守台発掘調査見える化事業、駿府城跡天守台野外展示事業、静岡市美術館運営事業、静岡市民文化会館再整備事業
・市第3次総合計画「観光・交流」政策1「静岡のブランド力ある地域資源を活用した観光推進」及び市第2次産業振興プラン後期計画「観光・ブランド産業」における目標値「観光関連施設・イベント入込客数」基準年2014年に対して2018年に5.6%増、2022年に11.5%増の成果目標を設定。
⇒これを基準とした場合、計画期間中に事業のある駿府城公園及び静岡市美術館において、5カ年で約5%の利用者数の増加が見込まれる。
※静岡市民文化会館は、改修のための休館期間が見込まれるため、計画期間中の利用者数の増加は見込まない。
・令和2年（基準値）524千人⇒令和8年（目標値）1,024千人（事業効果約14千人/年）

② 静岡市歴史博物館運営事業・静岡市歴史博物館における観光・交流事業

- ・静岡市歴史博物館来館者見込（令和8年）約350千人/年
(歴史文化課資料)

令和8年の目標値（①、②の合計）
⇒1,024千人+350千人=1,374千人/年



※R3～R8は、H26～R1の推計値

※観光客数：駿府城公園、静岡市民文化会館、静岡音楽館AOI、静岡科学館るくる、静岡市美術館、静岡市民ギャラリーの合計

目標指標3 中心市街地人口

①移住支援センター運営事業

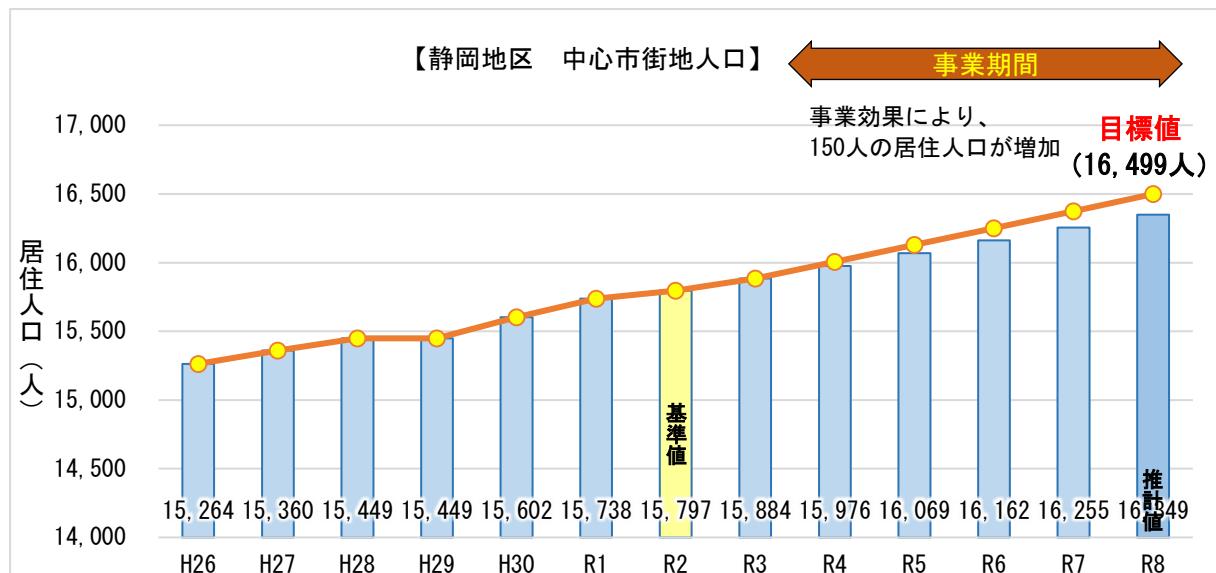
- 平成27年～令和2年の6年間で移住支援センター経由で静岡市に移住した人は315人であり、年平均53人の実績がある。

②静岡市移住・就職事業

- 静岡市では、市内への移住・定住の促進のため、東京圏から静岡市に移住して、就業または起業した人に対する「静岡市移住・就業補助金」を実施しており、令和2年に3件、令和3年に6件の実績があり、過去2年の平均は5件（人）となる。

①と②に事業により、静岡地区において毎年30人が移住し、新規居住者となる。

- 各事業ともに移住者の約70%が都市的機能の充実した中心市街地（静岡地区、清水地区）に移住すると想定する。このうち、静岡地区と清水地区の人口比率（令和2年、静岡地区15,979人：清水地区5,809人=3:1）から、静岡地区には中心市街地への移住者の約75%が移住すると想定する。
- 静岡地区への移住者は、
移住支援センター経由： $53\text{人} \times 0.7 \times 0.75 = 27.8\text{人/年}$
静岡市移住・就業補助金事業利用者： $5\text{人} \times 0.7 \times 0.75 = 2.6\text{人/年}$
- 以上により、 $27.8\text{人} + 2.6\text{人} = 30.4 \approx 30\text{人/年}$
事業期間内（令和4年～令和8年）において、 $30\text{人} \times 5\text{年} = 150\text{人增加}$
- 令和8年時点の居住人口
 $\Rightarrow 16,349\text{人} + 150\text{人} = 16,499\text{人}$



※R3～R8は、H26～R1の推計値

目標指標4 歩行者通行量

① 静岡市歴史博物館運営事業

- ・静岡市歴史博物館来館者見込(R8) 約 35 万人/年 (歴史文化課資料)
- ・ $35 \text{ 万人} \div \text{開館日数見込 308 日 (週休 1)} = 1,136 \text{ 人/日}$
- ・H29～R1 静岡地区お買い物調査による回遊率
⇒ 来訪先が 2箇所以上の人 (H29 : 375 人/600 人、H30 : 387 人/600 人、R1 : 331 人/600 人)
⇒ 3カ年平均 (375 人+387 人+331 人) $\div 1800 \text{ 人} = 0.61 = 61\%$
- ・静岡市歴史博物館への来訪者の内、まちなかを回遊する人数
 $\Rightarrow 1,136 \text{ 人} \times 0.61 = 692 \text{ 人/日}$
- ・R1 静岡地区お買い物調査による来訪先数
⇒ 目的地上位 3 施設 (セノバ、パルコ、パルシェ) の来訪先数の平均 2.5 箇所
- ・歩行者通行量調査地点 58 地点の平均値へ変換
⇒ まちなかを回遊する人数 \times (地点数 \times 往復) \div 集計対象 58 地点
 $\Rightarrow 692 \text{ 人} \times 2.5 \times 2 \div 58 = 59 \text{ 人/日}$

【歩行者通行量調査地点】調査日時 2019 年 11 月 24 日 (日) 10:00～17:00



② 御幸町9番・伝馬町4番地区第一種市街地再開発事業

- 建築面積 1,586 m²、地上業務系4フロア、店舗2フロア、学校9フロアの16階建



ア 買物客の増加

○ 店舗数

- 開発後に新規に店舗として増加するのは2フロア分となる。

• 2フロア分の店舗面積 約2,000 m²

• 静岡地区の1店舗あたりの売場面積

$$149,000 \text{ m}^2 \div 726 \text{ 店} = 205 \text{ m}^2/\text{店}$$

⇒ 小売業事業所数 (H28) 726店

⇒ 売場面積 (H28) 14.9万m²

• 開発による増加店舗数 $2,000 \text{ m}^2 \div 205 \text{ m}^2/\text{店} = 9.7 \approx 10$ 店舗

○ 来店者数

• 小売り1店舗あたりの歩行者受入数 $354,424 \text{ 人} \div 1,078 \text{ 店} = 329 \text{ 人}/\text{店}$

⇒ 静岡地区的歩行者通行量 (H28) 354,424人

⇒ 静岡地区的商店街店舗数 (H28) 1,078店舗 (歩行者通行量調査対象の商店街)

• 10店舗の来店者数 $10 \text{ 店} \times 329 \text{ 人}/\text{店} = 3,290 \text{ 人}$

○ 来街者数

• 来店者の61% (①参照) がまちなかを回遊すると想定 $3,290 \text{ 人} \times 0.61 = 2,007 \text{ 人}$

• 歩行者通行量調査地点58地点の平均値へ変換

⇒ まちなかを回遊する人数 × (地点数 × 往復) ÷ 集計対象58地点

⇒ $2,007 \text{ 人} \times 2.5 \times 2 \div 58 = 173 \text{ 人}/\text{日}$

イ 学生の増加

• ⇒ 学校開校により 42人/日程度増加すると想定

①と②の事業により一日あたりの歩行者通行量は274人増加する。

$$59 \text{ 人} + 173 \text{ 人} + 42 \text{ 人} = 274 \text{ 人}/\text{日}$$

コロナウィルス感染症の影響を受ける前年（令和元年）の歩行者通行量6,538人/日

コロナ禍収束後の歩行者通行量 $6,538 \text{ 人} + 274 \text{ 人} = 6,812 \text{ 人}/\text{日}$

基準値 (R2)
4,218人/日

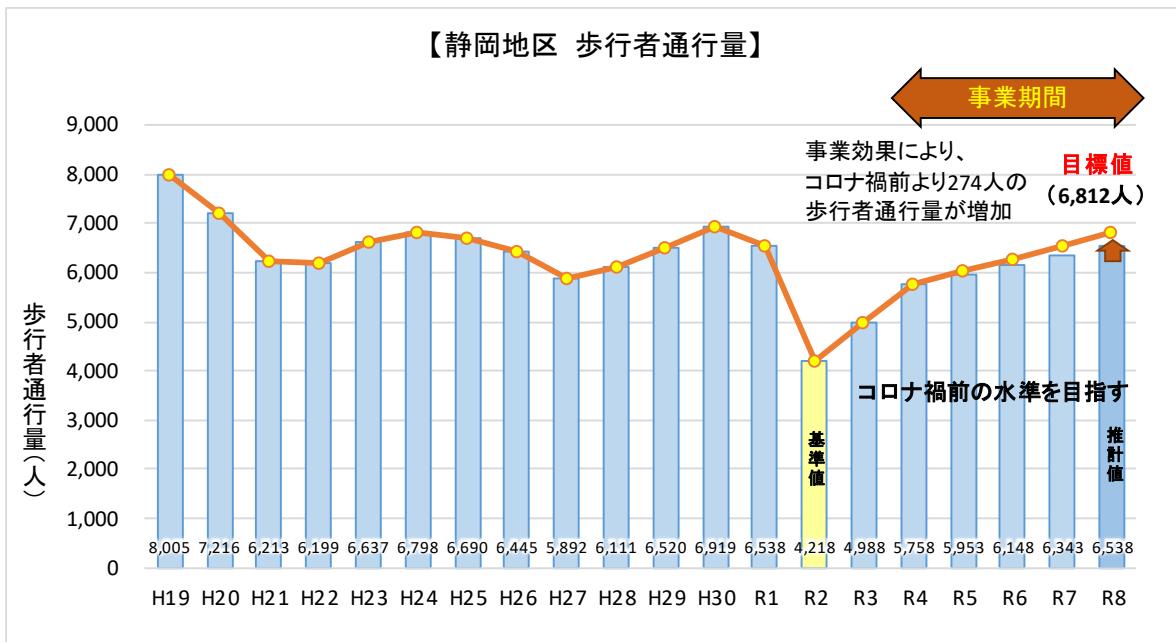


推計値 (R8)
6,538人/日



目標値 (R8)
6,812人/日

※推計値はR1の実績値



4 フォローアップの方針

(1) 主要な商店街の空き店舗率

ア フォローアップの時期

中心市街地の空き店舗数については、市が毎年実施する商店街アンケートの調査結果により全店舗数と空き店舗数を把握している。

本指標にかかる数値については、調査結果から算出し、各事業の進捗や目標値の達成状況について計画期間中に毎年度（R 4～R 8）の4月から5月に「定期フォローアップ」を実施する。

イ フォローアップの方法

事業の進捗状況の評価から実績値に対する検証を行うが、各事業の効果以外の要素が認められる場合は別に分析・評価を行う。

目標値の設定に用いた各事業における計測値を元に目標設定における計算式により各事業の効果を算出し、その合計を事業による計算上の効果として、実績値と比較検証する。

ウ 事業ごとの計測値（直接効果）

1. 空き店舗対策事業

空き店舗数

エ フォローアップに基づく対応

毎年、各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、定期的に中心市街地活性化協議会に報告を行い、必要に応じて、事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。

(2) 観光客数

ア フォローアップの時期

中心市街地の観光客数について、各施設が実施する年間の施設利用者数から算出している。

本指標にかかる数値については、各年の調査結果により算出される施設利用者数とし、各事業の進捗や目標値の達成状況について計画期間中に毎年度（R 4～R 8）の4月から5月にフォローアップを実施する。

イ フォローアップの方法

事業の進捗状況の評価から実績値に対する検証を行うが、各事業の効果以外の要素が認められる場合は別に分析・評価を行う。

目標値の設定に用いた各事業における計測値を元に目標設定における計算式により各事業の効果を算出し、その合計を事業による計算上の効果として、実績値と比較検証する。

ウ 事業ごとの計測値（直接効果）

1. 駿府城公園「桜の名所」づくり事業、駿府城跡天守台発掘調査見える化事業、駿府城跡天守台野外展示事業、静岡市美術館運営事業、静岡市民文化会館再整備事業
施設利用者数
2. 静岡市歴史博物館運営事業、静岡市歴史博物館における観光・交流事業
施設利用者数

エ フォローアップに基づく対応

毎年、各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、定期的に中心市街地活性化協議会に報告を行い、必要に応じて、事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。

(3) 中心市街地人口

ア フォローアップの時期

中心市街地の居住人口について、毎年9月の静岡市「住民基本台帳」から算出している。

本指標にかかる数値については、毎年9月の調査結果により算出される居住人口とし、各事業の進捗や目標値の達成状況について計画期間中に毎年度（R 4～R 8）の4月から5月に「定期フォローアップ」を実施する。

イ フォローアップの方法

事業の進捗状況の評価から実績値に対する検証を行うが、各事業の効果以外の要素が認められる場合は別に分析・評価を行う。

目標値の設定に用いた各事業における計測値を元に目標設定における計算式により各事業の効果を算出し、その合計を事業による計算上の効果として、実績値と比較検証する。

ウ 事業ごとの計測値（直接効果）

1. 移住支援センター運営事業
　　移住申請者数
2. 静岡市移住・就業事業
　　静岡市移住・就業事業利用者数

エ フォローアップに基づく対応

毎年、各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、定期的に中心市街地活性化協議会に報告を行い、必要に応じて、事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。

(4) 歩行者通行量

ア フォローアップの時期

中心市街地区域内計 58 地点の歩行者通行量について、毎年 11 月の最終日曜日の午前 10 時から 17 時の間、調査員による計測を行い把握している。

本指標にかかる数値については、計測結果により算出される歩行者通行量とし、各事業の進捗や目標値の達成状況について計画期間中に毎年度（R 4～R 8）の 4 月から 5 月に「定期フォローアップ」を実施する。

イ フォローアップの方法

事業の進捗状況の評価から実績値に対する検証を行うが、各事業の効果以外の要素が認められる場合は別に分析・評価を行う。

目標値の設定に用いた各事業における計測値を元に目標設定における計算式により各事業の効果を算出し、その合計を事業による計算上の効果とすることで、実績値と比較検証する。

ウ 事業ごとの計測値（直接効果）

1. 静岡市歴史博物館運営事業、静岡市歴史博物館における観光・交流事業
　　施設利用者数
2. 御幸町 9 番・伝馬町 4 番地区第一種市街地再開発事業
　　来店者数等

エ フォローアップに基づく対応

毎年、各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、定期的に中心市街地活性化協議会に報告を行い、必要に応じて、事業の追加や事業内容の変更などの目標達成に向けた改善措置を講じる。

第4章 市街地の整備改善に向けた取組（土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項）

1 市街地の整備改善の必要性

静岡地区は、江戸時代に駿府城下町として形成され、駿府城(跡)に向かい格子状に連なる街区等、その骨格は現在も維持されている。家康公によるまちづくりの恩恵と、地区を取り囲む地勢的特徴等によって、コンパクトに集約された市街地が形成されている。

静岡地区においては、近年の中心市街地に対する市民ニーズの多様化や、移動手段の変化（モータリゼーション進展、徒步回遊への回帰）、建物の老朽化・耐震性不足、環境負荷増大等に対応するため、市街地の整備改善に向けた取組が求められる。これまでも、土地区画整理事業や市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等、公共の用に供する都市基盤施設の整備等を推進してきた。

第1期計画において、静岡地区では、静岡駅北口広場整備事業、葵タワー・呉服町タワー・新静岡セノバ等の整備、駿府城公園再整備等を実施した。

第2期計画において、静岡地区では、『静岡呉服町第二地区第一種市街地再開発事業』や『静岡七間町地区優良建築物等整備事業』が完了するなど、民間事業のエリア開発等が進んでいる。

第1期・第2期計画の推進によって一定の成果は果たしたもの、高齢者の増加や事業所数の減少などの課題が残されていることから、若者向けの教育、商業機能の集積、快適な回遊性や市街地の魅力的な景観の向上に資する市街地整備を進めることが求められる。

2 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置に関する事業

① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業名】駿府城跡天守台発掘調査見える化事業

【事業実施時期】	平成 27 年度			
【実施主体】	静岡市			
【事業内容】	天守台跡地の整備方針を検討するための発掘調査現場の公開			
付活性化及び必要性を実現するための位置	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの推進		
	【目標指標】	観光客数		
	【活性化に資する理由】	静岡地区における歴史文化を活かしたにぎわい創出等の活性化に向け、歴史資源の 1 つである駿府城跡天守台の発掘調査現場を公開することで、駿府城を通じた地域への愛着・関心の喚起を一層図ることは中心市街地の魅力向上に有用である。本事業は、観光客数の増加につながり「観光客数」の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業			
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省	
【その他特記事項】	区域内			

【事業名】静岡市民文化会館再整備事業

【事業実施時期】	令和 1 年度～			
【実施主体】	静岡市			
【事業内容】	市民文化会館の耐震性の向上やバリアフリー対策、劇場機能の更新			
付活性化及び必要性を実現するための位置	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの推進 居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進		
	【目標指標】	観光客数、中心市街地人口		
	【活性化に資する理由】	老朽化が進む静岡市民文化会館について、耐震性能の向上やバリアフリー対策、劇場機能の更新などをを行うことにより、誰もが文化芸術に触れられる環境づくりと地域活性化を目指す事業である。本事業は、来街者数の増加や暮らしの充実につながることから中心市街地の活性化に資する有用な事業である。		
【支援措置名】	中心市街地再活性化特別対策事業			
【支援措置実施時期】	令和 6 年度～令和 8 年度	【支援主体】	総務省	
【その他特記事項】				

- ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

【事業名】御幸町9番・伝馬町4番地区第一種市街地再開発事業

【事業実施時期】	令和元年度～令和5年度		
【実施主体】	御幸町9番・伝馬町4番地区市街地再開発組合		
【事業内容】	商業・業務・学校等の整備を図る再開発事業の実施（面積約0.3ha、延べ面積約18,000m ² ）		
要活性化を実現するための位置付け及び必要な性	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの推進	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、観光客数	
	【活性化に資する理由】	本地区は施設の更新が進まないまま微小な老朽施設が残存している地区である。また、JR静岡駅と静岡鉄道新静岡駅を結ぶ歩行者動線の地下道と地上歩道の結節点に位置していることから、建物の不燃化による防災機能の強化と、商業施設の拡充や学校施設の誘致を図ることは中心市街地の賑わい及び回遊性の向上に有用である。本事業は、来街者や観光客数の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（住環境整備事業-市街地再開発事業）		
【支援措置実施時期】	令和2年度～令和5年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】無電柱化事業

【事業実施時期】	平成25年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	幹線道路等主要な道路における無電柱化の推進		
位置性付け及び必要性	【目標】	居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
	【目標指標】	中心市街地人口	
	【活性化に資する理由】	静岡地区における快適性・回遊性向上に向け、安心安全な通行空間の確保、都市景観の向上、災害時における緊急輸送路等の確保を図る必要がある。本事業は、歩行空間の改善及び快適性の向上につながることから中心市街地の活性化に資する有用な事業である。	
【支援措置名】	無電柱化推進計画事業補助		
【支援措置実施時期】	令和2年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】バリアフリー道路特定事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	静岡地区における歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等		
け活性化を実現するための位置付	【目標】	居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
	【目標指標】	中心市街地人口	
	【活性化に資する理由】	静岡地区における歩行者の快適性と回遊性の向上に向け、中心市街地における特定道路のバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者を含む全ての人が利用しやすい道路環境の整備を図る必要がある。本事業は、歩行空間の改善及び快適性の向上につながることから中心市街地の活性化に資する有用な事業である。	
【支援措置名】	防災・安全交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】	平成 27 年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】静岡市民文化会館再整備事業【再掲】

【事業実施時期】	令和 1 年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	市民文化会館の耐震性の向上やバリアフリー対策、劇場機能の更新		
け活性化を実現するための位置付	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出 居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
	【目標指標】	観光客数、中心市街地人口	
	【活性化に資する理由】	老朽化が進む静岡市民文化会館について、耐震性能の向上やバリアフリー対策、劇場機能の更新などを行うことにより、誰もが文化芸術に触れられる環境づくりと地域活性化を目指す事業である。本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する	
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）		
【支援措置実施時期】	令和 4 年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】駿府城公園エリアライトアップ事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	静岡市の重要な観光資源である駿府城公園の夜間ライトアップ整備		
置付け必要性を実現するための位置付け	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの推進	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	本市の地域資源である駿府城公園を活用し、夜間にライトアップを行うことで交流人口の増加を図ることを目的とした事業である。本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する	
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）		
【支援措置実施時期】	令和4年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】人宿町人情通りにぎわい空間創出事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	道路空間の整備方法等についての検討		
及び必要性を実現するための位置付け	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出 居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
	【目標指標】	観光客数、中心市街地人口	
	【活性化に資する理由】	中心市街地の賑わい空間を創出するため、「映画・娯楽の街」として市民に親しまれてきた特色を生かした魅力的な道路空間の整備に向け、官民連携で検討を進める事業である。道路空間を整備・改善することは来街者の快適性・回遊性向上、安心安全な通行空間の確保につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）		
【支援措置実施時期】	令和4年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】 静岡駅南口駅前広場再整備事業

【事業実施時期】	令和4年度～			
【実施主体】	静岡市			
【事業内容】	静岡南口駅前広場空間の整備検討			
け活性化を実現するための位置付	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
	【目標指標】	観光客数		
	【活性化に資する理由】	ロータリーの混雑等様々な課題を抱える静岡駅南口駅前広場について、政令市の玄関口にふさわしい空間を創出し、整備することで定住人口の増加やまちの活性化を図ることを目的とした事業である。本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）			
【支援措置実施時期】	令和4年度～	【支援主体】	国土交通省	
【その他特記事項】				

【事業名】 人流データまちづくり活用推進事業

【事業実施時期】	令和4年度～			
【実施主体】	静岡市			
【事業内容】	まちの賑わいの定量化に向けた検証			
付活性化を実現するための位置	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
	【目標指標】	観光客数		
	【活性化に資する理由】	まちの賑わいを定量化し、効果的なまちづくり施策の立案と効果検証を行うため、人流データの取得と活用策の検討、実装をすることを目的とした事業である。本事業は、実際の人の動きのデータに基づいた賑わい施策の検討や事業の評価を行うことから、活性化に資する有用な事業である。		
【支援措置名】	新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金			
【支援措置実施時期】	令和4年度～	【支援主体】	内閣府	
【その他特記事項】				

【事業名】駿府城跡天守台野外展示事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	発掘された2つの天守台の保存と活用を両立させた整備事業		
け活性化を実現するための位置付け	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	本事業は駿府城公園内で発見された2つの天守台跡の遺構を歴史博物館と連携したフィールドミュージアムの要素のひとつとして保存し、有効活用するための整備をするものである。本事業によって来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する有用な事業である。	
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）		
【支援措置実施時期】	令和4年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】北街道線魅力空間創出事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	道路空間の整備方法等についての検討		
け活性化を実現するための位置付け	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	中心市街地人口	
	【活性化に資する理由】	静岡市中心市街地の賑わい空間を創出するため、沿道商店街や大学等と連携して道路空間を活用しながら整備方法等について検討を行う事業である。主要道路である北街道の魅力が高まることは、歩いて楽しいまちづくりにつながる。道路空間が整備・改善することは来街者の快適性・回遊性向上、安心安全な通行空間の確保につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）		
【支援措置実施時期】	令和4年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】学校法人静岡理工科大学専門学校移設等事業

【事業実施時期】	令和4年度～令和6年度		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	学校法人静岡理工科大学の専修学校移設費に対する助成		
び活性化を実現するための位置付け及	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、観光客数	
	【活性化に資する理由】	再開発ビルへ専門学校を誘致することにより、まちなかの若者人口を増やし、賑わいと活気の創出を図ることを目的としている。本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）		
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和6年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】静岡都心地区交通適正化事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	道路空間の再編検討		
け活性化を実現するための位置付	【目標】	居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
	【目標指標】	中心市街地人口	
	【活性化に資する理由】	静岡地区において「歩いて楽しいまちづくり」を推進するため、環状機能強化や交差点の平面横断化や道路空間の再編の検討を行う。静岡地区における快適な道路空間を確保し、回遊性、安全性の向上を高める本事業は、道路空間が整備・改善されることは来街者の快適性・回遊性向上、安心安全な通行空間の確保につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）		
【支援措置実施時期】	令和4年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】駿府城公園修景整備事業

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	駿府城公園の園内植栽の適正管理の修景計画の策定		
け活性化を実現するための位置付	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	桜等の花木による修景及び園内植栽の適正管理の修景計画を策定し、駿府城公園の観光資源としての魅力向上を図る事業である。地域資源である駿府城公園の魅力を高めることは、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）		
【支援措置実施時期】	令和5年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】駿府城公園お堀の水辺空間活用事業

【事業実施時期】	令和4年度～令和8年度		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	駿府城公園中堀の水質浄化に取り組み、水辺環境の改善		
け活性化を実現するための位置付	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	民間企業、大学等との協働により、駿府城公園中堀の水質浄化に取り組み、水辺環境の改善を図る事業である。地域資源である駿府城公園の魅力を高める本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）		
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】コンパクトなまちづくり推進事業

【事業実施時期】	令和4年度～令和5年度		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	現行の立地適正化計画の見直し		
け活性化を要実現するための位置付	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	現行の立地適正化計画の見直しを図る事業である。人口減少・市街地拡散等を踏まえ、持続可能な都市経営や快適な生活環境の実現を図る。中心市街地を含めたコンパクトシティの推進のため、当該計画の見直しを行うことは、中心市街地の活性化という観点からも有用である。	
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）		
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和5年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】静岡駅北口地下広場空間活用事業

【事業実施時期】	令和4年度		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	駅北口地下広場の社会実験等の実施		
付活性化を要実現するための位置	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	静岡地区的駅前地下広場の改修に向け、あり方の検討や社会実験等を行う事業である。本事業は、駅前空間の魅力向上や賑わいの創出により、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）		
【支援措置実施時期】	令和4年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】紺屋町準地下街再整備検討事業

【事業実施時期】	令和4年度～令和6年度		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	紺屋町地下街について、良好な地下空間の形成のための検討		
及活性化を実現するための位置付け	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、中心市街地人口	
	【活性化に資する理由】	築50年を越える地下街について、専門家を活用した調査を行い、今後予定される再開発事業や沿道建築物の建替え時に活用することで、良好な地下空間の形成を図る事業である。本事業は地下街空間の魅力向上に資するものであり、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）		
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和6年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】静岡駅えきまち空間再編事業

【事業実施時期】	令和4年度		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	静岡駅北口南口について今後の役割、機能等の調査・検討		
付活性化を実現するための位置	【目標】	居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
	【目標指標】	中心市街地人口	
	【活性化に資する理由】	静岡駅の北口南口について交通結節点としての今後の役割、機能などについて調査・検討を行うものである。本事業は、静岡地区的玄関口である駅前空間の魅力向上により、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）		
【支援措置実施時期】	令和4年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】歴史案内看板設置事業

【事業実施時期】	平成 5 年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	駿府九十六ヶ町町名碑の設置		
け活性化を実現するための位置付	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	静岡地区における歴史文化を活かした活性化に向け、駿府城下町として栄えた豊かな歴史的財産・個性の情報を、広く来街者に発信する必要がある。また、歩いて楽しい付加価値の高い都市空間を形成することは、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
	【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】市上下水道局庁舎公共広場活用事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	七間町エリアに整備する上下水道局庁舎公共広場（約 130 m ² ）におけるまちづくり活動等への一般向け貸出の実施		
け活性化を実現するための位置付	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	市上下水道局庁舎の広場を活用し、地域の人が集い・交流する取り組みを実施することは、「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
	【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 I L o v e しづおか協議会「おまちクリーンキャンペーン」実施事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～	
【実施主体】	I L o v e しづおか協議会	
【事業内容】	静岡地区内の清掃活動（年 2～3 回程度）	
の活性化 付を実及現 びする必 要ため	【目標】	居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進
	【目標指標】	中心市街地人口
	【活性化に資する理由】	静岡地区が安心・安全、快適なまちとなるためには、清掃活動を適宜実施し、衛生的な環境を保持していく必要がある。本事業により、まちなかの衛生環境等が改善されることは、中心市街地の活性化に資する有用な事業である。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】 市職員等による道路美化活動実施事業

【事業実施時期】	平成 17 年度～	
【実施主体】	静岡市、静岡建設業協会	
【事業内容】	大道芸ワールドカップ開催前等における静岡市職員等による清掃活動（年 3 回程度）	
の活性化 付を実及現 びする必 要ため	【目標】	居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進
	【目標指標】	中心市街地人口
	【活性化に資する理由】	静岡地区が安心安全・快適なまちとなるためには、清掃活動を適宜実施し、衛生的な環境を保持していく必要がある。本事業により、まちなかの衛生環境等が改善されることは、中心市街地の活性化に資する有用な事業である。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】 駿府城公園「桜の名所」づくり事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～令和 6 年度	
【実施主体】	静岡市	
【事業内容】	駿府城公園及び周辺部への桜の植樹（約 1,000 本）、効果的なライタップ、周辺施設等との連携による桜めぐり等の実施	
の活性化 付を実及現 びする必 要ため	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの推進
	【目標指標】	観光客数
	【活性化に資する理由】	静岡地区における歴史文化を活かしたにぎわい創出等の活性化に向け、家康公顕彰四百年を契機とし、駿府城を通じた地域への愛着・関心の喚起を一層図る必要がある。本事業は、来街者の増加につながり「観光客数」の増加に寄与する。
【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】
【その他特記事項】		

【事業名】御伝鷹エリア共通駐車場システム「御伝鷹にとめざー」構築事業

【事業実施時期】	平成 27 年度		
【実施主体】	御伝鷹まちづくり会社、御幸町発展会、伝馬町発展会、鷹匠一丁目商業発展会 等		
【事業内容】	御伝鷹エリア（御幸町、伝馬町、鷹匠一丁目）の大型店・商店街・個店・民間駐車場等で利用できる共通駐車場システムの構築		
活性化を実現するための位置付け及び必要性	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、観光客数	
	【活性化に資する理由】	コンパクトシティの実現を図り、徒歩・自転車や公共交通機関での来街を推進するところだが、マイカーでの来街が多い現状においては、多様な来街手段を受け入れる環境の整備が必要である。特に、マイカーでの来店が多い大型店や商店街・個店、民間駐車場等で利用でき、市民・来街者にとって利便性が高く、商業・交通事業者にとって有益な駐車場システムの構築を図ることが求められる。本事業によって、自家用車での来街者の利便性向上につながり買い物環境の改善につながることから有用な事業である。	
	【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	静岡鉄道株式会社		
【事業内容】	駅表示の多言語化、ピクトグラム標記、無料無線 LAN の整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの推進 居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
	【目標指標】	観光客数、中心市街地人口	
	【活性化に資する理由】	静岡地区への訪日外国人旅行者の増加を推進するため、外国人の訪問時・滞在時の利便性を向上させるソフト面での受入環境整備を図る必要がある。本事業によって、訪日外国人旅行者の利便性向上につながることから中心市街地の活性化に資する有用な事業である。	
	【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

第5章 都市福利機能の向上に向けた取組（都市福利施設を整備する事業に関する事項）

1 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地の活性化を推進するには、市民生活の利便性を向上させ、豊かさと潤いを与える拠点が面的に配置されていることが必要である。「中心市街地の状況」記載のとおり、静岡地区では官公庁、文化・スポーツ、医療、福祉、交通等の施設が面的に整備されている。

第1期計画において、静岡地区では、静岡市美術館、市立静岡病院新館、駿府城公園（坤櫓、芝生広場等）の整備等を実施した。

第2期計画において、静岡地区では、歴史文化の拠点づくりの核となる『静岡市歴史博物館』を整備したほか、市総合計画の「まちは劇場」を推進する施設として『七間町賑わい創出拠点整備事業』が完了している。

第1期・第2期計画の推進によって一定の成果は果たしたもの、高齢者の増加や長期的な歩行者通行量の減少などの課題を残していることから、若者層の来街機会を増やす専門学校キャンパスの誘致、更なる交流人口を惹き付けるための第1期・第2期計画で整備した文化施設等の効果的な運営など、都市福利機能の向上を図ることが求められる。

2 具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）認定と連携した支援措置に関連する事業

① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

【事業名】御幸町9番・伝馬町4番地区第一種市街地再開発事業【再掲】

【事業実施時期】	令和元年度～令和5年度		
【実施主体】	御幸町9番・伝馬町4番地区市街地再開発組合		
【事業内容】	商業・業務・学校等の整備を図る再開発事業の実施（面積約0.3ha、延べ面積約18,000m ² ）		
活性化を実現するための位置付け及び活性化に資する理由	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、観光客数	
	【活性化に資する理由】	本地区は施設の更新が進まないまま微小な老朽施設が残存している地区である。また、JR静岡駅と静岡鉄道新静岡駅を結ぶ歩行者動線の地下道と地上歩道の結節点に位置していることから、建物の不燃化による防災機能の強化と、商業施設の拡充や学校施設の誘致を図る本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	社会资本整備総合交付金（住環境整備事業-市街地再開発事業）		
【支援措置実施時期】	令和2年度～令和5年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】静岡浅間神社保存修理事業（神部神社浅間神社本殿ほか15棟保存伝承事業）

【事業実施時期】	平成 26 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	静岡浅間神社		
【事業内容】	静岡浅間神社の保存修理、修理状況の公開		
置活性化及び必要性を実現するための位	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	重要文化財建造物群である静岡浅間神社の経年劣化が進んでいる。それらを適切に保護し、次代へ継承することが必要である。また、文化財等をはじめとした、地域の歴史・文化を活かしたまちづくりを推進することは、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与するため。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター運営事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター（旧静岡市クリエーター支援センター）の運営		
の活性化付を実現する必要性	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、中心市街地人口	
	【活性化に資する理由】	創造的活動拠点を運営し、クリエーターの発掘・育成・企業やクリエイティブ産業の振興を図ることは、クリエイティブ産業の集積につながり「空き店舗率」の減少に寄与する。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】企業立地促進助成（クリエーター事務所賃借料補助）実施事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	静岡地区内のクリエーター事務所への建物賃借料補助		
の活性化付を実現する必要性	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、中心市街地人口	
	【活性化に資する理由】	静岡市文化・クリエイティブ産業振興センターと併せ、エリア内に個々のクリエーターの集積を一層促進していくことはクリエイティブ産業の集積につながり「空き店舗率」の減少に寄与する。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】静岡市美術館運営事業

【事業実施時期】	平成 22 年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	静岡市美術館の運営		
の活性化付を実現する必要性	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	時流に合わせた文化芸術の運営を適切に実施し、地域の文化機能を活かした活性化を牽引することは、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】静岡市産学交流センター「B-n e s t」運営事業

【事業実施時期】	平成 16 年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	静岡市産学交流センター「B-n e s t」の運営		
付活性化を必要とするための位置付	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率	
	【活性化に資する理由】	静岡地区は、商業機能とともに、業務機能にも優位性を有し、事業所集積数・率が高い。まちの強みを一層磨き上げ、地域経済・産業の活性化推進に向け、創業支援・産学交流拠点の運営を行うことは、事業者の創出及び育成につながることから「空き店舗率」の減少に寄与する。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】コミュニティホール七間町運営事業

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	公益財団法人静岡市まちづくり公社		
【事業内容】	コミュニティホール七間町（多目的ホール、会議室、フリースペース等）の運営		
付活性化を必要とするための位置付	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	コミュニティ機能等を備えた拠点運営として、勉強会・ワークショップ等の地域活動や、買物客・親子連れ等の休憩場所など、地域コミュニティを推進することは、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

第6章 まちなか居住の推進に向けた取組（公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項）

1 まちなか居住の推進の必要性

市全域の人口が減少傾向にある一方で、人口集中地区の面積拡大・人口密度低下が進展し、市街地が低密度に拡大している現状においては、持続的な都市発展、効率的な都市経営のためにも、まちなか居住の推進が求められる。静岡地区においては、静岡駅南口エリアや、駿府城公園北側・南側、国道362号西側等に住宅地が密集している。

第1期計画において、静岡地区では呉服町タワーや南町10地区再開発事業、南町26-5優建事業等を実施した。第2期計画において、静岡地区では、『静岡呉服町第二地区第一種市地再開発事業』によりシニア世代が入居する高齢者施設や『静岡七間町地区優良建築物等整備事業』によるマンションが竣工した。

それらの効果もあり、特段、当該計画に位置付けていないものの、隨時、民間事業者による投資が行われており（マンション建設等）、中心市街地人口の維持・増加が見込まれることに加え、移住促進に向けた情報提供などの支援により、さらにまちなか居住の推進を図る必要がある。

2 具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）認定と連携した支援措置に関連する事業

① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】遠距離大学等通学費貸与事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～			
【実施主体】	静岡市			
【事業内容】	市内から首都圏等への大学への通学費貸与			
位置性付化けを実現するための 及び必要性	【目標】	居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進		
	【目標指標】	中心市街地人口		
【活性化に資する理由】	大学等への進学と卒業後の新卒就職をきっかけに、多くの若者が首都圏を中心とした市外・県外に転出していることから、市内からの通学費用を貸与する事業である。本事業によって地域社会とのつながりを維持し、地元企業への就職活動をサポートすることで人口流出を防ぐことは、居住人口の流出の低減が図られることから「中心市街地人口」の維持・増加に寄与する。			
【支援措置名】				
【支援措置実施時期】		【支援主体】		
【その他特記事項】				

【事業名】静岡市移住・就職事業

【事業実施時期】	令和 2 年度～			
【実施主体】	静岡市			
【事業内容】	東京圏から静岡市に移住し、就業・起業する際の助成			
位置性付化けを実現するための 及び必要性	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出 居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進		
	【目標指標】	観光客数、中心市街地人口		
【活性化に資する理由】	市内への移住・定住促進のため、東京圏から静岡市に移住して、就業または起業した方に対し助成する事業である。本事業によって市内への移住・就業・起業者が促進され、居住人口の増加につながり「中心市街地人口」の増加に寄与する。			
【支援措置名】				
【支援措置実施時期】		【支援主体】		
【その他特記事項】				

【事業名】移住支援センター運営事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～			
【実施主体】	静岡市			
【事業内容】	静岡市移住支援センター（東京・有楽町）の運営			
びた活 必め性 要の化 性位を 置実 付現 けす 及る	【目標】	居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進		
	【目標指標】	中心市街地人口		
【活性化に資する理由】	首都圏からの移住促進を図るため、相談員を設置し静岡市移住支援センターの運営を行う事業である。中心市街地を含めた本市の定住人口の確保を目的としており、本事業により、居住人口の増加につながり「中心市街地人口」の増加に寄与する。			
【支援措置名】				
【支援措置実施時期】		【支援主体】		
【その他特記事項】				

第7章 経済活力の向上に向けた取組（中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項）

1 経済活力の向上の必要性

『商都』と称され、商業機能が地域経済の軸となっている静岡市においては、商業の振興による経済活力の向上が求められる。静岡地区においては、呉服町通り・七間町通りを軸とした町人町エリアと、伝馬町通りを軸とした御伝鷹エリアを中心に商業機能が集積し、個性ある複数の商店街と8つの大型店がバランス良く立地している。

第1期計画において、静岡地区では、新静岡セノバや呉服町タワー、まちづくり支援センターの整備、まちなか商業空間モール化の推進、呉服町まちづくり構想の策定等を実施した。

第2期計画において、静岡地区では、駿府城公園周辺での民設民営による飲食店・カフェ等の設置、お堀を活用した葵舟の運航、「まちは劇場」推進事業によるまちなかでのイベントなどを実施した。また、環境整備面では『静岡“おまち”ストリート WiFi 環境整備事業』が完了し、外国人観光客を含めた中心市街地の利便性向上を図ることができた。

第1期・第2期計画の推進によって一定の成果は果たしたもの、飲食サービス業の事業所数や従業者数は減少傾向が続いている。このため、大型商業施設の立地促進や商店街の再生に向けた環境整備、イベントの開催などより、経済活力の向上を図ることが求められる。

2 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

【事業名】大規模小売店舗立地法特例区域の設定

【事業実施時期】	平成 29 年度～			
【実施主体】	静岡市			
【事業内容】	静岡地区における特例区域の設定			
置活性化及び実現性を有するための位	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上		
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率		
	【活性化に資する理由】	大型商業施設が集積する静岡地区の中心市街地において、既存大型店の立地箇所に「第一種特例区域」、今後大型店の立地が見込まれる再開発促進地区に「第二種特例区域」を指定し、法手続きを緩和することで、大型店によるまちなかへの投資を促進し、賑わいの維持・創出につなげる。本事業により、商業機能の向上につながり「空き店舗率」の減少に寄与する。		
【支援措置名】	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）			
【支援措置実施時期】	令和 4 年度～令和 8 年度	【支援主体】	経済産業省	
【その他特記事項】				

(2) 認定と連携した支援措置に関する事業

① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

【事業名】家康公が愛したまち静岡プロジェクト推進事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～			
【実施主体】	静岡市			
【事業内容】	徳川家康公を活用した各種事業の実施（祭り、まち歩き、展示会、演劇、検定等）			
置活性化及び実現性を有するための位	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
	【目標指標】	観光客数		
	【活性化に資する理由】	大御所・徳川家康公が人生の幼年・壯年・晩年期を過ごしたまち「駿府」（現在の静岡市）。顯彰 400 年を経てもなお残る家康公の軌跡・魅力を活かし、静岡地区におけるにぎわい創出・まちづくりを図る多様な事業の推進が求められる。本事業により、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業			
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省	
【その他特記事項】	区域内			

【事業名】東海道歴史街道まち歩き推進事業

け活性化必要を実現するための位置付け	【事業実施時期】	平成 26 年度～		
	【実施主体】	地域住民・団体、旅行会社、静岡市		
	【事業内容】	まち歩きコース・商品の造成、スタンプラリー等イベントの実施、ガイドの養成等		
	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
	【目標指標】	観光客数		
	【活性化に資する理由】	東海道五十三次のうち、蒲原・由比・興津・江尻・府中・丸子の6つの宿場町と、東海道中の難所と言われた薩埵峠、宇津ノ谷峠の2つの峠を有する静岡市は、それらを魅力ある観光資源として磨き上げ、静岡地区におけるにぎわい創出に向け、東海道を軸とした街道観光を推進することが求められる。本事業により、来街者の增加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。		
	【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
	【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
	【その他特記事項】	区域内		

【事業名】駿府城公園内観光案内事業

け活性化必要を実現するための位置付け	【事業実施時期】	平成 10 年度～		
	【実施主体】	駿府ウエイブ、静岡市		
	【事業内容】	地域ボランティアによるまち歩き事業の実施		
	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
	【目標指標】	観光客数		
	【活性化に資する理由】	徳川家・今川家をはじめとした豊富な歴史資源が点在している静岡市においては、それらを繋ぎ歩き、紹介する先導役が必要である。静岡地区における歴史文化を活かしたにぎわい創出等の活性化に向け、地域ボランティアによる名所・旧跡を巡るまち歩きを推進する本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。		
	【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
	【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
	【その他特記事項】	区域内		

【事業名】静岡まつり開催事業

【事業実施時期】	昭和 32 年度～			
【実施主体】	静岡まつり実行委員会			
【事業内容】	静岡まつりの開催（大御所花見行列、駿府登城行列、夜桜乱舞等）			
け活性化を実現するための位置付	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
	【目標指標】	観光客数		
	【活性化に資する理由】	400 年の歴史を誇る静岡浅間神社「廿日会祭」に呼応し、昭和 30 年代から始まった市民参加型の地域の一大祭りである「静岡まつり」。市民に愛され、伝統行事を活かした、にぎわい創出をする本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業			
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省	
【その他特記事項】	区域内外			

【事業名】「ホビーのまち静岡」推進事業

【事業実施時期】	平成 21 年度～			
【実施主体】	ホビー推進協議会静岡、静岡市			
【事業内容】	プラスチックモデル等の模型の情報発信施設「静岡ホビースクエア」の運営、情報発信、プラモデルをイメージしたモニュメント「プラモニュメント」の設置、クリスマスフェスタ開催等			
必活性化を実現するための位置付け及び	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、観光客数		
	【活性化に資する理由】	本市には模型関連メーカーが集積しており、プラスチックモデルの出荷額が全国の約 8 割を誇る。このプラモデルを核とした地域資源を活用し、にぎわい創出に寄与する本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業			
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省	
【その他特記事項】	区域内外			

【事業名】「サッカーのまち静岡」推進事業

【事業実施時期】	平成 6 年度～		
【実施主体】	フォッサ・サッカーのまち市民協議会、株式会社エスパルス、静岡市		
【事業内容】	サッカーによるまちづくりの推進（イベント開催、オレンジ化推進（バナー掲出）、パブリックビューイング開催等）		
置活性化及び実現性を有するための位	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	サッカーのまちと称される静岡市においては、単に競技としてプレーするだけではなく、地域コミュニティや教育活動の推進を図るキーワードとしてサッカー・清水エスパルスを活用し、人づくり・まちづくりを図っており、本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】「まちは劇場」推進事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	市民、アーティスト、各イベント事業実施主体、各施設運営主体、静岡市 等		
【事業内容】	本市 5 大構想のひとつである「まちは劇場」の推進のため、地域に根付いた大道芸や演劇、音楽などの芸術文化等の持つ創造性を活かし、誰もが気軽に楽しむことができる仕掛けづくり等の創造的事業		
置活性化及び実現性を有するための位	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	市民が暮らす誇りと喜びを感じられるまちを目指し、市民の芸術文化等への参加や活動を促すことで、市民が主役のまちづくりを進め、シビックプライドの醸成及び交流人口の増加による地域経済の活性化を図ることを目的とする本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】大道芸ワールドカップ㏌静岡開催事業

【事業実施時期】	平成 4 年度～		
【実施主体】	大道芸ワールドカップ実行委員会		
【事業内容】	大道芸ワールドカップ㏌静岡の開催（駿府城公園やまちなかを舞台とした大道芸披露・コンテスト等）		
け活性化を実現するための位置付	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	まちで豊かな時間を過ごすには、生活・まちの中でパフォーミングアーツ等の文化活動に触れる機会があることが求められる。特に、まちなかであらゆるジャンルの国際レベルのパフォーマンス活動を披露する世界的イベントを開催し、市の文化振興を図る本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】シズオカ×カンヌウィーク開催事業

【事業実施時期】	平成 24 年度～		
【実施主体】	静岡 × カンヌ × 映画プロジェクト実行委員会		
【事業内容】	シズオカ×カンヌウィークの開催（まちなかでの無料映画上映、マルシェ、ワークショップ開催等）		
け活性化を実現するための位置付	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	静岡市は、カンヌ映画祭で有名なフランス・カンヌ市と姉妹都市にある。カンヌ映画祭に併せ、映画だけでなく音楽・アート・食、そしてまちそのものを楽しむイベントを開催し、市民交流等を促進する本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】青葉シンボルロードイルミネーション装飾事業

【事業実施時期】	平成 2 年度～		
【実施主体】	I L o v e しづおか協議会、静岡市		
【事業内容】	クリスマス～年明け期における青葉シンボルロードのイルミネーション装飾		
け活性化を実現するための位置付	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	年間で最もまちのにぎわいが創出されるクリスマス期～年末・年始において、静岡地区の真ん中を貫く青葉シンボルロード（青葉緑地）を彩り豊かな個性ある場所に演出し、まちのイメージ向上や市民交流等を促進する本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】シズオカ・サンバカーニバル開催事業

【事業実施時期】	平成 11 年度～		
【実施主体】	シズオカ・サンバカーニバル実行委員会		
【事業内容】	シズオカ・サンバカーニバルの開催（サンバチームによるパレード等）		
付活性化を実現するための位置	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	まちで豊かな時間を過ごすには、国際色豊かで多様な文化に触れる機会を提供することが求められる。来街者が他国文化を体感するイベントを開催し、市の文化振興や来街者の増加等を促進する本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 静岡おでん祭開催事業

【事業実施時期】	平成 18 年度～			
【実施主体】	静岡おでん祭実行委員会			
【事業内容】	静岡おでん祭の開催（静岡おでんの販売、関連イベント開催等）			
及び活性化必要を実現するための位置付け	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
	【目標指標】	観光客数		
	【活性化に資する理由】	まちで豊かな時間を過ごすには、地域特有の食文化を楽しむ機会があることが求められる。まちなかで本市を代表する食べ物の1つである「静岡おでん」を食す機会を創出するイベントを開催し、にぎわいの創出を図る本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業			
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省	
【その他特記事項】	区域内			

【事業名】 静岡市プレミアムフライデー推進事業

【事業実施時期】	平成 28 年度～			
【実施主体】	静岡市プレミアムフライデー官民推進協議会			
【事業内容】	市民一人ひとりが豊かな時間を過ごす取組「静岡市プレミアムフライデー」の推進（各店舗・施設による取組企画の実施。、各企業による従業員の送り出し等）			
及び活性化必要を実現するための位置付け	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、観光客数		
	【活性化に資する理由】	まちなかのにぎわい創出に向け、月末金曜日に、市民一人一人がまちなかで豊かな時間を過ごすとともに、ワークライフバランスの推進やライフスタイルの向上に寄与する本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業			
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省	
【その他特記事項】	区域内			

【事業名】御伝鷹まちづくり株式会社にぎわい創出事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～			
【実施主体】	御伝鷹まちづくり株式会社			
【事業内容】	御伝鷹まちづくり株式会社によるみてたマルシェ等のイベント実施、二峰六宿事業への協力等			
必活性化を実現するための位置付け及び性	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、観光客数		
【活性化に資する理由】	商都静岡の再興を図るには、呉服町通り・七間町通りを軸とする『町人町エリア』だけでなく、新静岡駅を中心に形成された『御伝鷹エリア』の活性化が図られる必要がある。御伝鷹エリアの商店街・大型店・企業等を構成員とするまちづくり会社によって、東海道の歴史資源等を活かしたにぎわい創出事業等が行われる本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。			
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業			
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省	
【その他特記事項】	区域内			

【事業名】静岡夏祭り夜店市開催事業

【事業実施時期】	昭和 37 年度～			
【実施主体】	静岡市中央商店街連合会			
【事業内容】	静岡夏祭り夜店市の開催（地域個店等によるワゴン出店、ステージイベント開催等）			
及び活性化を実現するための位置付け	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、観光客数		
【活性化に資する理由】	商都静岡の中軸を担う呉服町通り・七間町通りを舞台とし、昭和 30 年代から始まった夏の風物詩である「夜店市」。市民に愛され、地域商業の文化として定着している伝統行事を今後も継続的に実施していくことは、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。			
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業			
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省	
【その他特記事項】	区域内			

【事業名】まちゼミ開催事業

【事業実施時期】	平成 23 年度～		
【実施主体】	各商店街団体		
【事業内容】	まちゼミ（各個店従業員による顧客への専門的知識・技術のレクチャー）の開催		
付活性化及びを必要実現するための位置	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率	
	【活性化に資する理由】	商業機能が減退傾向にある静岡地区においては、本来は魅力ある商品・サービスを提供する店舗であるにも関わらず、あまり顧客に知られていない店舗を知ってもらうきっかけづくりを図る本事業は、中心市街地に立地する商店街の振興や情報発信につながり「空き店舗率」の低減に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】しづまえ鮮魚普及事業

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	しづまえ鮮魚 P R 事業の実施等（しづまえ鮮魚を提供する飲食店紹介マップ作成、レシピコンクール開催）		
及活性化を実現するための位置付け	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率	
	【活性化に資する理由】	静岡市の駿河湾沿岸部で獲れる地魚「しづまえ鮮魚」は、味・鮮度も良いものがあるが、桜えび・しらすを除き、知名度が低く漁獲量も小さい。重要な地域資源である「しづまえ鮮魚」の消費拡大やブランド化による旅行者の誘致は、飲食業、小売業、観光業などの活性化につながるもので、地域資源を活用した中心市街地の特徴的な店舗を情報発信することによって「空き店舗率」の低減に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】駿府秋のわくわく祭開催事業

【事業実施時期】	平成 4 年度～		
【実施主体】	駿府秋のわくわく祭実行委員会		
【事業内容】	市内各商店街・大型店等が連携した駿府秋のわくわく祭の開催（スピードくじ、福袋販売、ワンコイン市、ワゴンセール、参加商店街・大型店の協賛イベント・セール実施等）		
け活性化必要性を実現するための位置付け及び必要性を実現するための位置付け及び	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、観光客数	
	【活性化に資する理由】	商都静岡の再興を図るため、中心市街地に立地する商店街や大型店が中心となって商売の競合を超えて連携し、商業振興を図る一大事業を実施する本事業によって消費喚起が図られ、経済活力が向上することによって「空き店舗率」の低減に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】商店街イベント振興事業

【事業実施時期】	平成 15 年度～		
【実施主体】	各商店街団体		
【事業内容】	商店街活性化を目的として商店街イベント振興事業（イルミネーション、夏祭り、レクリエーション等）を実施する商店街団体に対する助成		
び活性化必要性を実現するための位置付け及び	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、観光客数	
	【活性化に資する理由】	商店街が主体となって来街者増加やにぎわい創出を目的にイベント（イルミネーション、夏祭り等）を実施するものである。商都静岡の核となる商店街の魅力を高め地域商業の振興を図る本事業により、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 中心市街地にぎわい創出事業

【事業実施時期】	平成 15 年度～			
【実施主体】	各商店街団体			
【事業内容】	市内外より来街者を呼び込むこと等を目的に中心市街地にぎわい創出事業（クリスマスイベント、ハロウィン等）を実施する商店街団体に対する助成			
け活性化を実現するための位置付け	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、観光客数		
	【活性化に資する理由】	中心市街地でのにぎわい創出を目的としたイベント（ハロウィンやクリスマスイベント等）を実施する本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業			
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省	
【その他特記事項】	区域内			

【事業名】 商業活性化グループ事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～			
【実施主体】	各商業者グループ			
【事業内容】	地域経済の活性化及び市内のにぎわいの創出を図るため、地域の商業者等により組織された商業グループによって実施される商業活性化事業（商業の振興を目的としたイベント、その地域の魅力を向上させることを目的とした情報発信等）に対する助成			
び活性化を実現するための位置付け及	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、観光客数		
	【活性化に資する理由】	地域経済の活性化及びにぎわい創出を目的に商業者の有志グループがイベント（中心市街地への来街を促すキャンペーン事業やエリアの魅力を向上するための事業、お祭り等）等を実施する本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業			
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省	
【その他特記事項】	区域内			

【事業名】商店街アドバイザー派遣事業

【事業実施時期】	平成 15 年度～		
【実施主体】	各商店街団体		
【事業内容】	専門家による商店街へのアドバイス事業		
付活性化及び必要性を実現するための位置付	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率	
	【活性化に資する理由】	各商店街が抱えている問題点を改善するため、各分野の専門家等を派遣することにより、商店街の活性化を図る本事業は、専門家のアドバイス等により商店街の魅力が高まることは「空き店舗率」の低減に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】商店街まちづくりプラン推進事業

【事業実施時期】	平成 15 年度～		
【実施主体】	各商店街団体		
【事業内容】	商業街が主体となったまちづくりの計画の策定		
付活性化及び必要性を実現するための位置付	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率	
	【活性化に資する理由】	商店街を取り巻く商業環境の変化に対応し、地域の特性に応じた魅力あるまちづくりを推進するため、各商店街が主体となって具体的なまちづくりの計画を策定する本事業は、商都静岡の核となる商店街が中長期的な視点をもって魅力ある商店街の形成を図ることで魅力が高まり延いては「空き店舗率」の低減に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】商店街一店逸品運動推進事業

【事業実施時期】	平成 15 年度～			
【実施主体】	各商店街団体			
【事業内容】	一店逸品事業の実施			
及び活性化必要性を実現するための位置付け	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上		
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率		
	【活性化に資する理由】	商店街が各店舗の商品やサービスについて、共同研究・検討などを行い、新商品の開発・新サービスの事業展開などに取り組む本事業は、各個店が個性あふれる商品・サービスを扱う店舗として発展することで、商業機能の強化につながり「空き店舗率」の低減に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業			
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省	
【その他特記事項】	区域内			

【事業名】商店街トータルサポート事業

【事業実施時期】	平成 15 年度～			
【実施主体】	各商店街団体			
【事業内容】	少子・高齢化や情報化等の社会的変化に対応した魅力ある商業地へと機能を高めていくために、新たな事業（商店街の活性化につながるような先進的な事業、情報発信につながる事業又は情報化を推進する事業、社会貢献又は安心安全対策を促進する事業等）に取り組む商店街団体に対する助成			
付け活性化必要性を実現するための位置	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上		
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率		
	【活性化に資する理由】	少子高齢化や情報化等の社会変化に対応した商店街への機能を高めていくための新たな事業（映像や SNS を活用した情報発信、ガイドマップ作成等）を実施する本事業により、商都静岡の核となる商店街の団体としての機能向上を図ることは商業機能の強化につながり「空き店舗率」の低減に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業			
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省	
【その他特記事項】	区域内			

【事業名】 静岡市中心市街地活性化協議会事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	静岡市中心市街地活性化協議会		
【事業内容】	歩行者通行量調査等の実施		
及び活性化を実現するための位置付け	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、観光客数	
	【活性化に資する理由】	中心市街地のにぎわいの定量的な評価を行うための歩行者通行量調査や来街者アンケート調査やにぎわい創出事業等を実施するものである。毎年、活性化の度合いを把握・フォローアップすることは中心市街地基本計画を推進していく上で重要である。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和4年4月～令和9年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 チャレンジショップ出店支援事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	静岡市中心市街地活性化協議会、静岡市		
【事業内容】	大型商業施設等でのチャレンジショップの実施		
け活性化を実現するための位置付	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率	
	【活性化に資する理由】	大型商業施設等のスペースを活用し中心市街地でテストマーケティング等のチャレンジショップを実施する事業者に対し、その費用の一部を補助することで中心市街地での新たなサービスや価値創出、新規出店等の促進を図る。本事業は、中心市街地の商業機能が向上し、また、商業者にチャレンジの場を提供することは新たな価値創出につながることから「空き店舗率」の低減に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和4年4月～令和9年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】(仮称) 空き店舗対策事業

【事業実施時期】	令和4年度～			
【実施主体】	静岡市中心市街地活性化協議会、静岡市			
【事業内容】	商店街等の空き店舗を活用したチャレンジショップの検討・実施			
及び必要性を実現するための位置付け	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上		
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率		
	【活性化に資する理由】	商店街の活性化や地域の賑わいづくりに繋げていくため、商店街にある空き店舗を活用し、空き店舗を借上げ新たな事業を実施する事業者等を支援する。商店街等の空き店舗を活用したチャレンジショップを実施する本事業は、「空き店舗率」の低減に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業			
【支援措置実施時期】	令和4年4月～令和9年3月	【支援主体】	総務省	
【その他特記事項】	区域内			

【事業名】駿府城公園お堀の水辺活用事業（葵舟）

【事業実施時期】	令和2年度～			
【実施主体】	民間事業者、静岡市			
【事業内容】	駿府城公園周辺のお堀を活用した葵舟の運航			
付活性化及びを実現するための位置	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
	【目標指標】	観光客数		
	【活性化に資する理由】	駿府城公園の中堀を活用し葵舟を運行する事業である。静岡市の歴史資源である駿府城公園を活用し観光誘客を図る本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業			
【支援措置実施時期】	令和4年4月～令和9年3月	【支援主体】	総務省	
【その他特記事項】	区域内			

【事業名】駿府本山お茶まつり事業

【事業実施時期】	昭和 58 年度～		
【実施主体】	駿府本山お茶まつり委員会		
【事業内容】	お茶壺道中行列等のお茶に関連したイベント開催		
及び必要性を実現するための位置付け	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	静岡地区中心市街地を舞台に本市の地域資源であるお茶を活用したイベント事業である。来街者がお茶を飲み親しむ環境・機会づくりを図り、お茶資源を活用したにぎわい創出を図ることは、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】「お茶のまち静岡市」国内プロモーション事業

【事業実施時期】	令和 3 年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	お茶を活用したにぎわいイベント開催・プロモーション		
付活性及び必要性を実現するための位置	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	静岡地区中心市街地の青葉シンボルロードにおいて、お茶をテーマとしたイベントの開催や中心市街地での情報発信事業を行うものである。本市の地域資源を活用したソフト事業を実施しにぎわい創出を図る本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】お茶の日記念事業

【事業実施時期】	平成 24 年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	お茶のまち静岡市を体感できるイベント等の開催		
び活性化を実現するための位置付け及 必要性	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	お茶の日に合わせ、中心市街地を舞台にお茶関連のイベント（お茶やお茶スイーツ等の販売、体験コーナー等）を開催し茶業振興及びにぎわい創出を図ることを目的とした事業である。本市の地域資源である「お茶」を活用したソフト事業を実施し、にぎわい創出を図る本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 5 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】静岡わいわいワールドフェア

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	静岡市、(一財)静岡市国際交流協会、静岡わいわいワールドフェア運営委員会		
【事業内容】	わいわいワールドフェアの開催（ダンスパフォーマンスや演奏等のステージイベント、世界の屋台料理の露店、ワークショップ等）		
び活性化を実現するための位置付け及 必要性	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	本事業は中心市街地で開催するイベント（ステージイベント、露店、世界の料理の露店やの姉妹都市との交流事業の紹介、ワークショップ等）である。80ヶ国を超える様々な国籍の外国人住人が暮らしている本市において、外国人も含めた中心市街地への来街のきっかけづくりや都市環境形成を行うことは活性化に有用である。本事業は、外国人住民を含めた来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】大神楽祭

【事業実施時期】	平成 28 年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	静岡浅間神社での神楽の開催		
付活性化及びを実現するための位置	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	本市の伝統文化を伝承し広く発信を行うことは静岡地区の魅力向上や個性あるまちづくりに寄与することから、活性化に向けては同取組を推進する必要がある。本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】駿府城跡天守台野外展示事業【再掲】

【事業実施時期】	令和 4 年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	駿府城公園の野外展示の効果を高めるための事業		
置活性化及びを実現するための位	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	本事業は駿府城公園内で発見された 2 つの天守台跡の遺構を歴史博物館と連携したフィールドミュージアムの要素のひとつとして保存し、有効活用するための整備をするものである。本市の地域資源である駿府城公園の魅力を高めることは、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）		
【支援措置実施時期】	令和 4 年度～令和 8 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】御幸町9番・伝馬町4番地区第一種市街地再開発事業【再掲】

【事業実施時期】	令和元年度～令和5年度		
【実施主体】	御幸町9番・伝馬町4番地区市街地再開発組合		
【事業内容】	商業・業務・学校等の整備を図る再開発事業の実施（面積約0.3ha、延べ面積約18,000m ² ）		
び活性化を実現するための位置付け及	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、観光客数	
	【活性化に資する理由】	本地区は施設の更新が進まないまま微小な老朽施設が残存している地区である。また、JR静岡駅と静岡鉄道新静岡駅を結ぶ歩行者動線の地下道と地上歩道の結節点に位置していることから、建物の不燃化による防災機能の強化と、商業施設の拡充や学校施設の誘致を図る本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客」の増加に寄与する。	
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（住環境整備事業-市街地再開発事業）		
【支援措置実施時期】	令和2年度～令和5年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】静岡都心地区まちなか再生事業

【事業実施時期】	令和4年度～令和5年度		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	中長期的な視点によるまちなか再生への方針と実現化方策の作成		
付活性化及びを実現するための位置	【目標】	居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
	【目標指標】	中心市街地人口	
	【活性化に資する理由】	静岡都心地区の商業・業務ゾーンを主な対象として、ゾーンの構成や特色、現状や課題などの整理を行い、中長期的な視点によるまちなか再生への方針と具現化方策を作成するものである。建物の老朽化の進展を踏まえ、来街者ニーズに対応した都市空間の形成を図るための方針を示していくことは、中心市街地の活性化の観点からも有用である。	
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）		
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和5年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】コ・クリエーションスペース創出事業

【事業実施時期】	令和3年度～			
【実施主体】	静岡市			
【事業内容】	オープンイノベーションを創出するための施設運営			
け活性化を実現するための位置付	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上		
	【目標指標】	観光客数		
	【活性化に資する理由】	企業、学生、行政など多種多様なプレーヤーの交流を促しイノベーションを創出する本事業は基本方針「魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上」に位置付けられる。新たなビジネスチャンスの創出や人材育成支援が行われることは中長期的な経済活性化に資する有用な事業である。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画）（駿府ふれあい地区）			
【支援措置実施時期】	令和4年度～	【支援主体】	国土交通省	
【その他特記事項】				

（4）国の支援がない他の事業

【事業名】良好な商業環境の形成推進事業

【事業実施時期】	平成25年度～			
【実施主体】	静岡市			
【事業内容】	「静岡市良好な商業環境の形成に関する条例」等の運用			
け活性化を実現するための位置付	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上		
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率		
	【活性化に資する理由】	商都静岡の再興を図るには、広大な面積を有する静岡市では特に、都心商業から地域商業まで地域特性に見合った商業が健全に発展することを促すことを目的とした本事業は、良好な商業環境が形成されることにより「空き店舗率」の低減に寄与する。		
【支援措置名】				
【支援措置実施時期】		【支援主体】		
【その他特記事項】				

【事業名】事業承継支援事業

【事業実施時期】	平成 23 年度～		
【実施主体】	静岡市、静岡商工会議所、静岡県事業承継ネットワーク		
【事業内容】	専門相談員とのヒアリングに基づく事業承継計画の作成 等		
ひ活性化を実現するための位置付け及び必要性を示す	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率	
	【活性化に資する理由】	中小企業経営者の高齢化等が進む中、総じて後継者の確保が困難な状況が散見される。十分な事業承継対策を行わないために、会社の業績が悪化してしまう事案もある。そのような課題に対して、円滑な事業のバトンタッチを支援し、次世代への経営資源のスムーズな承継を促進させることを目的とした本事業は、事業承継が円滑に進むことで持続的な地域商業の維持につながり延いては「空き店舗率」の低減に寄与する。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】I L o v e しづおか協議会にぎわい創出事業

【事業実施時期】	平成 24 年度～		
【実施主体】	I L o v e しづおか協議会		
【事業内容】	クリスマスイベント（スケートリンク、サンタパレード、ステージイベント等）、おまちクーポン事業等の開催		
付活性化を必要実現するための位置及び必要性を示す	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	市民・企業・商店街・大型店・行政等が「オール静岡」として取り組み、にぎわい創出に向けた事業・情報発信を実施する本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】インターンシップ大学生等まちづくり活動参画事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～		
----------	-----------	--	--

【実施主体】	I Love Shizuoka協議会、鷹匠一丁目商業発展会、各大学		
【事業内容】	静岡地区におけるまちづくり・にぎわい創出に向けた活動への市内大学等インターンシップ学生の参画		
活性化を実現するための位置付	【目標】 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
	【目標指標】 観光客数		
	【活性化に資する理由】 地域が持続的に発展をするには、地域の若者がまちづくり活動に積極的に参画することが求められる。特に、地域の大学生らが学校活動の一環として、民間のまちづくり事業主体や商店街等と連携し事業に取り組む本事業は、中心市街地の魅力が高まるこで来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 静岡地区中心市街地若者来街推進事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	公益財団法人静岡市まちづくり公社、ふじのくに地域・大学コンソーシアム		
【事業内容】	若者が来街するきっかけづくりの推進（大学ミニ文化祭、就活セミナー、展示会、部活・サークルの発表会等の開催）		
活性化を実現するための位置付	【目標】 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
	【目標指標】 観光客数		
	【活性化に資する理由】 地域が持続的に発展をするには、地域の若者がまちづくり活動に積極的に参画することが求められる。その第一歩として、大学等の諸活動をまちなかで実施するよう促し、地域の大学生らが来街するきっかけづくりを推進する本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】静岡市中央商店街連合会若手まちづくり研究会開催事業

【事業実施時期】	平成 25 年度～			
【実施主体】	静岡市中央商店街連合会			
【事業内容】	静岡市中央商店街連合会若手まちづくり研究会によるまちづくり戦略の確立、イベントの開催等			
び活性化を実現するための位置付け及	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、観光客数		
	【活性化に資する理由】	商業、特に小売業を取り巻く現状として、後継者不在による『個店』の閉店が全国的な課題であるが、同様の状況は『商店街団体』にも当てはまる。将来の商店街・地域商業、ひいてはまちづくりを担う若手世代を発掘・育成し、主体的・多角的な活動を推進する本事業は、商店街等のまちづくりを担う次世代を育成することは持続的な商業振興及び活性化に資する有用な事業である。		
【支援措置名】				
【支援措置実施時期】			【支援主体】	
【その他特記事項】				

【事業名】静岡呉服町名店街MD推進・ランドオーナー連携事業

【事業実施時期】	平成 15 年度～			
【実施主体】	商店街振興組合静岡呉服町名店街			
【事業内容】	呉服町名店街における「街づくり委員会」「ランドオーナー委員会」の開催等			
び活性化を実現するための位置付け及	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上		
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率		
	【活性化に資する理由】	商業機能が減退傾向にある静岡地区においては、来街者にとって魅力的なテナントが集積し、選ばれる商業地となることが求められる。商都・静岡を代表する商店街である静岡呉服町名店街において、まちづくりの理念に合致した良好なテナント構成の構築に向け、ショッピングセンター的手法を用いたMD（マーチャンダイジング）の推進や、ランドオーナー（地主）との連携を図る本事業により、ランドオーナーも含めた商店街振興に関する関係性が構築されることは延いては「空き店舗率」の低減に寄与する。		
【支援措置名】				
【支援措置実施時期】			【支援主体】	
【その他特記事項】				

【事業名】まちバル開催事業

【事業実施時期】	平成 20 年度～		
【実施主体】	各実行委員会（静岡おまちバル実行委員会、御伝鷹まちづくり株式会社 等）		
【事業内容】	まちバルの開催（回数券に基づく食べ・飲み歩きイベント）		
及び活性化必要性を実現するための位置付け	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、観光客数	
	【活性化に資する理由】	商業機能が減退傾向にある静岡地区においては、本来は魅力ある商品・サービスを提供する店舗であるにも関わらず、あまり顧客に知られていない店舗を知ってもらうきっかけづくりを図る本事業をとおして、中心市街地の飲食店の情報発信及び消費喚起につながり「空き店舗率」の低減に寄与する。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】静岡市歴史博物館運営事業

【事業実施時期】	令和 4 年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	歴史博物館の運営		
及び活性化必要性を実現するための位置付け	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	本市の地域資源である歴史文化を活かした地域の活性化に向け、市の歴史的・文化的資源を保存・伝承するとともに、魅力を市内外に発信し、歴史観光を促進する事業である。当該事業によって、市内外からの多くの人々の来街が促進されることから、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】賑わい創出イベント感染症対策事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	イベント開催における感染拡大防止対策		
付活性化を実現するための位置付け及び必要性	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
付活性化を実現するための位置付け及び必要性	【活性化に資する理由】	賑わい創出イベントの開催において必要な新型コロナウイルス感染症対策を講じる事業である。本事業によって、安心安全な賑わい創出イベントの開催やまちなかのイベントの再開が後押しされ、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
	【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】松坂屋静岡店リニューアル事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	株式会社大丸松坂屋百貨店		
【事業内容】	松坂屋静岡店の大規模リニューアル（本館・北館）		
付活性化を実現するための位置付け及び必要性	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
付活性化を実現するための位置付け及び必要性	【活性化に資する理由】	商都静岡の核となる施設がリニューアルされ中心市街地の魅力が高まることで、静岡地区の歩行者通行量の増加などの活性化の効果が期待される。来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
	【支援措置名】		
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】御伝鷹エリア共通駐車場システム「御伝鷹にとめざー」構築事業【再掲】

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	御伝鷹まちづくり株式会社、御幸町発展会、伝馬町発展会、鷹匠一丁目商業発展会 等		
【事業内容】	御伝鷹エリア（御幸町、伝馬町、鷹匠一丁目）の大型店・商店街・個店・民間駐車場等で利用できる共通駐車場システムの構築		
け活性化を実現するための位置付け	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、観光客数	
	【活性化に資する理由】	マイカーでの来店が多い大型店や商店街・個店、民間駐車場等で利用でき、市民・来街者にとって利便性が高く、商業・交通事業者にとって有益な駐車場システムの構築を図る本事業により、自家用車での来街手段の利便性を向上させることは来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】静岡“おまち”ストリートWi-Fi環境整備事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	I I o v e しづおか協議会、各商店街、静岡市		
【事業内容】	呉服町通り、七間町通り、両替町通り、けやき通り等へのストリートWi-Fi環境の整備、個店・施設等の情報発信システムの構築		
及活性化を実現するための位置付け	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	外国人客をはじめとした来街者の増加や、地域商店街の売り上げ増加に向けて、誰もがまちなかで快適・便利にインターネットを利用できる環境を整備し、また各個店・施設等が来街者にタイムリーに情報発信ができるシステムを構築する本事業により、街なかで過ごす環境の利便性を向上させることは来街者の増加につながり「歩行者通行量」の増加に寄与する。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】商店街環境整備事業

【事業実施時期】	平成 15 年度～		
【実施主体】	各商店街団体		
【事業内容】	商店街の環境整備を促進し商業の振興と魅力ある街づくりを図ることを目的に商店街が行う環境整備事業（アーケード、街路灯、アーチ、防犯カメラ、日よけ設備等）に対する助成		
け活性化必要性を実現するための位置付	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率	
	【活性化に資する理由】	魅力ある商店街の空間を形成するため商店街が有するアーケードや街路灯、防犯カメラ、アーチ、日よけ設備等の環境整備を行う本事業は、商店街の景観を含めたハード面での買い物環境が向上することによって商店街の魅力が高まり「空き店舗率」の低減に寄与する。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

第8章 公共交通の利便性の増進等に向けた取組（4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項）

1 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

JR・静岡鉄道の鉄道2路線とバスターミナルを擁する交通結節点であり、それらの公共交通を利用した来街者が多いことから、公共交通のさらなる利便性向上が求められる。その一方で、マイカーや自転車での来街者も多く、多様な交通モードを受け入れる環境づくりも必要である。また、静岡地区では町人町エリアと御伝鷹エリアが御幸町通りで分断されており、徒歩を中心に区域内を回遊できる環境づくりが求められる。

第1期計画において、静岡地区では、しづマチ地下道内装工事等を実施した。

第2期計画において、清水地区との共通の取組として、『静岡鉄道新車両導入事業』『ちびまる子ちゃんラッピング電車運行事業』を実施し鉄道の強化による回遊性の向上を図っている。

第1期・第2期計画の推進によって一定の成果は果たしたもの、呉服町、七間町、御幸町などで長期的な歩行者通行量の減少が続いているほか、交通の拠点となる静岡駅の乗車人員は横ばい傾向となっている。このため、中心市街地の回遊性を向上するための周遊バスの運行や駐車場の利便性の向上などにより、更に公共交通の利便性の増進等を図ることが求められる。

2 具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）認定と連携した支援措置に関連する事業

① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

【事業名】 静岡鉄道新車両導入事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	静岡鉄道株式会社		
【事業内容】	2 地区を結ぶ静岡鉄道静岡清水線において、情報提供用液晶画面、車いす・ベビーカー用スペース、高効率モーター等を備えた新車両全 24 両（12 編成）の導入		
及び活性化を実現するための位置付け	【目標】	居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
	【目標指標】	中心市街地人口	
	【活性化に資する理由】	2 地区を小回り良く結び、市民の日常の足として利用されている静岡鉄道の車両は、供用開始から 40 年が経過し、老朽化が進んでいる。同鉄道の車両を新たに導入し、バリアフリー化、快適性の向上、環境負荷の軽減、剛性の強化等を実現し、公共交通利便性の向上や 2 地区間の往来の向上を図る本事業は、市民の日常生活の移動を含めた住環境の整備改善が図られることは、延いては中心市街地を含めた居住人口の増加に寄与する。	
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）		
【支援措置実施時期】	平成 27 年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】 しづてつジャストライン低床バス導入事業

【事業実施時期】	平成 11 年度～		
【実施主体】	しづてつジャストライン株式会社		
【事業内容】	乗合バス車両（337 両）の低床化		
け活性化を実現するための位置付	【目標】	居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
	【目標指標】	中心市街地人口	
	【活性化に資する理由】	静岡駅北口や新静岡駅にバスターミナルを擁する静岡地区においては、バスは市民の日常の足として大変重要な交通手段である。高齢者や障がい者にも利用しやすいバスの環境整備を推進する本事業により、市民の日常生活の移動を含めた住環境の整備改善が図られることは、延いては中心市街地を含めた居住人口の増加に寄与する。	
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）		
【支援措置実施時期】	平成 24 年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】静岡市シェアサイクル事業

【事業実施時期】	令和2年度～		
【実施主体】	静岡市、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク外2者		
【事業内容】	サイクルポートの設置、自転車の貸出・返却システムの運営		
及び活性化必要性を実現するための位置付け	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの推進 居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
	【目標指標】	観光客数	
	【活性化に資する理由】	自転車の貸出・返却システムによりまちなかの回遊性向上を図る 本事業は、「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】御伝鷹エリア共通駐車場システム「御伝鷹にとめざー」構築事業【再掲】

【事業実施時期】	平成27年度～		
【実施主体】	御伝鷹まちづくり株式会社、御幸町発展会、伝馬町発展会、鷹匠一丁目商業発展会 等		
【事業内容】	御伝鷹エリア（御幸町、伝馬町、鷹匠一丁目）の大型店・商店街・個店・民間駐車場等で利用できる共通駐車場システムの構築		
置活性化及び必要性を実現するための位	【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上	
	【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、観光客数	
	【活性化に資する理由】	マイカーでの来店が多い大型店や商店街・個店、民間駐車場等で利用でき、市民・来街者にとって利便性が高く、商業・交通事業者にとって有益な駐車場システムの構築を図る本事業により、市民の日常生活の移動を含めた住環境の整備改善が図られることは、延いては中心市街地を含めた居住人口の増加に寄与する。	
【支援措置名】	地域商業自立促進事業		
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】駿府浪漫バス運行事業

【事業実施時期】	平成 12 年度～		
【実施主体】	静岡市、しづてつジャストライン株式会社		
【事業内容】	静岡地区内を周回するバスの運行（毎日 10 時～16 時発、平日 1 時間に 1 本、土日祝日 30 分に 1 本運行）		
付活性化及び必要性を実現するための位置付	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの推進 居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
	【目標指標】	中心市街地人口	
	【活性化に資する理由】	来街者の利便性向上や観光振興に向け、静岡地区内の商業・観光・交通等の各拠点を細かく結ぶ周回バスの運行を行う本事業により、市民の日常生活の移動を含めた住環境の整備改善が図られることは、延いては中心市街地を含めた居住人口の増加に寄与する。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】静岡市中心街駐車場案内システム「おまちくーる」運営事業

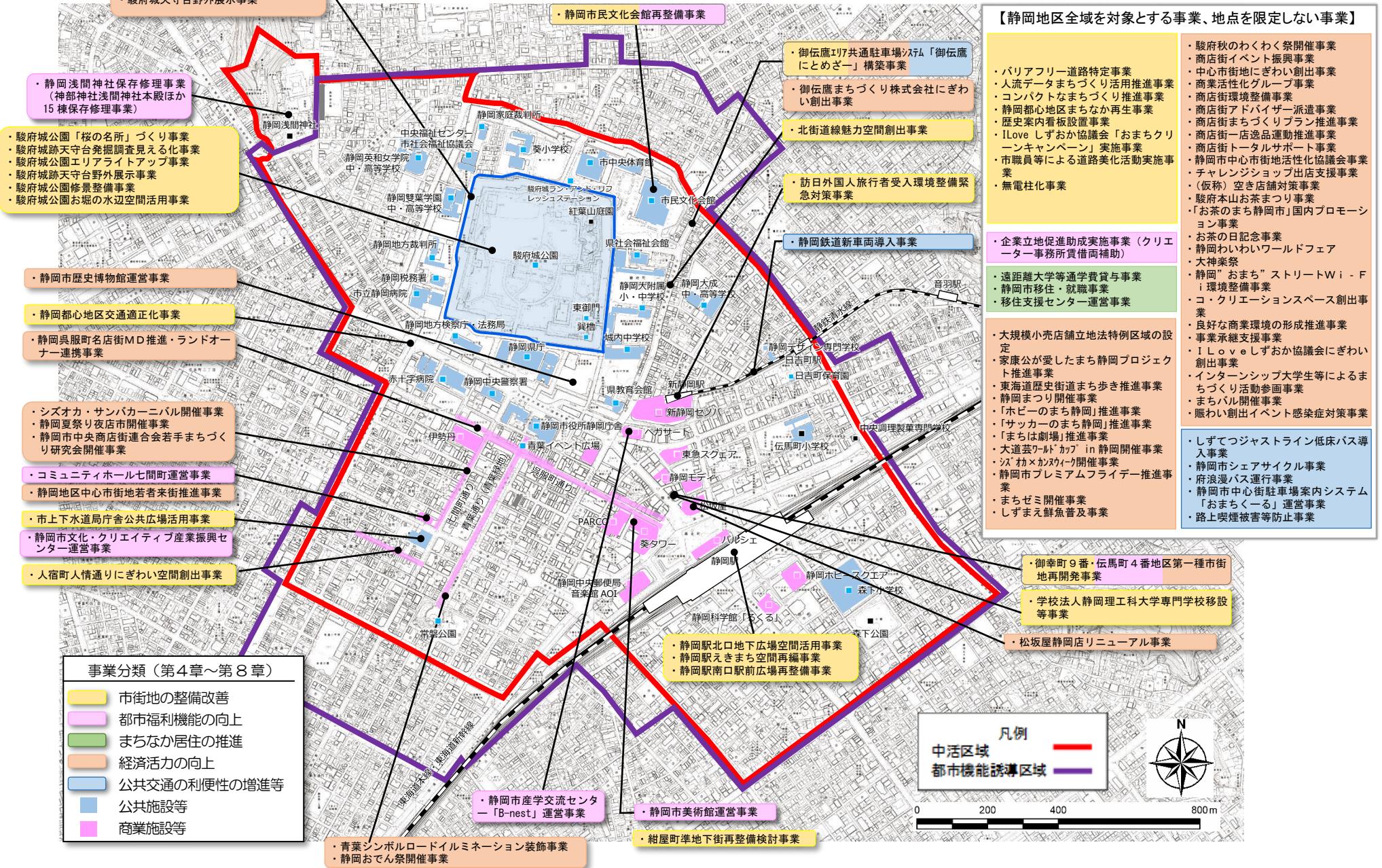
【事業実施時期】	平成 24 年度～		
【実施主体】	公益財団法人静岡市まちづくり公社		
【事業内容】	静岡地区中心市街地の駐車場に関する情報を、市民・来街者がスマートフォン等で享受できるシステムの運営		
付活性化及び必要性を実現するための位置付	【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの推進 居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
	【目標指標】	中心市街地人口	
	【活性化に資する理由】	多様な来街手段を受け入れる環境の整備を図ることは有用である。特に、地区内の商店街・大型店の契約駐車場の位置や満空情報、車高、営業時間、左ハンドル可否等の条件検索が可能なシステムの運用を図る本事業により、市民の来街手段の利便性向上を図ることは、延いては中心市街地を含めた居住人口の増加に寄与する。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 路上喫煙被害等防止事業

【事業実施時期】	平成 18 年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	路上喫煙禁止地区の指定、路上喫煙被害等防止指導員による巡回指導等		
け活性化必要性を実現するための位置付	【目標】	居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
	【目標指標】	中心市街地人口	
	【活性化に資する理由】	多くの人が密集し往来する中心市街地において、路上喫煙による身体・財産上の被害や、健康への影響等を防止し、健康的で安全・安心な環境を保持する本事業により、中心市街地の良好な生活環境を保持し誰もが快適に過ごせる空間を形成することは、延いては中心市街地を含めた居住人口の増加に寄与する。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

- ・駿府城公園内観光案内事業
- ・駿府城公園お堀の水辺活用事業（菱舟）
- ・駿府城公園周辺民間活力導入施設設置事業
- ・駿府城天守台野外展示事業

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施場所【静岡地区】



第9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

1 市の推進体制（静岡市まちづくり推進本部）

（1）概要

静岡市は、将来の本市の都市構造を踏まえて、静岡市中心市街地活性化基本計画を策定及び改定するにあたり、当該計画の案について必要な検討を行うとともに、当該計画が策定された後、当該計画を推進するため、『静岡市中心市街地活性化推進本部』を設置している。

本部の所掌事項に係る事前の調査及び調整を行うため、本部に『中心市街地活性化部会』、中心市街地活性化部会に提出する資料等の収集及び作成並びに関係施策の調整を行うため、『連絡会』を設置している。

【静岡市中心市街地活性化推進本部】

経済局の事務を担任する副市長	経済局商工部長
経済局長	経済局農林水産部長
都市局長	経済局海洋文化都市推進部長
企画局次長	都市局都市計画部長
財政局財政部長	都市局建築部長
観光交流文化局次長	建設局道路部長
保健福祉長寿局健康福祉部長	

【中心市街地活性化部会】

経済局商工部長	経済局商工部産業政策課長
企画局企画課長	経済局商工部産業振興課長
企画局アセットマネジメント推進課長	経済局商工部商業労政課長
財政局財政部財政課長	経済局海洋文化都市推進部海洋文化都市政策課長
観光交流文化局観光・MICE推進課長	経済局農林水産部農業政策課長
観光交流文化局国際交流課長	都市局都市計画部都市企画担当課長
観光交流文化局歴史文化課長	都市局都市計画部交通政策課長
観光交流文化局文化財課長	都市局都市計画部市街地整備課長
観光交流文化局まちは劇場推進課長	都市局都市計画部清水駅周辺整備課長
観光交流文化局文化振興課長	都市局都市計画部緑地政策課長
観光交流文化局スポーツ振興課長	都市局都市計画部公園整備課長
観光交流文化局スポーツ交流課長	都市局建築部建築総務課長
保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課長	建設局道路部道路保全課長

【連絡会】

企画局企画課	経済局商工部産業振興課
企画局アセットマネジメント推進課	経済局商工部商業労政課
財政局財政部財政課	経済局海洋文化都市推進部海洋文化都市政策課
観光交流文化局観光・MICE 推進課	経済局農林水産部農業政策課
観光交流文化局国際交流課	都市局都市計画部都市計画課
観光交流文化局歴史文化課	都市局都市計画部交通政策課
観光交流文化局文化財課	都市局都市計画部市街地整備課
観光交流文化局まちは劇場推進課	都市局都市計画部清水駅周辺整備課
観光交流文化局文化振興課	都市局都市計画部緑地政策課
観光交流文化局スポーツ振興課	都市局都市計画部公園整備課
観光交流文化局スポーツ交流課	都市局建築部建築総務課
保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課	建設局道路部道路計画課
経済局商工部産業政策課	建設局道路部道路保全課

(2) 開催状況

本計画策定に向け、(1)に記載した本部・部会・連絡会や、市の政策推進や都市経営に関して市長の意思決定を要する重要なものについて協議する「経営会議」、市の重要施策の方向性を協議する「重要政策検討会議」、関係者会議等を次のとおり開催した。

■令和元年7月12日 「次期中心市街地活性化基本計画検討関係課会議」

【概要】

- ・第3期計画の作成に向けて、主要関係課で協議を行った。
- ・中心市街地活性化政策の背景や経緯、全国の自治体の動向など、基本的事項について関係課で共通理解を図ったほか、第1期計画、第2期計画の成果などについて事務局から報告を行った。
- ・また、第3期計画の計画期間の設定についても議論を行った。

【意見】

- ・第3期計画を作成していくこと自体は問題ない。
- ・第3期計画に向けた事業の整理をしていきたい。
- ・国も上書き上書きで制度をつくっているため、わかりにくくなっている部分がある。今一度、各省庁の制度について整理が必要。
- ・国の支援措置によって官民の事業が促進され、中心市街地の活性化の効果が高まるることは非常にありがたい。地方都市の力だけでは限界があるので、国の支援は重要。
- ・国交省の都市再生整備計画も中活計画と両輪で計画を作成及び推進している。引き続き連動しながら進めていきたい。

■令和2年8月13日 「第3期静岡市中心市街地活性化基本計画の区域設定について」

【概要】

- ・第3期計画の区域設定について関係課に意見を求めた。

【意見】

- ・都市再生整備計画と中心市街地活性化基本計画のエリアについて、国の制度改変もあることから情報共有を図りながら進めたい。

■令和2年12月2日 「第3期静岡市中心市街地活性化基本計画策定に向けた概要（骨子）についての意見」

【概要】

- ・第3期計画の考え方や方向性、主要事業等についての整理を行った上で、計画概要（骨子）について関係課に意見を求めた。

【意見】

- ・第4次総合計画の策定作業を進めていく中で、中活計画についても上位計画の状況を把握しながら適宜整合性を持った計画作りをしてほしい。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により市のあらゆる事業が影響を受けているため、改めて各事業の進捗状況の確認を。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大によって都心の過密が懸念されるところだが、国の施策において、中心市街地にモノ・コト・ヒトを集積させるまちづくりに変化はないと考える。国際競争力強化やウォーカブルなまちづくり、コンパクトシティ、スマートシティの推進は引き続き重要。
- ・本市における中心市街地の重要性も変化はない。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大によって取り巻く環境が変化しているため、これまでの積み重ねについて、改めて前提に立ち戻った検討も必要では。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大を受けどうしていくかという要素も。
- ・指標の捉え方も非常に難しくなった。量を捉えるのかどうか。

■令和2年12～1月 「第3期静岡市中心市街地活性化基本計画策定に向けた概要（骨子）についての意見」

【概要】

- ・第3期計画の考え方や方向性、主要事業等についての整理を行った上で、計画概要（骨子）について関係課、委員等に意見を求めた。

【意見】

- ・新たなまちづくり団体も誕生している。必要に応じて連携を。
- ・民間事業もいろいろ動いている。上手く繋いでいければ。
- ・中活計画は継続していくべき。経済はいつも動いている。
- ・このような時期だからこそ中活で力強く活性化を。
- ・中活計画は官と民が一体となる空気感の土台となる。良いこと。
- ・机上の話で終わってはいけない。いかに泥をかぶりながらやっていけるか。
- ・我々地元の人間が地道にやっていくことが大切。
- ・静岡の特徴は大型商業施設と商業店街が連なる商業空間。

- ・特徴を活かした活性化を。
- ・清水地区の熱をもっと高めていきたい。最終的には人口増までもっていきたい。誇りに思ってもらえるように。
- ・全体的に量を求めるのではなく質を求める時代になってきている。
- ・質を求める指標も良いのでは。
- ・弱点を克服していくばっかりが良いわけでもない。強みをさらに伸ばし抜き出ることも方法の1つ。若者が来ないからといって若者を増やすのではなく、高齢者ばかりであれば高齢者をさらに増やしてにぎわっても良い。巣鴨がまさにそれ。つまり、何を目指したいのかが大切。
- ・清水地区は縦に長いのがデメリット。
- ・観光を伸ばしていくのであれば、同時に受け入れる環境を整備することも大切。
- ・コロナで変化した生活環境はコロナが収まあってそのまま定着化してしまう懸念がある。コロナ前に戻らないという前提で考えることも重要。
- ・レンタルオフィスなど、建物の新たな使い方が増えていくだろう。
- ・静岡地区は歴史ある中心市街地という要素が大切。
- ・ビッグデータの活用も。
- ・住みたくなるまちという要素も必要。
- ・空間活用の工夫。街路やパークレットなど交流が生まれやすい空間づくり。
- ・内部空間だけでなく、外部空間も含めた活用。
- ・商業を考える上では集客力のあるチェーン店と個人店のバランスが大切。
- ・新陳代謝が大事。建て替えの促進など。
- ・商業の軸はアパレルからエンタメ、体験へと変わってきている。
- ・新しい価値を創造していく人材づくり。静岡らしさの打ち出し。

■令和3年7月16日 「第3期静岡市中心市街地活性化基本計画に係る関係課会議」

- ・市の上位計画も過渡期にあるためそれらの進捗を踏まえた計画策定を。
- ・具体的な事業はないものの動き出しているエリアがあるため、計画の策定後も計画変更などで、よりよい計画にしていってほしい。
- ・市の五大構想のひとつである「まちは劇場」について、「文化芸術を活かしたまちづくり」を展開するという、本市の特徴的な事業であるため、表現の充実を検討してはどうか。

■令和3年9月28日 「第3期静岡市中心市街地活性化基本計画に係る部会及び連絡会」

- ・関係課からの意見を基に適時計画案の修正を行った。

■令和3年10月 「第3期静岡市中心市街地活性化基本計画に係る本部会議」

- ・中心市街地では官民合わせて様々な事業が動いている。計画に限らずそれらを注視していきながら活性化を推進してほしい。
- ・国の中活政策の動向に限らず市としてなぜ中活をしていくのか必要性を明確に。
- ・第2期計画の2本柱を3本柱に変わっている。特に商業（経済）の部分が独立した柱として存在するようになった。それに見合った施策の充実を今後検討していってほしい。
- ・第3期は引き続き継続していくべき。
- ・目標指標は2地区共通にした方が良いのでは。観光客数と歩行者通行量は、どちらも人の量を捉える指標であり、敢えて表現をわける必要もない。
- ・課題に対する対処療法ではなく、まちの体質そのものを変えていく必要があるのでは。

■令和3年11月25日 「重要政策検討会議」

- ・民間に潤ってもらう都市環境、経済環境を作っていくことが重要。
- ・仕掛けづくり、付加価値づくり、とりわけ郊外店やネット通販等と闘つていかなくてはいけない。また、まちをサステイナブルにしていかなくてはいけない中で、中心市街地の活性化は大切である。
- ・商業の活性化に向けて、施策の充実を継続的に検討してほしい。
- ・パブリックコメントを実施しいろいろな立場の方からの意見を聴取してほしい。

2 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 概要

第3期計画策定にあたっては、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、経済活動向上、都市機能向上、商業振興ほか、多様な主体が活発に議論を交わし、相互に連携し、共通の理念のもとに主体的・積極的な取り組みが行われるよう第2期計画で設置した「静岡市中心市街地活性化協議会」に基づき、委員を選任（会長：静岡商工会議所 専務理事）し、協議を重ねてきた。

協議会は、令和2年12月23日から令和3年1月22日にかけて骨子作成に係る協議（委員会）を計4回開催したのち、令和3年2月に第2回協議会、令和3年5月に第3回協議会を開催した。

第2回協議会では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響から、第3期基本計画の骨子案に対する書面決議の形をとり、全ての委員から賛同頂くなど、関係者総意で取り組んでいる。

【静岡市中心市街地活性化協議会委員】※敬称略

区分	所属団体・役職名	氏名	根拠法令
経済活力向上	静岡商工会議所 専務理事	石川 真巳 (会長)	法第15条第1項第2号 (イ)関係(経済活力の向上)
都市機能向上	公益財団法人 静岡市まちづくり公社 理事長	片山 幸久 (副会長)	法第15条第1項第1号 (イ)関係(都市機能の増進) 指定日：平成19年11月1日
商業振興	静岡市中央商店街連合会 幹事	中村 陽史	法第15条第4項(二) 関係(経済活力の向上)
	(株)大丸松坂屋百貨店 松坂屋静岡店 店長	落合 功男	法第15条第4項(二) 関係(経済活力の向上)
	(株)静岡伊勢丹 代表取締役社長	嶋田 正男	法第15条第4項(二) 関係(経済活力の向上)
	静岡市清水商店街連盟 会長	伊東 哲生	法第15条第4項(二) 関係(経済活力の向上)
	(株)ドリームプラザ 代表取締役社長	大井 一郎	法第15条第4項(二) 関係(経済活力の向上)
	清水河岸の市協同組合 代表理事	深澤 寿昭	法第15条第4項(二) 関係(経済活力の向上)
交通	静岡鉄道(株) 常務取締役	田中 尚弘	法第15条第4項(一) 関係(公共交通の利用者の利便の増進)
港湾	静岡県清水港管理局 局長	尾崎 元久	法第15条第8項関係 (市街地改善 港湾)
観光	公益財団法人するが企画観光局 専務理事	池田 文信	法第15条第4項(二) 関係(経済活力の向上)
地域経済	静岡商工会議所女性会 直前会長	藤田 綾子	法第15条第8項関係 (経済活力の向上)
	静岡商工会議所青年部OB(かわせみ会) 副会長	大川 美代子	法第15条第8項関係 (経済活力の向上)

学識経験者	学校法人常葉大学 地域貢献センター長	木村 佐枝子	法第15条第8項関係 (学識経験者)
	横浜国立大学 地域実践教育研究センター准教授	志村 真紀	法第15条第8項関係 (学識経験者)
	一般社団法人 IKIGAI プロジェクト 理事	百瀬 伸夫	法第15条第8項関係 (学識経験者)
	国立大学法人静岡大学 学生支援センターキャリアサポート部門准教授	宇賀田 栄次	法第15条第8項関係 (学識経験者)
	常葉大学 法学部 講師	小川 祐之	法第15条第8項関係 (学識経験者)
まちづくり 主体	I Love しずおか協議会 幹事長	村松 重治	法第15条第8項関係 (経済活力の向上)
	御伝鷹まちづくり(株) 代表取締役	関川 清明	法第15条第8項関係 (経済活力の向上)
	企業組合コーデックス 代表理事	石崎 哲也	法第15条第8項関係 (経済活力の向上)
	静岡市清水文化会館マリナート エグゼクティブ・マネジャー	若月 均	法第15条第8項関係 (経済活力の向上)
行政	静岡市経済局 局次長兼商工部長	大村 博	法第15条第4項(三) 関係(行政)
	静岡市都市局 局次長兼都市計画部長	八木 清文	法第15条第4項(三) 関係(行政)
	静岡市観光交流文化局 局次長	岡村 渉	法第15条第4項(三) 関係(行政)

静岡市中心市街地活性化協議会 規約

(協議会の設置)

第 1 条 静岡商工会議所および公益財団法人静岡市まちづくり公社は、中心市街地の活性化に資するため、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名 称)

第 2 条 本会は「静岡市中心市街地活性化協議会」(以下、協議会という)と称する。

(目 的)

第 3 条 協議会は、静岡市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関する必要な事項について協議することを目的とする。

(活 動)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 静岡市中心市街地活性化基本計画の作成及び推進に関する意見集約および必要な事項についての提案
- (2) 中心市街地活性化に関する意見交換および情報交換
- (3) 中心市街地活性化に関する研修会、勉強会等の開催
- (4) 民間事業者が国の認定・支援を受けようとする事業計画に関する協議
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に関する必要な事項

(構成員)

第 5 条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 静岡商工会議所
 - (2) 公益財団法人静岡市まちづくり公社
 - (3) 静岡市
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 協議会の運営について助言を得るため、オブザーバーを置くことができる。

(組 織)

第 6 条 協議会は、会長、副会長、委員および監事をもって組織する。

- 2 必要に応じて、ワーキンググループ等を設置することができる。

(委 員)

第 7 条 委員は、第 5 条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

(役 員)

- 第 8 条 協議会の会長、副会長、監事は、委員の中から選任する。
- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長および監事は会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 5 監事は会計状況を監査する。

(任 期)

- 第 9 条 会長、副会長、委員および監事の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。
- 2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

- 第 10 条 協議会の会議（以下、「会議」という）は、会長が召集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会議の議決は、出席者の過半数を持ってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会 計)

- 第 11 条 協議会の収入は、負担金、補助金およびその他の収入による。
- 2 協議会の支出は、会議費、調査費、通信費、事務費、そのほか運営に要する経費とする。
 - 3 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

- 第 12 条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局の運営に必要な事項は、静岡商工会議所が処理する。

(補 則)

- 第 13 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決める。

附 則

- 1 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約は、協議会が所掌事務の処理を完了した日限りでその効力を失う。

(2) 開催状況

本計画策定に向け、同協議会を次のとおり開催した。

- ①第3期静岡市中心市街地活性化基本計画の骨子作成に係る意見交換（委員）
(令和2年12月23日、令和3年1月13日、14日、22日)
- ②令和2年度第2回静岡市中心市街地活性化協議会（令和3年2月）：書面決議
✓ 第3期静岡市中心市街地活性化基本計画の骨子案について
- ③令和3年度第1回静岡市中心市街地活性化協議会（令和3年5月26日）
- ④令和3年度第2回静岡市中心市街地活性化協議会（令和3年12月1日）

(3) 本計画に対する意見

静岡市は、同協議会や地元関係者から本計画に対する意見を、次のとおり受けた。

ア 中活協議会委員や地元関係者の声（ヒアリング要旨）

令和2年12月～令和3年1月

- 静岡地区は歴史ある中心市街地という要素が大切。清水地区はもっと人の熱を高めていき清水を誇りに思ってもらえるように。
- パイの中で消費を奪い合うのではなくパイを増やす工夫が大切。大型店と商店街が集積する静岡の強みを伸ばし他都市と差別化。
- 大型店は来街者を強く集客。商店街は大型店にできない特徴ある地域のお店を展開。お店同士競合するだけではなく共生し魅力的な商業空間を創る意識も。
- 大型店の場の活用・提供。街中に無い店舗を誘致する仕組みづくり。
- テレワークが普及すると街に来る機会が減少する。これは中心市街地の活性化にとって脅威にもなり得る。
- 歩行者通行量＝商業活性化という構図が変わりつつある。街中は「モノを買う場」から「交流の場」へシフト。
- ワクチン接種が一番の経済対策。
- 中活計画は絶え間なく続けていくべき。このような時期だからこそ。商業はいつも動いている。

イ 令和2年度第2回中心市街地活性化協議会（令和3年2月）

①新たな中心市街地の活性化に向けて

- ただ買い物をする時代は終わりつつある。新しい出会い、新しい発見ができる場所が必要。
- 大きな商業スペースが空いてしまうことに危機感を持って対応する必要がある。

- 商店街という古いモデルは消滅する方向に向かい、モノは家に自動的に届く社会が到来する。中心市街地の定義が変わるのである。にぎわいとは何か、お店とは何か、市民や地元企業が自分事として牽引してほしい。
- 市民意識調査によると、中心市街地以外のスーパー>大型商業施設>中心市街地の商店街 の順になっている。いずれもECを上回っており、まだまだ買い物回りによる消費傾向が強いと思われる。しかし、マルイの撤退、呉服町通りのシャッター化など懸念もある。官民一体となつた活性化が必要。

②デジタル社会への対応

- 数値目標管理にはモバイル空間調査等新しい方法で実施できないか。
- デジタル社会の到来、ネットの普及により商店街に出かける機会が減少。ただ買い物をする時代は終わりつつある。

③その他全体を通して

- 総合計画が切り替わるタイミングであることから状況に応じて計画内容を修正していくこと。
- 時限的な施策による規制緩和やトライアルなど、実験していくながら思い切った取組を。
- 様々に価値観が変容し、未曾有な経験は今後の社会を大きく変えていく。戦略的視点が必要。
- 中心市街地に学びの拠点や生涯学習の拠点という視点も必要。

ウ 令和3年度第2回中心市街地活性化協議会（令和3年12月）

- 市の総合計画との整合性を保ちながら計画の作成をしていくこと。
- 中心市街地人口は課題の1つ。ぜひ取り組んでいってほしい。人口増による経済の好循環が期待できる。他都市では商店街の住宅化を進めている例もある、いろいろな例を参考にしていくこと。
- 商店街は商店だけでなく、サービス業、エステ、演劇など多種多様になってきている。コミュニティ活動の場としての活用など、様々な視点で今後の在り方の検討を。
- 世界の都市はウォーカブルを推進している。静岡市もまちなか空間の魅力向上のためエリマネの推進を。
- 中部横断自動車道の開通を活かし、静岡・山梨・長野の縦のラインを上手く活用していってほしい。
- アクセスの視覚化などデータを活用したまちづくりの推進。
- 安心・安全のまちづくりの推進。
- 第3期計画の策定を適宜進めていってほしい。

令和3年12月1日

静岡市長 田辺 信宏 様

静岡市中心市街地活性化協議会
会長 石川 健巳



『第3期静岡市中心市街地活性化基本計画(案)』に対する意見書

「中心市街地の活性化に関する法律」第15条第9項の規定に基づき、「第3期静岡市中心市街地活性化基本計画(案)」に対する意見を、下記のとおり申し上げます。

記

1 令和3年12月1日に開催した「令和3年度第2回静岡市中心市街地活性化協議会」において、静岡市から提示された「第3期静岡市中心市街地活性化基本計画(案)」は、これまでの2地区1計画から2地区2計画へと計画を分けることで、各地区(静岡地区・清水地区)の特性に応じた活性化の方策が明確に示されていると認めます。

本計画(案)に基づく取組を実施することによって、本市中心市街地の活性化が着実に図られることが見込まれることから、本計画(案)の策定は適切であると判断いたします。

2 本計画(案)の推進にあたり特に配慮すべき事項について、次の4点を付帯事項として申し添えます。

(1) 市の総合計画が改訂時期にあることから整合性を取りながら策定すること。

(2) 中心市街地区域のみならず、周辺地域等より広域なエリアの視点も持ちながら活性化の方策等を検討すること。また、本計画における人の動き(消費、観光等)や経済は1地区で完結するものではなく、互いに補完する関係性が深いことから、2地区を一体的に進めること。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、様々な事業が変更や延期になっていく。状況の回復を持つのではなく、有効活用や暫定的な事業展開をするなど、柔軟に対応しながら活性化を目指すこと。

(4) フォローアップ等についても、従前と同じアナログな手法で実施していくのではなく、デジタル化や視覚化などデータ活用を用いるなど、客観的な手法等によって中心市街地の変化等を捉えていくように検討すること。

3 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

中心市街地活性化の実現を図るために、計画策定段階から事業実施に至る全体の過程において、市民・事業者等様々な主体の理解・参加・協力を得て、広く地域ぐるみで取り組むことが重要である。その一環として、次の取組を実施した。

(1) 市民ニーズ等の客観的な把握

① 令和2年度静岡市市民意識

概要：市民満足度のほか、中心市街地の活性化についてなど、市民意識の

基本的な内容を確認するための調査

実施主体：静岡市広報課

実施期間：令和2年7月1日～7月22日

調査対象：18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）

調査方法：郵送調査

回答状況：有効回答1,562人（有効回答率52.1%）

② パブリックコメント

概要：静岡市市民参画の推進に関する条例に基づく市民意見提出手続の実施（パブリックコメント）

実施主体：静岡市商業労政課

実施期間：令和3年12月24日～令和4年1月28日

調査方法：商業労政課、各区の市政情報コーナー、静岡市ホームページ等での資料閲覧・配布等

提出意見：115件（自由記載での意見：静岡地区65件、清水地区71件（両地区に関する重複意見含む））

パブリックコメントの結果によると、本計画で実施する次の1から12の取組について、期待するものは以下のグラフのとおりであった。

【問】次の1から12の取組について、どの取組に期待しますか。

上位のものから3つ選んでください。

1 買い物を楽しむ空間づくり

（例：空き店舗対策、チャレンジショップ支援）

2 核となる施設の魅力拡大

（例：再開発事業、大型商業施設、老朽化した施設の更新）

3 映える商店街の街並みづくり

（例：街路灯、アーケード、イルミネーション）

4 魅力的な個店の拡大

（例：お店のコンサルティング、創業支援、事業承継）

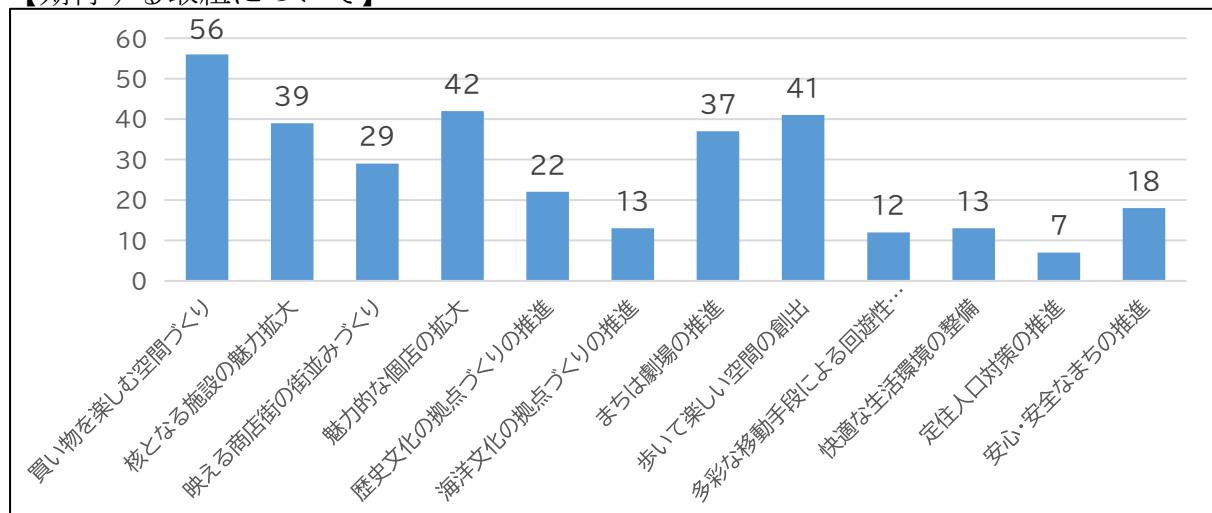
- 5 歴史文化の拠点づくりの推進
(例:歴史博物館、駿府城公園魅力向上、お堀の水辺活用)
- 6 海洋文化の拠点づくりの推進
(例:客船誘致、ウォーターフロントの活用、港町)
- 7 まちは劇場の推進
(例:イベント、パフォーマンス、音楽、わくわくドキドキがあふれるまち)
- 8 歩いて楽しい空間の創出
(例:テラスの整備、おしゃれな空間の整備、ウォーカブルシティ)
- 9 多彩な移動手段による回遊性の向上
(例:シェアサイクル、バス、電車、フェリー)
- 10 快適な生活環境の整備
(例:市民文化会館再整備、景観形成、路上喫煙防止、客引き防止)
- 11 定住人口対策の推進 (例:移住の推進、住宅整備)
- 12 安心・安全なまちの推進 (例:無電柱化、バリアフリー、地下道整備)

【結果】期待する取組について（上位のものから3つ選択可）

回答数 329 件

No.	取組内容	1位	2位	3位	合計
1	買い物を楽しむ空間づくり	33	15	8	56
2	核となる施設の魅力拡大	21	9	9	39
3	映える商店街の街並みづくり	8	12	9	29
4	魅力的な個店の拡大	11	19	12	42
5	歴史文化の拠点づくりの推進	5	11	6	22
6	海洋文化の拠点づくりの推進	6	3	4	13
7	まちは劇場の推進	8	15	14	37
8	歩いて楽しい空間の創出	7	12	22	41
9	多彩な移動手段による回遊性の向上	3	5	4	12
10	快適な生活環境の整備	1	6	6	13
11	定住人口対策の推進	4	0	3	7
12	安心・安全なまちの推進	6	5	7	18
合計					329

【期待する取組について】



【静岡地区】に対する主な自由意見

自由意見抜粋

- ・中心市街地区域に留まらない近隣の中山間地や市外の自治体・関係団体との連携・協力。
- ・物を満たすのではなく、心を満たすことができる中心市街地に。
- ・老朽化した施設の更新の検討。
- ・若者の活用や若者が戻ってきたいと思えるまちづくり。
- ・地域に根付いたまちづくり団体との協調。
- ・ディープな静岡の発信。
- ・名古屋や東京に負けない商業の魅力づくり。
- ・活性化と新型コロナウイルス感染症拡大に対する安心・安全の両立。
- ・魅力的なお店や空き店舗対策の取組の実施。
- ・中心市街地への出店のハードルを下げる仕組みづくり。ポップアップショップ等。
- ・エンターテインメント施設等、時間消費型の施設の促進。
- ・長期的な人口減少対策の実施。
- ・公共空間の活用。

第10章 中心市街地における都市機能の集積を図るための措置に関する事項

1 都市機能集積の促進の考え方

静岡市では、総合計画及び都市計画マスタープラン等において、都市機能の集積について、次のとおり位置づけている。

ア 市第3次総合計画における位置付け（平成27年3月策定）

静岡市の最上位計画である「第3次静岡市総合計画」においては、静岡地区・清水地区それぞれの魅力・個性を活かした活性化を推進し、連携を図ることで、相乗効果を生み出すとしている。

静岡地区においては徳川家康公の築いた城下町を基礎に、商業・業務等の多様な機能の強化と回遊性向上を進めるとしている。

イ 市都市計画マスタープラン（平成28年3月策定）

市都市計画マスタープランにおいては、将来都市構造として「集約連携型都市構造」を掲げ、静岡地区と清水地区は、商業・業務、行政・文化、交流・レクリエーション等の都市機能と人口が集積し、市民の多様な都市生活の活動を支える「都市拠点」として位置づけられている。

静岡地区は、商都として魅力とにぎわいのある都市空間の形成及び歴史・文化を含めた観光の玄関口としての機能強化を図るとしている。

ウ 市立地適正化計画（平成31年3月策定）

都市のコンパクト化を実現していくための計画となる市立地適正化計画においては、「静岡駅周辺地区」は歴史文化拠点として、誘導施設の立地を推進し、集約化拠点の形成を図る区域に位置づけられている。

エ 市第2次産業振興プラン後期計画（平成31年3月策定）

市の産業振興の基本的な方向を示す市産業振興プランにおいては、まちなかの魅力向上による賑わい創出や、国内外からの誘客と交流、来訪者が再び訪れたくなる受入態勢づくり、まちなかの魅力向上による賑わい創出など、国内外から多くの人が訪れ、活発な交流が行われるまちに向けた政策が位置づけられている。

2 都市計画手法の活用

静岡市は、コンパクトな都市構造や郊外への無秩序な市街地拡散を防ぐ趣旨から、平成23年に市内の準工業地域全域（約1,631ha）に対して、都市計画法に基づく「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」を指定し、また同地区内では大規模集客施設の建築等を禁止する旨の条例を制定することにより、準工業地域においても床面積1万m²を超える大規模集客施設の立地を制限している。

3 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

「中心市街地の状況」記載のとおり、静岡地区には多様な都市機能が集積している。これらの既存ストックを最大限に活用し、静岡地区の活性化を推進する。

4 都市機能の集積のための事業等

多様な都市機能の整備・集積を図る事業のうち、主要なものとして次の事業を実施する。

【静岡地区】

- ◎静岡御幸町9番・伝馬町4番地区第一種市街地再開発事業
- ◎御伝鷹エリア共通駐車場システム「御伝鷹にとめざー」構築事業
- ◎静岡都心地区まちなか再生事業
- ◎静岡市民文化会館再整備事業
- ◎静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター運営事業
- ◎企業立地促進助成（クリエーター事務所賃借料補助）実施事業
- ◎静岡市美術館運営事業
- ◎静岡市产学交流センター「B - n e s t」運営事業
- ◎コミュニティホール七間町運営事業
- ◎大規模小売店舗立地法特例区域の設定
- ◎チャレンジショップ出店支援事業
- ◎（仮称）空き店舗対策事業
- ◎静岡市歴史博物館運営事業

第11章 その他中心市街地の活性化のために必要な事項

1 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意点

本計画で推進する事業は、静岡市では第3次静岡市総合計画に登載された事業や、民間では各主体が実施中のものや確実に実施するもののうち、中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものを厳選している。

また、本計画において推進する事業は、実践的・試行的な活動の裏打ちに基づき実施するものもあり、厳選されたものである。例えば静岡地区の「駿府城跡天守台発掘調査現場見える化事業」は、全国初の取組として、発掘調査現場を常時開放しており、令和3年3月に来場者50万人を達成している。

2 都市計画等との調和

中心市街地の活性化に向け、静岡市は本計画の上位・関連計画において、次の方向性を示している。

上位・関連計画名称	中心市街地の方向性
第3次静岡市総合計画（平成27年3月）	<ul style="list-style-type: none">・静岡・清水両都心、東静岡副都心は、商業・業務・医療・情報などの都市機能を持ち、今後も静岡県中部地域の中核機能を担いつつ、コンパクトシティの核としての役割を果たしていくことが求められている。・静岡都心では、徳川家康公の築いた城下町を基礎とし、利便性・快適性をさらに高めるため、商業・業務・居住等の多様な機能の強化を図るとともに、回遊性を向上させる取組を進める。
五大構想	<ul style="list-style-type: none">●歴史文化の拠点づくり（静岡都心）<SDGs 8, 11, 16>・徳川家康公が晩年暮らした駿府城公園周辺の魅力を高める取組を通じて、来街者の増加による地域経済の活性化を図るとともに、大御所が愛した「平和都市・静岡」を世界に向けてアピールする。●「まちは劇場」の推進<SDGs 8, 11>・本市に根付いた大道芸や演劇、音楽などの芸術文化等の持つ創造性を活かし、誰もが気軽に楽しむことができる仕掛けづくりを通じて、市民の芸術文化等の創造活動への参加や活動を促すことで、市民が主役のまちづくりを進め、シビックプライドの醸成及び交流人口の増加による地域経済の活性化を図る。
静岡市第2期総合戦略（令和2年3月）	<ul style="list-style-type: none">○国内外からの誘客と交流を推進（KPI）○静岡、清水の中心市街地の歩行者通行量（主要回遊動線上）○静岡、清水の中心市街地の滞在時間（2時間以上の割合）
静岡市都市計画マスタートップ	<p>【静岡都心地区】</p> <ul style="list-style-type: none">①まちづくりの目標<ul style="list-style-type: none">・歴史が息づく、人々を刺激する都心

ラン（平成 28 年 3 月）	<p>②まちづくりの方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高次かつ多様な都市機能の持続的な誘導 ・伝統を活かし、新たな魅力を創る都市空間の整備 ・楽しく歩いて自転車にも利用しやすいまちづくりの推進 ・街なか居住等の人口集積を誘導する街なか環境整備
静岡市立地適正化計画（平成 31 年 3 月）	<p>【静岡駅周辺地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資源を活かした交流人口の増加に資する機能の強化、行政、商業・業務、文化の中心としての機能の更新・集積、子育て・福祉環境等の向上、高齢人口の増加への対応のため、各種施設の集積促進、中心市街地の活性化、交通ネットワークの形成に関する取組を実施していく。
第 2 次静岡市産業振興プラン（平成 27 年 3 月）	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次静岡市総合計画に掲げる人口 70 万人の維持に必要な「市内総生産額の増加」と「雇用の創出」を図るため、本市の産業が強みを生かしつつ、時代の要請にこたえる産業へと転換を促す施策を展開とともに、幅広く中小企業・小規模企業を下支えする各種施策を打ち出していく。
静岡市良好な商業環境の形成に関する条例・指針（平成 25 年 4 月）	<p>【静岡都心】</p> <p>①まちづくりの方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業都市静岡の顔として、広域都市圏をけん引する高次都市機能が集積した都心を形成 ・中心市街地活性化策と連携を図るとともに、地域資源を活用し、賑わい、風格のあるまちを構築 <p>②商業集積の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域都市圏をけん引する商業都市として積極的な集積を図るとともに、魅力の向上に努める。 ・老舗の風格と高感度な専門店等が合わさった重層的な集積を図る。 ・新たなライフスタイルを提案する商業、都市文化、娯楽等を育成する。 ・多様な集積地区相互の回遊性を向上し、集積効果を高める。
静岡市景観計画（令和元年 7 月）	<p>【静岡駅周辺ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駿府城・城下町等の歴史を継承する景観形成 ・都市の拠点にふさわしい秩序ある JR 静岡駅周辺の景観形成 ・賑わい・憩い・コミュニティ活動を支える空間づくり ・多くの人が集まり恒常的な賑わいを生む景観形成 ・周辺の景観と調和した外観の維持

第12章 認定基準に適合していることの説明

1 認定基準への適合

本計画が「中心市街地の活性化に関する法律」第9条で定める3つの認定基準に適合していることを、改めて整理する。

基準	項目	説明
【第1号基準】 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	第1章、第3章に記載
	認定の手続	第9章に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	第2章に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	第9章に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	第10章に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	第11章に記載
【第2号基準】 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	第4章、第5章、第6章、第7章、第8章に記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	第3章に記載
【第3号基準】 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	第4章、第5章、第6章、第7章、第8章に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	第4章、第5章、第6章、第7章、第8章に記載

◇用語解説集

用語 ※50 音順	解説
ウォーターフロント	海・川・湖などに面する水際の地帯。過密化する都市の新たな開発区域としての港湾、臨海部を指して使われることもある。
大型店（大規模小売店舗）	店舗面積が1,000m ² を超える小売店舗。
公共交通	定められた路線を所定の停車を行いながら運行する、不特定の人によって利用される交通機関 バス・鉄道・路面電車などの交通機関が含まれ、特定の路線が定められていないタクシーも含む場合がある。
コミュニティ	一般的に地域共同体または地域共同社会と言われる。都市計画の分野では、主に住民相互の協力と連携による地域のまちづくり事業や身近な生活環境施設の整備事業などにおいて使われる。
コワーキングスペース	従来のレンタルオフィスと異なり、専用の個室スペースではなく共有型のオープンスペースにて仕事をするスタイルのオフィススペースのこと。
コンパクトシティ	少子高齢化、市街地拡散、環境負荷増大等の社会課題に対し、誰もが快適・便利に暮らすことが出来るよう、様々な都市機能が中心市街地に集約したまち。
市街地	住宅、商業、工業等の土地利用がなされている地域。
市街地再開発事業	都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つ 市街地の土地の有効かつ健全な高度利用と都市機能の更新を目的とし、建築物と公共施設の整備を一体的に行う。
しづまえ	静岡市駿河湾沿岸地域の愛称。
人口集中地区	市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km ² 以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地域。
地域資源	農林水産・鉱工業品、景観、飲食、芸能など、特定の地域にのみ存在し、活用次第ではその地域の活性化に寄与し得るもの。
中心市街地	小売商業・都市機能が相当程度集積し、市の中心としての役割を果たしている市街地。その市街地の都市機能増進・経済活力向上を推進することで、市全域や周辺市町村の発展にも有効である市街地。
中心市街地活性化	中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上等を推進すること。
都市機能	住戸・医療・福祉・子育て支援・教育・文化・産業・業務・商業・交通・防災・環境など、日常生活を支える各分野・機能の総称。
バリアフリー	高齢者や身体に障がいのある方々が、社会参加する上での障壁を取り除くこと。